



令和4年 3月
静岡県

第4次

静岡県環境基本計画

2022-2030

The 4th
Shizuoka Prefecture
Environmental Basic Plan



ごあいさつ

静岡県は、温暖な気候や世界遺産である富士山、ユネスコエコパークに登録された南アルプスをはじめとする豊かで多様な自然環境に囲まれ、私たちはこうした自然環境から多くの恵みを享受し、自然と共生しながら、今日の豊かで安全・安心な社会を築いてきました。

この自然の恵みやうるおいある環境を経済発展との両立を図りながら将来世代に引き継ぐため、本県では、2016(平成28)年3月に「改定版第3次静岡県環境基本計画」を策定し、「環境の理想郷“ふじのくに”の創造」に向けた各種施策を推進してまいりました。



しかしながら、「改定版第3次静岡県環境基本計画」の策定以後、本県の環境を取り巻く状況は大きく変化しています。国際社会では、「持続可能な開発目標」(SDGs)の達成に向けた取組やESG市場の拡大など、持続可能性の追求に向けた流れが加速しています。国内では、首相により「2050年カーボンニュートラル宣言」がなされ、本県においても、2021(令和3)年2月に2050年までに脱炭素社会の実現を目指すことを表明しました。さらに新型コロナウイルス感染症により、マスク・食品トレーといった廃プラスチックの増加が懸念される等、環境を巡る新たな課題が浮き彫りとなりました。また県内においては、大規模開発と自然環境等との調和などの諸課題が顕在化しています。

こうした社会情勢や環境課題の変化に適切に対応し、「SDGsのモデル県」として将来にわたり持続可能な発展を実現するため、「第4次静岡県環境基本計画」を策定いたしました。

本計画においては、地球環境を守り、地域資源を活かし共に支え合う、「環境と生命の世紀」にふさわしい“ふじのくに”の実現を目指し、「脱炭素社会」や「循環型社会」をはじめとする5つの分野を設定し、今後の環境施策の基本的な取組を提示しています。脱炭素社会の構築に向けては、県民、企業、団体等の皆様と連携し、徹底した省エネルギー対策に取り組むとともに、再生可能エネルギーの導入促進、技術革新の推進など、あらゆる政策手段を導入して取り組んでまいります。また、プラスチック等資源の循環利用や廃棄物の発生抑制等による環境負荷の低減、県民生活に欠かすことのできない「命の水」を守る健全な水循環の確保や希少種をはじめとする多様な動植物の保護にも着実に取り組んでまいります。

本県の恵み豊かな環境は、本県の経済・社会の発展の基盤となるものです。今後は、本計画の下、県民の皆様や事業者をはじめとする多様な主体と連携し、取組を推進してまいりますので、一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和4年3月

静岡県知事 川勝平太

目次

第1章 基本的事項

1 策定趣旨	6
2 計画期間	6
3 改定版第3次静岡県環境基本計画の成果と課題	6
(1) 指標の進捗状況	7
(2) 主な取組の成果と課題	7
4 第4次静岡県環境基本計画の位置づけ	8

第2章 環境・経済・社会の現状と課題

1 県勢の概要	10
(1) 位置、面積、地形等	10
(2) 人口	10
(3) 産業	10
2 本県の経済・社会の現状	11
(1) 人口減少・少子高齢化の進行	11
(2) 持続可能な開発目標(SDGs)の取組の本格化	12
(3) AI、IoT等の技術革新の進展	13
(4) 新型コロナウイルス感染症による影響と変化	14
3 私たちが直面している地球規模の環境の危機	15
(1) 地球温暖化、気候変動	15
(2) 資源循環	16
(3) 自然共生	17
4 県民の意識の変化	18
5 本県の環境の現状と課題	20
(1) 脱炭素社会	20
(2) 循環型社会	22
(3) 良好な生活環境の確保	24
(4) 自然共生社会	26
(5) 全てに共通する施策	28

第3章 目指すべき将来像

1 目指すべき将来像	32
------------	----

第4章 将来像を実現するための取組の方向

- 1 恵み豊かな地球環境の保全と経済、社会の調和のとれた発展 36
- 2 資源が循環する自立・分散型の地域を形成し、他地域と地域資源を補完しつつ、
支え合う「地域循環共生圏」の創造 41

第5章 将来像を実現するための施策展開

- 1 脱炭素社会の構築 ～カーボンニュートラルの実現～ 46
 - (1) 徹底した省エネルギー社会の実現 47
 - (2) エネルギーの地産地消に向けた再生可能エネルギー等の導入・利用促進 51
 - (3) 技術革新の推進 53
 - (4) 吸収源対策の推進 55
 - (5) 気候変動影響への適応 58
- 2 循環型社会の構築 ～資源循環と自然循環の促進～ 61
 - (1) 3Rの推進 62
 - (2) 廃棄物適正処理の推進 64
 - (3) サーキュラーエコノミーに向けた基盤づくり 67
 - (4) 自然資源の循環 70
- 3 良好な生活環境の確保 ～安全・安心な暮らしを守る～ 74
 - (1) 「命の水」と健全な水循環の確保 75
 - (2) 水質・大気等の環境保全 77
 - (3) 大規模開発等における適切な環境保全措置と安全の確保 80
- 4 自然共生社会の構築 ～人と自然との関係を見つめ直す～ 82
 - (1) 生物多様性の確保 83
 - (2) 自然環境の保全 86
 - (3) 人と自然との共生 90
- 5 環境と調和した社会の基盤づくり ～全てに共通する施策～ 93
 - (1) 環境と経済の好循環の創出 94
 - (2) 環境にやさしいライフスタイルの実践 96
 - (3) 環境保全の担い手育成 98
 - (4) 課題解決の基盤となる調査・研究の推進 101

第6章 計画の推進

- 1 各主体に求められる役割 104
- 2 計画の推進体制 105

参考資料 111

第1章

基本的事項

1 策定趣旨	6
2 計画期間	6
3 改定版第3次静岡県環境基本計画の 成果と課題	6
4 第4次静岡県環境基本計画の 位置づけ	8

1 策定趣旨

静岡県環境基本計画は、静岡県環境基本条例第9条に基づき、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

改定版第3次静岡県環境基本計画は、東日本大震災を契機としたエネルギー供給の課題、大規模開発やPM2.5等の新たな大気汚染の顕在化などの社会情勢を踏まえ、本県の目指す環境及び社会の将来像を明らかにし、各種施策を計画的に推進してきました。

しかし、改定版第3次静岡県環境基本計画の策定以降、本県の環境施策を取り巻く状況は大きく変化しています。国際社会では、「持続可能な開発目標」(SDGs)の達成に向けた取組の本格化やESG市場の拡大など、持続可能性の追求に向けた流れが加速しています。国内では、首相により「2050年カーボンニュートラル宣言」がなされるなど、脱炭素社会の実現に向けて大きく舵が切られました。さらに、今般の新型コロナウイルス感染症により、私たちの暮らしに大きな影響が生じています。また、県内では、大規模開発と地域の自然環境や生活環境との調和などの生活環境を取り巻く諸課題が顕在化しています。

こうした社会情勢や環境課題の変化に適切に対応していくため、「第4次静岡県環境基本計画」を策定することとしました。

2 計画期間

2022(令和4)年度から2030(令和12)年度までの9年間とします。なお、環境を取り巻く状況の変化に迅速に対応するため、5年程度をめどに見直しを行います。

3 改定版第3次静岡県環境基本計画の成果と課題

改定版第3次静岡県環境基本計画は令和3年度までを計画期間とし、4つの分野ごとに取組を推進し、18項目の指標により進捗管理を行ってきました。

(1) 指標の進捗状況

(令和4年3月現在)

区 分	指標数（達成状況区分別）					計
	目標値 以上	A	B	C	基準値 以下	
I ライフスタイル・ビジネススタイルの変革			1	1		2
II 低炭素社会に向けた取組	1		1	1	1	4
III 循環型社会に向けた取組	1			2	2	5
IV 自然共生社会に向けた取組	3 (1)			2	2 (1)	7 (2)
計	5 (1)	0	2	6	5 (1)	18 (2)

※ () は再掲指標の内数

評価区分の見方は、下表のとおり。

区 分	達成状況区分の判断基準
目標値以上	「現状値」が「目標値」以上のもの
A	「現状値」が「期待値」の推移の+30%超え ～ 「目標値」未満のもの
B	「現状値」が「期待値」の推移の±30%の範囲内のもの
C	「現状値」が「期待値」の推移の-30%未満 ～ 「基準値」超えのもの
基準値以下	「現状値」が「基準値」以下のもの
—	統計値等発表前、当該年度に調査なし等

(2) 主な取組の成果と課題

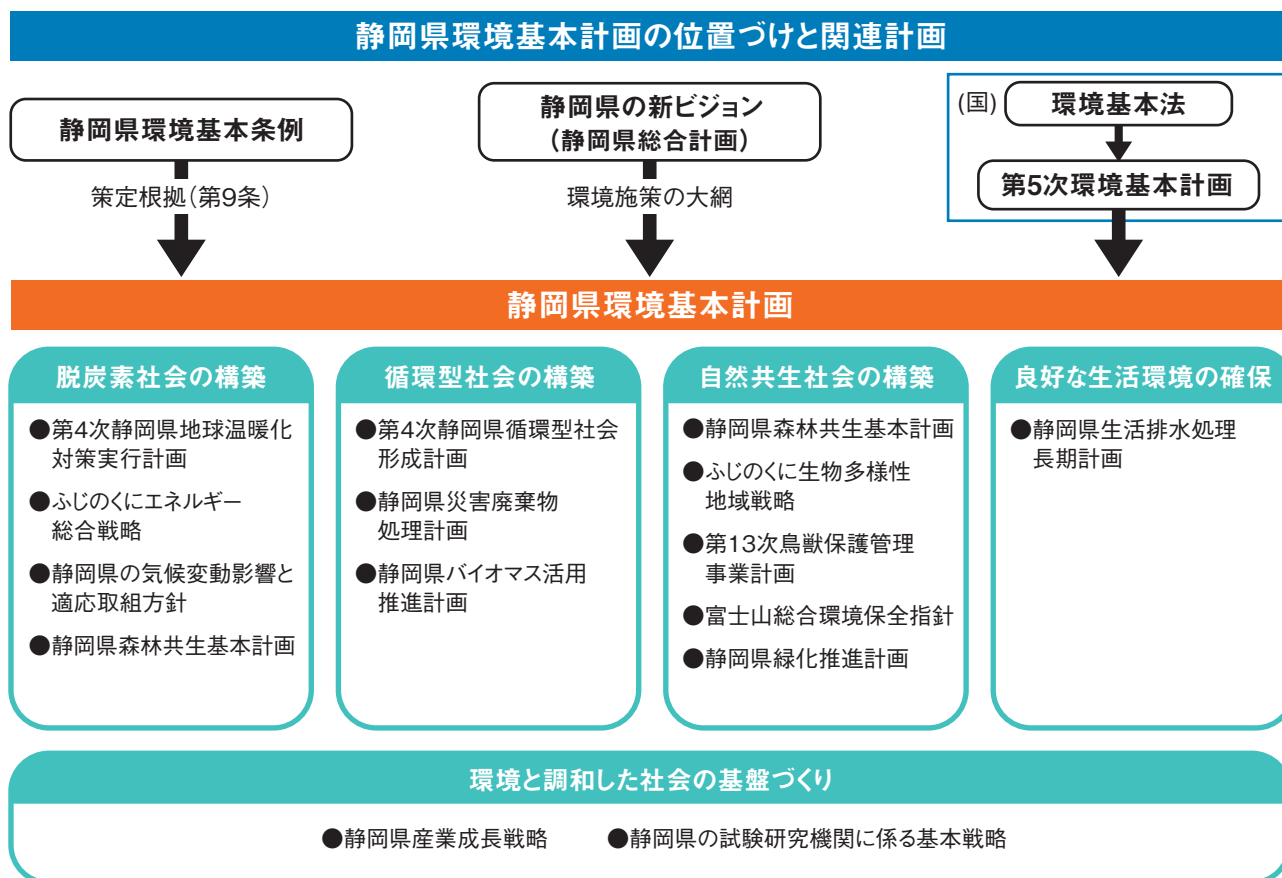
4つの分野ごとの主な取組の成果と課題は下表のとおりです。順調に進捗している分野がある一方で、より一層の取組強化が必要な分野もあり、社会情勢の変化を踏まえ、新たな視点を取り入れた取組を推進する必要があります。

分野	主な成果と課題	
I	成果	日頃から環境保全活動を実践している県民の割合は近年8割台を維持し、エコアクション21認証事業者数は全国1位（令和2年度末）となっています。
	課題	若い世代に対する意識啓発、環境教育に取り組む必要があります。
II	成果	県内の温室効果ガスの排出量は順調に減少しています。
	課題	脱炭素社会の実現に向けては、県民や企業・団体等と連携し、今後、より一層、取組を推進していく必要があります。
III	成果	本県の一般廃棄物排出量（1人1日当たり）は横ばいで推移しているものの、全国平均よりも少ない排出量を維持しています。
	課題	プラスチックごみの発生抑制と海洋流出防止に県民・市町・事業者等と連携して取り組む必要があります。
IV	成果	自然とのふれあいを進めている県民が増えており、企業による森づくりへの参加も広がっています。
	課題	生物多様性に対する認知度の向上を図るため、より一層の普及啓発が必要です。

4 第4次静岡県環境基本計画の位置づけ

静岡県環境基本計画は、静岡県環境基本条例第9条の規定に基づき策定するものであり、静岡県総合計画を環境の面から補完する環境部門の大綱として位置づけられます。地球温暖化対策地方公共団体実行計画や循環型社会形成計画等の環境に関する個別計画は、本計画の考え方を尊重して策定、推進されます。

なお、本計画は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（平成15年法律第130号）第8条に規定する本県の行動計画を包含しています。



第 2 章

環境・経済・社会の 現状と課題

1 県勢の概要	10
2 本県の経済・社会の現状	11
3 私たちが直面している地球規模の 環境の危機	15
4 県民の意識の変化	18
5 本県の環境の現状と課題	20

1 県勢の概要

(1) 位置、面積、地形等

本県は、我が国のほぼ中央に位置し、東西155km、南北118km、総面積7,780 km²で、全国土面積の約2%を占め、全国で13番目の広さです。

県土の南側は変化に富んだ海岸線で黒潮の流れる太平洋に面し、北側には世界文化遺産である富士山やユネスコエコパークに登録された南アルプスを擁しています。

また東側には2018（平成30）年にユネスコグローバルジオパークに認定された伊豆半島、西側には遠州灘につながる汽水湖である浜名湖など、複雑な地質と変化に富んだ地形を有し、優れた自然景観と豊富な動植物相を誇っています。

加えて、温暖な気候と豊富な降水量にも恵まれ、緑豊かな森林で涵養された豊かな水は、狩野川、富士川、安倍川、大井川、天竜川などの河川となって太平洋に注いでいます。

(2) 人口

本県人口は約361万人（2021（令和3）年10月時点）で、全国人口の約3%を占めています。2007（平成19年）年をピークに減少を続け、2007年と比べ、約19万人減少しています。また、2021（令和3）年4月時点で、65歳以上の人口の割合は29.9%、75歳以上の人口の割合は15.4%となり、過去最高を記録し、高齢化が進んでいます。

(3) 産業

本県の県内総生産（2020（令和2）年度名目、以下総生産について同様）は、15兆7,134億円となっています。県内総生産のうち、約40%を製造業が占めており、2019（令和元）年の製造品出荷額等は全国の5.3%を占め、全国第3位に位置するなど、全国有数の“ものづくり県”です。

ア 農業

本県の農業産出額は、2019（令和元）年に1,979億円で全国第17位となっています。主要な農産物の全国シェアは、茶（生葉と荒茶の計）が全国の30.5%、みかんが全国の12.0%となっています。

イ 林業

本県の林業産出額は、長期的に減少していましたが、2014（平成26）年以降は増加傾向で推移しており、2019（令和元）年は、118億円で全国第10位となっています。質の高いスギ・ヒノキの丸太や木材製品、しいたけなどを産出しています。

ウ 水産業

本県の漁業生産量は、1987年の37万トン进行ピークに、近年は20万トン前後で横ばい傾向でしたが、2019（令和元）年は微減し17.9万トンでした。また、漁業産出額は長期的に減少傾向にあり、2019（令和元）年は491億円で全国第7位となっています。

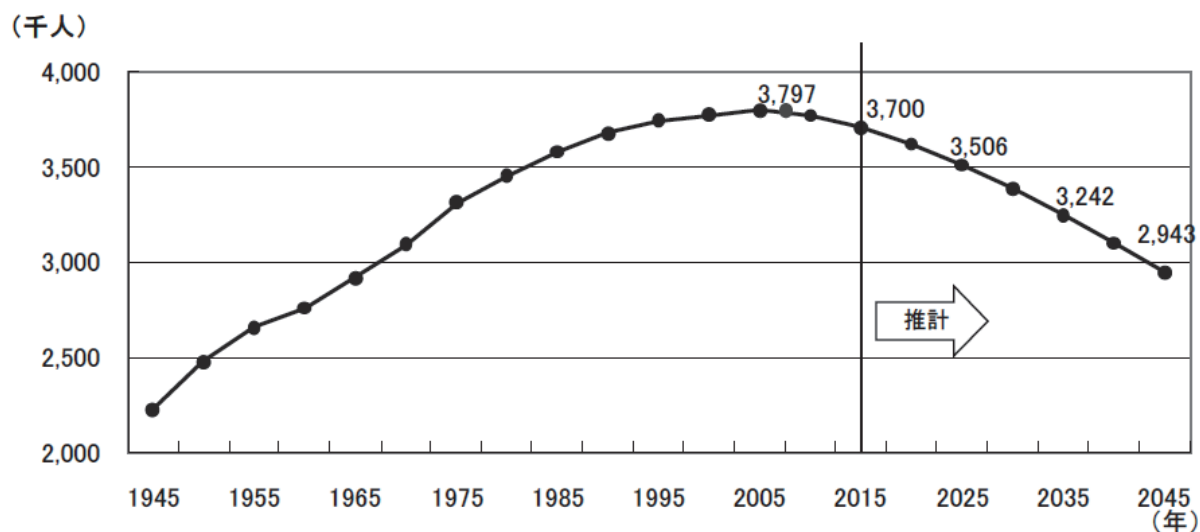
2 本県の経済・社会の現状

（1）人口減少・少子高齢化の進行

日本の総人口が2008（平成18）年の1億2,808万人をピークとして減少に転じた中、本県では、その前年の2007（平成19）年12月の379万7千人をピークに人口減少局面に突入し、2045（令和27）年には294万人になると推計されています。人口減少社会においては、単に人口規模が縮小していくだけではなく、人口構造も大きく変化していきます。低出生率が続き、少子化が進行する中で、平均寿命の伸長もあいまって一層急速に高齢化が進行していく見込みです。

少子化による人口減少は、その過程で同時に進行する高齢化により、総人口の減少を上回る生産年齢人口の減少が生じます。その結果、総人口の減少以上に経済規模を縮小させ、地域経済の活力を低下させるとともに、これを要因とする更なる人口減少が引き起こされることが懸念されます。また、地域コミュニティの希薄化や農林業の担い手の減少により、荒廃農地の増加や管理の行き届かない森林の増加につながり、森林や農山漁村が有する生物多様性や森林の多面的機能の損失など、地域全体に深刻な影響を与えることが懸念されます。

静岡県の人口推計



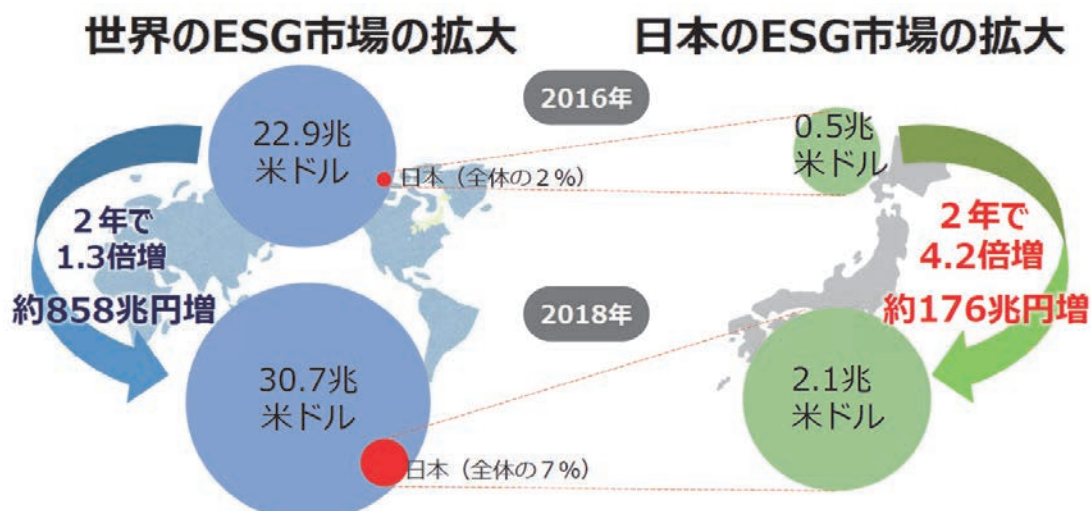
出典：総務省「国勢調査」、静岡県「推計人口」、
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018年3月推計）」

(2) 持続可能な開発目標（SDGs）の取組の本格化

2015（平成27）年9月の国連総会においてSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。SDGsは、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、17の目標と169のターゲットを設定し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題について、統合的に取り組むことを掲げています。

SDGsの達成に向けては、国のみならず、地方自治体、企業、NPO等でも様々な取組が進められています。地方自治体では、SDGs未来都市をはじめとして、SDGsを原動力とした地方創生の流れが急速に広まっています。また企業では、これまでの事業活動が社会へ与える影響に責任を持つとする考え方（CSR）から、SDGsを本業として取り組むことで社会課題の解決と企業の利益を同時実現する共有価値の創造（CSV¹）への転換や、投融資に当たり、環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）の側面を重視するESG金融²が急速に拡大しています。

ESG市場の現状



出典：環境省中央環境審議会総合政策部会（第100回）資料
「金融を通じたグリーンな経済システムの構築に係る取組について」

¹ Creating Shared Value の略。本業として社会問題の解決に取り組むこと。

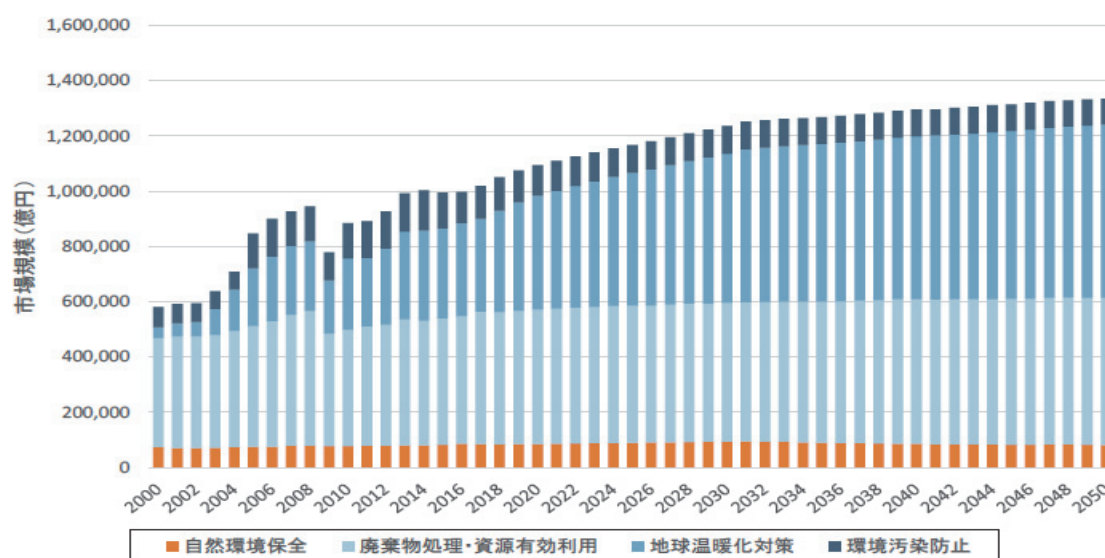
² 企業分析・評価を行ううえで長期的な視点を重視し、環境、社会、ガバナンス情報を考慮した投融資行動を求める取組。

(3) AI、IoT等の技術革新の進展

情報通信技術の発達などにより、AI、IoT³などの技術革新が急激に進展し、生活の利便性を高めるイノベーションが急速に進みつつあります。特にガソリン車やディーゼル車といった内燃機関車からモーターを原動力とする電気自動車（EV）への世界的なシフトをはじめ、技術革新は産業構造の転換をもたらすことが想定されます。

また、環境産業の国内の市場規模は、2018（平成30）年に約105兆円と過去最大を記録し、2000（平成12）年の約58兆円から約1.8倍となっています。分野別では、地球温暖化対策が大きく増加し、環境産業の市場規模は、2050年にかけて拡大傾向を続けると見込まれています。本県においても、技術革新を積極的に取り入れ、CNF（セルロースナノファイバー）⁴等の新素材の活用や次世代自動車、ロボット、環境、新エネルギーなど今後成長が見込まれる環境関連分野の新産業の創出に積極的に取り組み、環境と経済の好循環を実現していく必要があります。

■ 環境産業市場規模の将来推計



出典：環境省「令和元年度環境産業の市場規模・雇用規模等に関する報告書」

³ 「Internet of Things」（モノのインターネット）の略で、あらゆる「モノ」がインターネットに接続することにより、制御できたり、情報が取得できたりする仕組み。

⁴ 鋼鉄の5分の1の軽さで5倍の強度等の特性を有する植物由来の素材。

(4) 新型コロナウイルス感染症による影響と変化

2019（令和元）年末に中国で発生した新型コロナウイルス感染症は、世界的な大流行を引き起こし、世界のほぼ全ての地域の社会経済活動に甚大な影響を及ぼしています。本県においても、外出自粛や休業要請等に伴う消費の低迷をはじめとして、地域経済に幅広く影響が現れており、影響の長期化による景気の低迷が懸念されています。

環境面においては、使い捨てマスク等のプラスチック製品や感染性廃棄物の増加に加え、社会経済活動の停滞により、エネルギー消費量の減少に伴う二酸化炭素排出量の一時的な減少などの影響が見込まれています。また、今後、感染収束後の反動による二酸化炭素排出量の大幅な増加なども懸念されています。

一方、世界では欧州を中心に新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ経済を立て直すため、持続可能な経済復興（グリーンリカバリー）の重要性が指摘されており、経済復興に向けた資金を再生可能エネルギーの導入拡大など環境保全の取組に振り向け、環境保全と経済復興を両立させることが求められています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、人々の生活や働き方に変化が表れています。テレワークの普及やICTの活用などの「新しい生活様式」が定着しつつある中、地方移住への関心も高まっており⁵、美しく豊かな自然環境や温暖な気候、大都市との近接性などの本県の強みを活かし、移住・定住の促進を図っていくことが重要です。こうした新しい生活様式への対応をはじめ、「アフターコロナ」を見据えた対策は、環境施策を推進する上で重要な課題です。

⁵ 内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」（令和2年6月21日）：地方移住への関心に関する設問で、「関心が高くなった」「関心がやや高くなった」と回答した割合は、東京都23区の居住者が35.4%と最も高い結果となった。

3 私たちが直面している地球規模の環境の危機

(1) 地球温暖化、気候変動

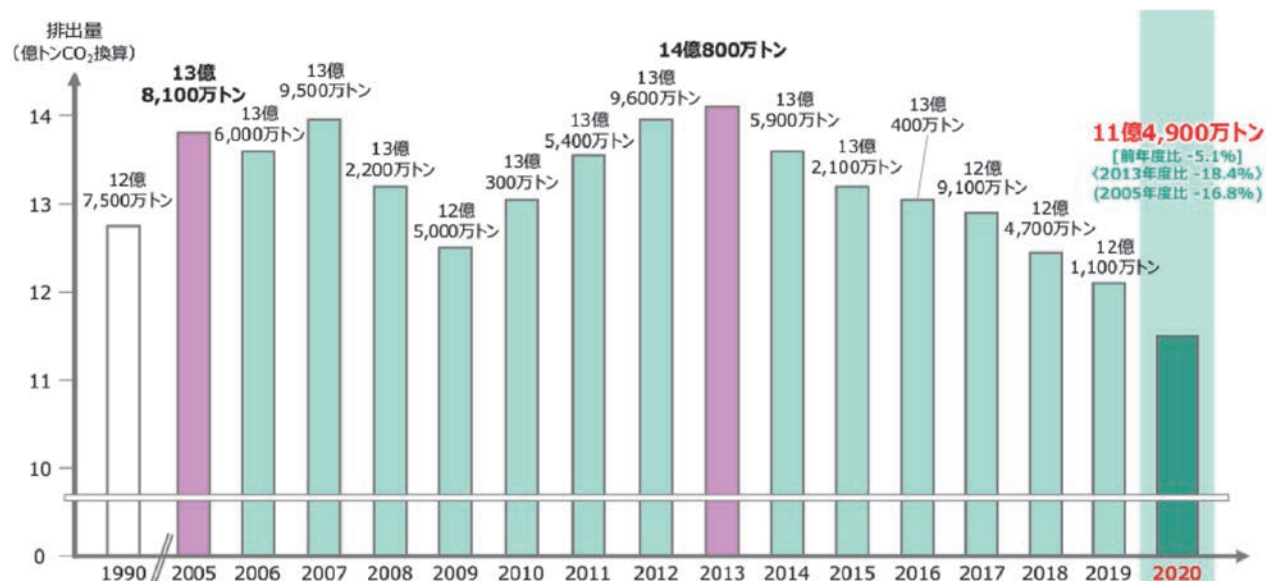
近年、世界各地で強い台風や集中豪雨、干ばつや熱波などの異常気象による災害が頻発しています。また、日本においても、豪雨災害や農作物の品質低下、熱中症の搬送者数の増加など気候変動の影響が発生しています。特に、2018（平成30）年の夏は、「平成30年7月豪雨」や全国各地で観測史上最高気温を更新した猛暑に見舞われました。これらは、多くの犠牲者をもたらし、また日常生活、社会活動、経済活動に多大な被害を与えました。こうした異常気象について、世界気象機関（WMO）は要因の一つとして、温室効果ガスの増加による長期的な地球温暖化の傾向と関連があると分析しており、地球温暖化が進行すると、極めて深刻で地球規模にわたる不可逆的な影響をもたらすおそれがあると言われています。こうした地球規模の危機を背景に、2015（平成27）年12月、気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、温室効果ガス排出削減の長期目標として、気温上昇を産業革命以前と比べて2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を継続すること、今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロとすること（排出量と吸収量を均衡させる）などが盛り込まれました。

その後、2018（平成30）年10月に公表されたIPCC⁶の「1.5℃特別報告書」では、世界の平均気温が2017（平成29）年時点で工業化以前と比較して約1℃上昇し、現在の割合で増加し続けると、2030年から2052年までの間に気温上昇が1.5℃に達する可能性が高いこと、現在と1.5℃上昇との間、及び1.5℃と2℃上昇の間には、生じる影響に有意な差があること、気温上昇を1.5℃に抑えるためには、2050年前後に世界全体の二酸化炭素排出量が正味ゼロになっている必要があることが示されました。

そうした中、国は2016（平成28）年5月に閣議決定した「地球温暖化対策計画」において、温室効果ガスの総排出量を2030（令和12）年に2013（平成25）年度比で26%削減、2050年までに80%削減する目標を掲げました。加えて、2020（令和2）年10月には、菅内閣総理大臣が所信表明演説において、「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言し、脱炭素社会の実現に向け、大きな転換点となりました。さらに、2021（令和3）年10月に閣議決定した新たな「地球温暖化対策計画」において、2030（令和12）年度の温室効果ガスの削減目標について、2013年度比で46%削減することとし、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくことが明記されました。

⁶ 気候変動に関する政府間パネル。

日本の温室効果ガス排出量の推移



出典：環境省「2020年度（令和2年度）の温室効果ガス排出量（速報値）について」

(2) 資源循環

2050年の世界の人口は97億人に達し、途上国・新興国などの経済成長が加速する中、それに伴う資源・エネルギー・食料需要の増大、廃棄物の増加など環境問題の深刻化が予測されており、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の線形経済⁷モデルは転換を迫られています。こうした中、SDGsや市民・社会の環境配慮要請の高まりなどを背景に、資源循環と経済成長を同時に達成する循環経済（サーキュラーエコノミー⁸）への転換を図ることの重要性が高まっています。

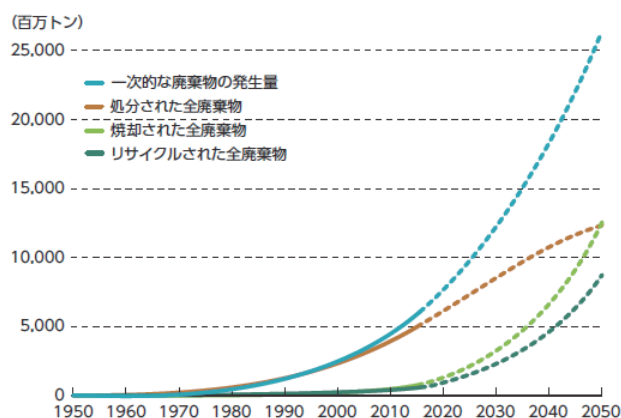
プラスチックについては、これまで、我々の生活に多くの利便性をもたらし、食品ロスの削減やエネルギー効率の改善等、多くの課題解決に貢献してきました。しかし、不適正な処理のため、世界全体で年間数百万トンを超える陸上から海洋へのプラスチックごみの流出があると推計され、BAU⁹シナリオでは、2050年までに魚の重量を上回るプラスチックが海洋環境に流出することが予測されるなど、地球規模での環境汚染が懸念されています。そのような中、2019（令和元）年6月に大阪で開催されたG20では、海洋プラスチックごみ対策が主要議題に取り上げられ、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の共有、「G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組」の支持が表明されました。また、2017（平成29）年7月の中国政府の廃プラスチックの輸入規制の発表に始まり、東南アジア諸国でも輸入規制の動きが拡大したため、国内の廃プラスチックごみが滞留し、処理が逼迫しています。

⁷ 線形経済とは、調達、生産、消費、廃棄といった流れが一方方向である経済システムを指し、使い捨てを基本とする大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながるものである。

⁸ 大量生産・大量消費・大量廃棄から脱却するため、限りある資源を循環利用するとともに、資源循環と経済成長を両立する循環経済の考え方。

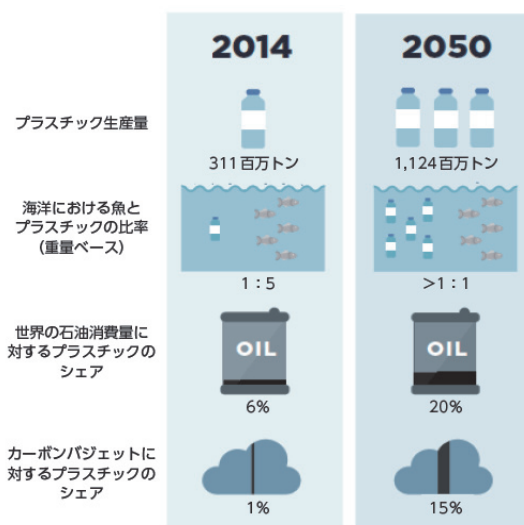
⁹ Business as usual の頭文字をとったもので、何も対策を取らない状況のこと。

プラスチック廃棄物発生量の推計



出典：環境省「令和2年版環境白書」

BAUシナリオにおけるプラスチック量の拡大、石油消費量



出典：環境省「令和2年版環境白書」

(3) 自然共生

地球上には様々な自然の中に、それぞれの環境に適応して進化した多様な生き物が存在し、相互につながり、支えあって生きています。私たちが利用する食べ物、木材、繊維、医薬品なども様々な生物を利用することによって成り立っているとともに、豊かな文化の根源にもなっています。加えて、豊かな森林は、山地の災害の防止や土壌の流出の防止、安全な飲み水の確保にもつながっています。このように、私たちの生活はこうした生物多様性がもたらす恵み（生態系サービス）の上に成り立っています。

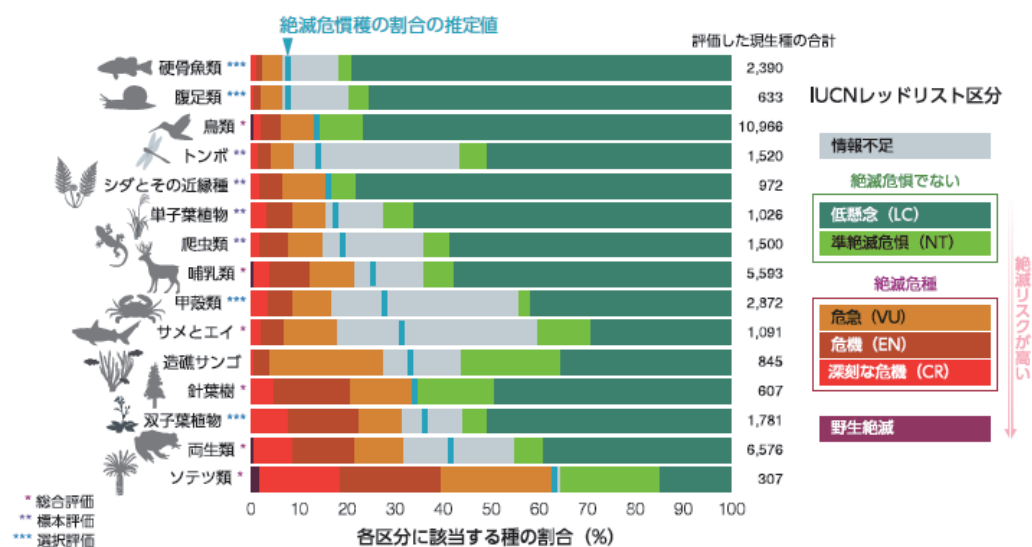
こうした中、2019（令和元）年に公表されたIPBES¹⁰の「生物多様性・生態系サービスに関する地球規模アセスメント報告書」では、生態系サービスは世界的に劣化しており、自然の変化を引き起こす直接的要因・間接的要因は、過去50年の間に加速していると示されました。

先進国をはじめとした大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会システムが世界の生物多様性に影響を与えている一方で、我が国では、自然に対する働き掛けの縮小による生物多様性の危機も深刻な問題になっています。地域の里地里山は長い間、経済活動をはじめとした人の営みによって適切に維持されてきました。しかし中山間地域の過疎化や農林業の担い手の減少・高齢化による荒廃農地の増加や狩猟者の減少などが一因となり、ニホンジカやイノシシなどによる深刻な農林業被害や生態系への影響が発生しています。こうした中、2021（令和3）年8月には、新たな世界目標である「ポスト2020生物多様性枠組」を見据え、保護地域の拡充やOECM¹¹認定などを通じて、2030年までに、陸域・海域のそれぞれ30%以上を自然環境エリアとして保全する「30by30ロードマップ」の検討が始まるなど、新たな動きも見られています。

¹⁰ 生物多様性・生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム。

¹¹ Other Effective area-based Conservation Measures の略。保護地域以外で「生物多様性保全」に貢献する場所。

異なる種の集団における現在の世界的な絶滅リスク

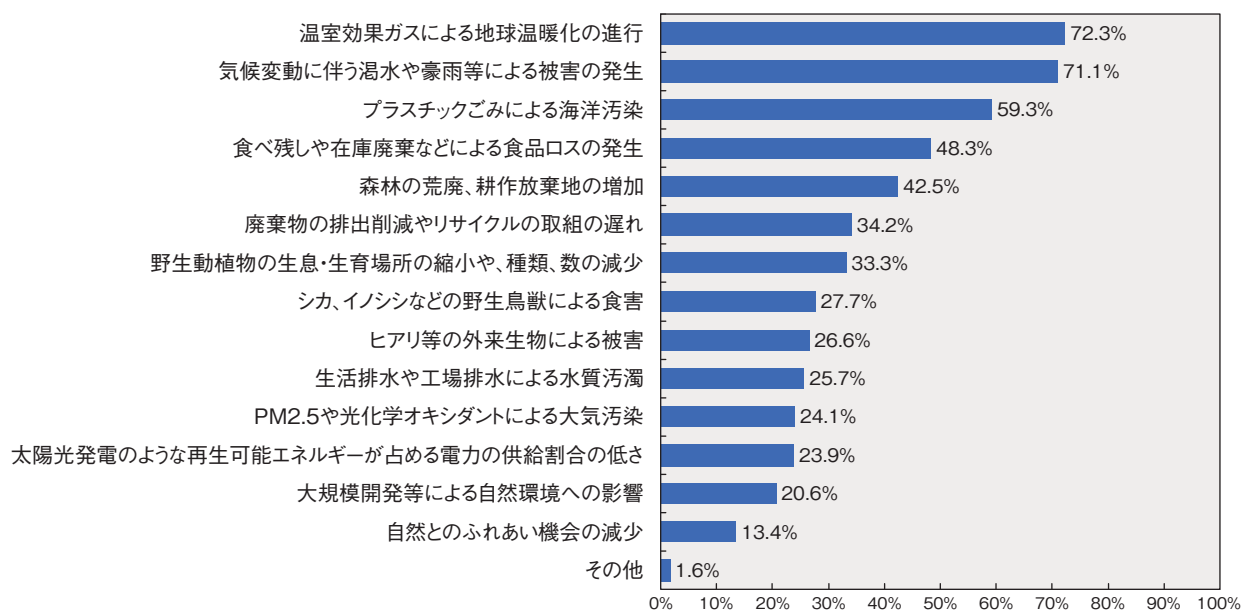


出典：環境省「令和2年版環境白書」

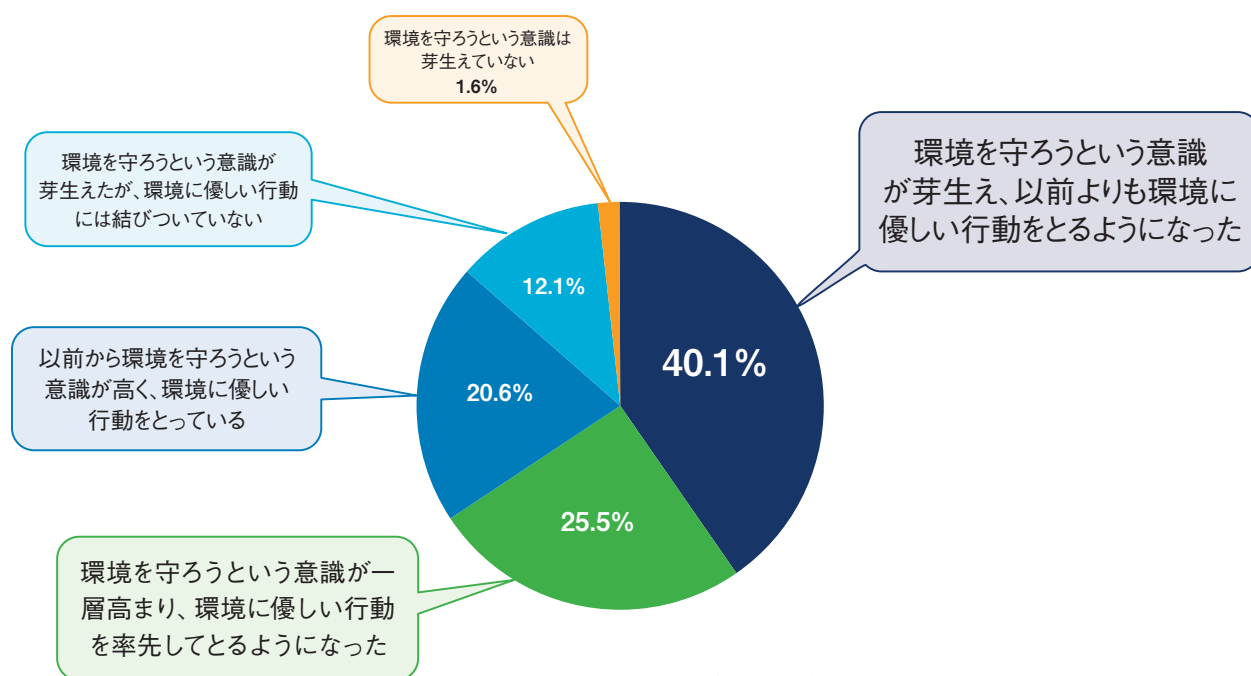
4 県民の意識の変化

2020（令和2）年9月に実施した県政インターネットモニターアンケートでは、「あなたが現在、環境について特に重要だと考える問題は何ですか。（複数回答可）」という設問に対し、「温室効果ガスによる地球温暖化の進行」が72.3%、「気候変動に伴う渇水や豪雨等による被害の発生」が71.1%、「プラスチックごみによる海洋汚染」が59.3%となりました。2009（平成21）年度に実施した県政世論調査では、「廃棄物の大量発生や不法投棄」（69.3%）、「家庭からの排水などによる川や海の水質汚濁」（35.9%）などが上位を占めていましたが、今回の結果から、地球温暖化、気候変動、海洋汚染等、地球規模の課題への関心の高まりがうかがえます。また、同インターネットモニターアンケートでは、「10年前と比べると、あなたの環境に対する意識と行動はどのように変わりましたか。」という設問に対し、全体の約8割の方に環境意識の芽生えや向上が見られ、着実に県民の意識が向上していることがうかがえます。

■ あなたが現在、環境について特に重要だと考える問題は何ですか。(複数回答可)



■ 10年前と比べると、あなたの環境に対する意識と行動はどのように変わりましたか。



5 本県の環境の現状と課題

(1) 脱炭素社会

2020（令和2）年10月の菅内閣総理大臣による2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえ、2021（令和3）年2月、知事が国と歩調を合わせ、2050年までに温室効果ガスの排出量を吸収量と均衡させて実質ゼロとする脱炭素社会の実現を目指すことを表明しました。

本県では、2015（平成27）年に策定した「改定版ふじのくに地球温暖化対策実行計画」（2020（令和2）年一部改定）において、2021（令和3）年度の温室効果ガス排出量を2005（平成17）年度比で21%削減する目標を設定し、温室効果ガスの排出削減の取組を計画的に進めてきました。

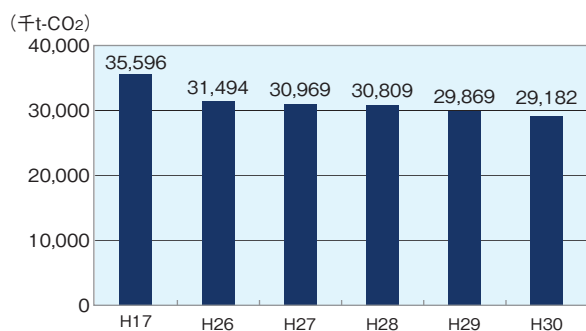
2018（平成30）年度における県内の温室効果ガスの排出量は29,182千t-CO₂で、基準年度である2005（平成17）年度に比べ、18.2%の減少となっています。温室効果ガスの排出量の9割以上を占める二酸化炭素排出量は約18.6%減少しています。一方で、冷蔵・空調機器の冷媒等として用いる代替フロン類の増加により、その他ガスは40.0%増加しています。

また、本県では、2017（平成29）年に策定した「ふじのくにエネルギー総合戦略」に基づき、「創エネ」、「省エネ」、「経済活性化」の3つの視点でエネルギーに関する施策を展開してきました。2019（令和元）年度における新エネルギー等の導入量は、121.0万kl（原油換算）となっており、2014（平成26）年度の80.5万klから着実に増加しています。

森林は、二酸化炭素の吸収源、水源の涵養、木材生産など多面的な機能を有しています。こうした森林の多面的機能の向上を図るため、県では毎年、10,000ha以上の森林整備（植栽、下刈、間伐等）と森林資源の循環利用を計画的に促進しています。

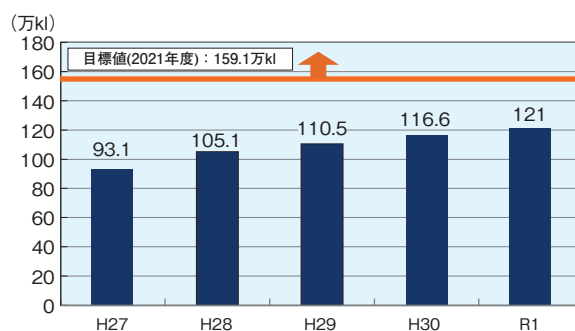
2019（令和元）年度における日本の二酸化炭素排出量のうち運輸部門からの排出量は18.6%を占め、自動車産業においては、カーボンニュートラルの実現に向けて、国が2035年までに軽自動車を含む乗用車の新車販売の全てを電動車とする目標を掲げており、産業構造やビジネスモデルの大きな変化への対応が求められています。

■ 本県の温室効果ガス排出状況の推移



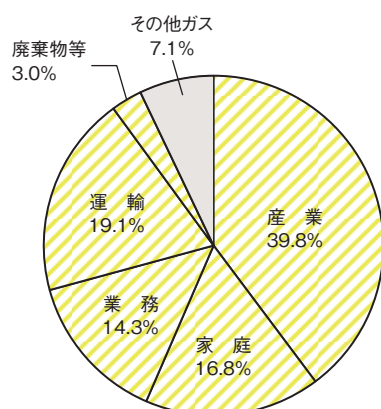
出典：静岡県「温室効果ガス排出量算定調査」

■ 本県の新エネルギー等の導入量（原油換算）



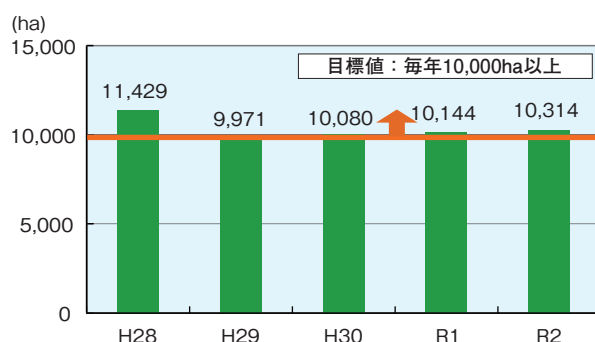
出典：静岡県「令和3年版環境白書」

■ 温室効果ガスの部門別の構成 (H30速報値)



出典：静岡県「温室効果ガス排出量算定調査」

■ 森林の多面的機能を 持続的に発揮させる森林整備面積



出典：静岡県「令和3年版環境白書」

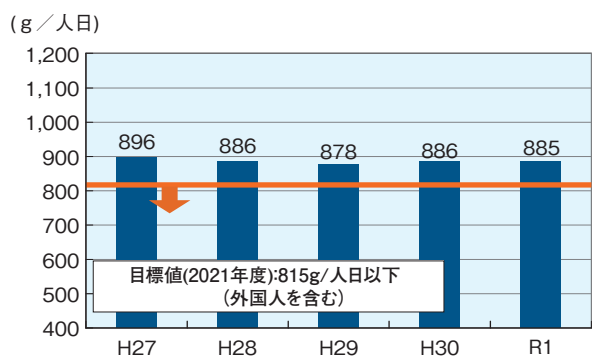
■ 今後の課題

- 長期的な目標である脱炭素社会の実現には、産業構造や県民のライフスタイルの大きな変革を伴う程の化石燃料消費量の大幅な削減が必要であり、県民や企業・団体等と連携し、取組を推進していく必要があります。
- 再生可能エネルギーの導入拡大を図るとともに、エネルギーの地産地消と地域企業によるエネルギー関連産業への参入を促進し、地域経済の着実な成長につなげるとともに、地震をはじめとする大規模災害に備え、レジリエンスの強化につなげていく必要があります。
- 二酸化炭素の吸収機能や水源涵養機能など森林の持つ公益的な機能を持続的に発揮させていくため、森林の若返りを図る主伐とその後の再造林や間伐などの森林整備を適切に実施していく必要があります。
- 森林資源の循環利用を進めるため、県産材の安定供給や利用拡大、林地残材等の未利用資源の利用などに取り組む必要があります。

(2) 循環型社会

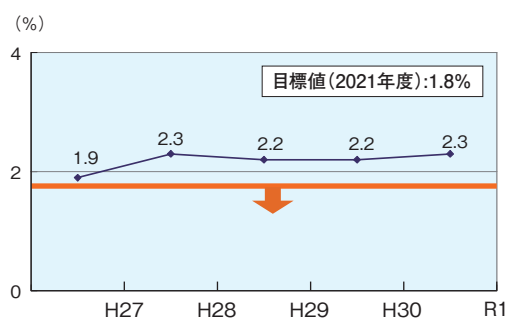
本県では、2016（平成28）年に策定した「第3次静岡県循環型社会形成計画」に基づき、循環型社会の実現に向け、3Rの推進、廃棄物適正処理の推進等に計画的に取り組んできました。本県の一般廃棄物排出量（1人1日当たり）は、2003（平成15）年度以降、減少傾向を維持してきましたが、近年は減少割合が鈍化し、2019（令和元）年度は885 g／人・日となっています。また、産業廃棄物最終処分率については、2019（令和元）年度は2.3%となっており、近年は横ばい傾向が続いています。

■ 一般廃棄物排出量（1人1日当たり）



出典：静岡県「令和3年版環境白書」

■ 産業廃棄物最終処分率



出典：静岡県「令和3年版環境白書」

■ 今後の課題

- 資源循環と経済成長を同時に達成するサーキュラーエコノミーの形成に向けた取組を促進する必要があります。
- 一般廃棄物排出量の削減が頭打ちとなっており、継続的な削減に取り組む必要があります。
- 海洋プラスチックごみの削減に向け、プラスチックごみの発生抑制と海洋流出防止に県民・市町・事業者等と連携して取り組む必要があります。
- アフターコロナにおける生活様式の変化に伴うごみの量や組成の変化を的確に把握し、対応する必要があります。
- 人口減少による非効率なごみ処理施設運営等の課題に対応するため、市町との連携のもと、ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画を策定し、ごみ処理の広域化等を推進する必要があります。
- 不法投棄の小規模ゲリラ化が進み、廃棄物混じりの残土の土地造成等への使用など、不適正処理を見抜くことが難しくなっており、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の未然防止を徹底する必要があります。
- 食品ロス削減推進法の施行（令和元年10月）に伴い、食品ロス削減推進計画を策定し、市町と連携して、家庭や事業所から排出される食品ロスの更なる削減を目指して取り組む必要があります。
- 地震、大型台風、局地的豪雨などの大規模災害時に発生する災害廃棄物の迅速な処理のため、平時から市町の対応力の向上を図るとともに、広域処理体制を構築していく必要があります。
- 産業廃棄物の適正処理を確保するため、排出事業者の処理責任の徹底や処理業者への指導強化を図るとともに、優良事業者の育成を図る必要があります。

(3) 良好な生活環境の確保

大気環境については、県内に設置されている一般環境大気測定局57局、自動車排出ガス測定局10局の合計67測定局で常時監視を実施しています。2020（令和2）年度の二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質の環境基準の達成率は100%でしたが、光化学オキシダントについては、依然としてすべての測定局で環境基準を未達成となっています。

水環境については、公共用水域の水質汚濁に係る環境基準の健康項目27項目、生活環境項目12項目について常時監視を実施しています。健康項目については、135地点で測定した結果、全測定地点で環境基準を達成しています（令和2年度）。生活環境項目については、120地点（河川64地点、湖沼2地点、海域54地点）で測定した結果、生活環境項目の代表的指標である生物化学的酸素要求量（BOD）及び化学的酸素要求量（COD）は、河川98%、湖沼50%、海域87%で環境基準を達成しました（令和2年度）。

環境影響評価については、環境影響評価法の対象事業に加え、静岡県環境影響評価条例により、法対象外の事業についても、環境への影響が懸念される場合には、環境影響評価の対象とすることで、幅広く環境影響評価手続の実施を指導しています。2020（令和2）年度は、環境影響評価手続に基づき、発電所の建設3件と工場等の建設1件について、環境保全の見地から事業者に見ています。

水循環については、近年、発電用水、農業用水、水道水、工業用水の水利使用が時代とともに多様化している中、全国的な傾向として渇水の発生頻度が上昇しています。本県では、主要水源を表流水に依存している天竜川水系、大井川水系でしばしば渇水が発生しており、特に2018（平成30）年12月末から2019（令和元）年5月にかけて、天竜川水系で132日間、大井川水系で147日間の長期にわたる節水対策を実施しました。

■ 今後の課題

- 環境への影響を回避・低減するとともに、住民等の理解を得るため、事業の実施が自然環境や生活環境に及ぼす影響を十分に調査、検討し、環境に配慮した事業の実施を事業者に促す必要があります。
- 現在の良好な水環境を維持していくためには、污水处理施設の整備や環境負荷を低減させる行動等について、県民への普及啓発を行うとともに、生活雑排水による汚濁を低減させるため単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。
- 気候変動に伴う降雨量の変動幅が年々増大しており、ダム貯水量や河川流況の情報把握及びそれらの情報を踏まえたきめ細かな関係利水者間の調整が必要です。
- 気候変動による涵養量の減少、集中豪雨や渇水に起因する短期的水位変動の影響など、地下水障害が深刻化するリスクに対応し、地下水の保全と持続的な利用を図るため、適切な地下水観測体制の維持が必要です。
- 懸念される水災害リスクの増大に対応し、水インフラの被害を防止・最小化するため、水道施設の戦略的な維持管理・更新や、広域化等による水道事業の基盤強化が必要です。

■ 本県における大気汚染に係る環境基準の達成状況

		一般環境大気測定局	自動車排出ガス測定局
		令和2年度	令和2年度
二酸化硫黄(SO ₂)	有効測定局数	27	1
	達成局数	27	1
	達成率(%)	100	100
二酸化窒素(NO ₂)	有効測定局数	43	10
	達成局数	43	10
	達成率(%)	100	100
一酸化炭素(CO)	有効測定局数	4	9
	達成局数	4	9
	達成率(%)	100	100
浮遊粒子状物質(SPM)	有効測定局数	39	10
	達成局数	39	10
	達成率(%)	100	100
微小粒子状物質(PM _{2.5})	有効測定局数	25	7
	達成局数	25	7
	達成率(%)	100	100
光化学オキシダント(O _x)	有効測定局数	43	
	達成局数	0	
	達成率(%)	0	

出典：静岡県生活環境課

■ 本県における節水対策実施日数

(単位:日)

水 系 \ 年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
天竜川	0 (0)	44 (0)	116 (97)	16 (16)	0 (0)
大井川	35 (0)	97 (0)	95 (0)	52 (0)	67 (0)

(注) ()内は、第2段階の取水制限(一次節水対策)以上の日

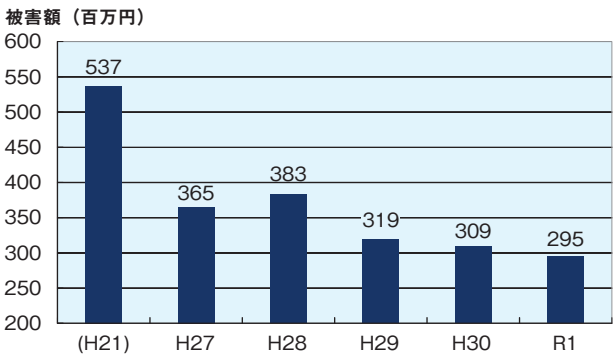
出典：静岡県水資源課

(4) 自然共生社会

本県では、2018（平成30）年に策定した「ふじのくに生物多様性地域戦略」に基づき、本県の生物多様性に関する取組を計画的に推進してきました。本県は、豊かな自然に恵まれ、全国有数の動植物相を誇る地であり、哺乳類では、全国160種のうち51種、鳥類では全国約700種のうち414種、植物では、蘚苔類、藻類、地衣類、菌類を除く全国約7,000種のうち3,419種の生育が確認されています。一方で、有害鳥獣による農林産物への被害金額は2019（令和元）年度で2億9,506万円となっており、ピークであった2009（平成 21）年度の約55％に減少しているものの、被害は依然として多い状況にあります。

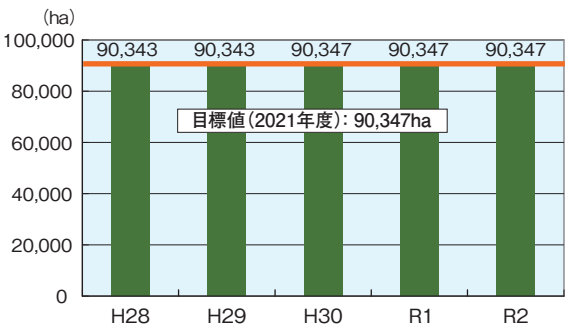
また、県では、自然環境が優れた状態を維持している地域等を自然環境保全地域や自然公園に指定しています。県内の自然環境保全地域・自然公園の指定面積は90,347ha となっており、県土の約11％を占めています。

■ 本県における野生鳥獣による農作物の被害額



出典：静岡県食と農の振興課

■ 自然公園・自然環境保全地域面積



出典：静岡県「令和3年版環境白書」

■ 今後の課題

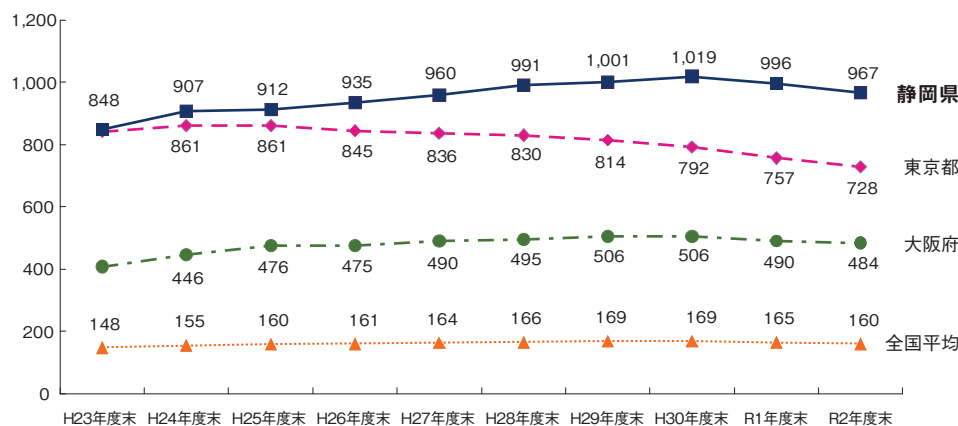
- 「生物多様性」の概念に対する県民の認知度、重要性に対する理解度の向上を図り、本県の豊かな生物多様性の保全につなげていくため、より一層の普及・啓発が必要です。
- ユネスコエコパークに登録されている南アルプスの優れた自然環境の保全の重要性について、県民をはじめ国民から更に理解を得ることが必要です。
- 富士山登山者（特に初めての登山者、外国人）に登山マナーが十分に浸透しておらず、事前広報を強化することが必要です。また富士山五合目周辺では、生態系を脅かす外来植物の侵入が確認されているため、地域や企業の外来種対策の取組を促進することが必要です。
- アフターコロナ時代における人々の農山村・森林への意識変化、移住意向者のニーズを的確に捉え、新たな森林空間の活用による観光需要の創出など、森林・農山村の多面的機能の発揮、農山村地域の活性化、持続可能な里山、森づくりを図る必要があります。
- ニホンジカの採食、踏圧等による生態系への影響が顕在化するとともに、農林業被害の深刻化による経営意欲の低下や荒廃農地の増加の懸念もあり、ICT等の新たな技術の導入による捕獲の推進や捕獲体制の強化が必要です。
- 生態系のバランス崩壊を招く特定外来生物の適切な防除が必要です。

(5) 全てに共通する施策

本県では、企業の環境保全意識が比較的高く、環境マネジメントシステムの一つであるエコアクション21の認証事業者数が967者（令和2年度末）で、都道府県別で全国1位になっています。また、2019（令和元）年8月には、全国初となる地域ESG金融連絡協議会が発足するなど、県内では環境ビジネスや環境経営に関する機運が高まりつつあります。

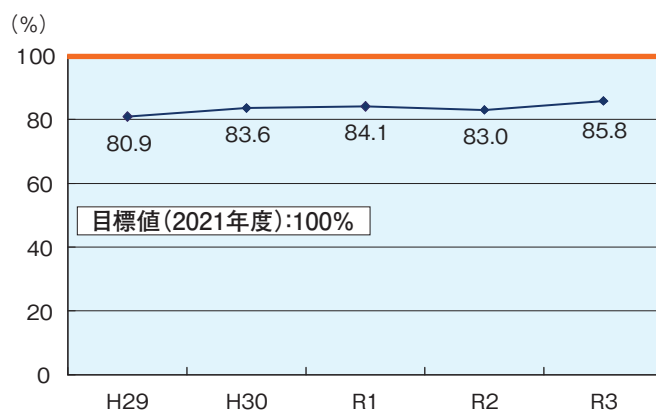
2021（令和3）年度の県政世論調査では、日頃から環境保全活動を実践している県民は85.8%と、多くの県民が日頃から環境保全活動を実践していることがうかがえます。また近年の傾向としても、8割台を維持していることから、家庭や事業所での節電・節水などの身近な環境保全活動が定着しつつあります。

エコアクション21の認証事業者数の推移（上位都道府県及び全国平均）



出典：静岡県「令和3年版環境白書」

環境保全活動を実践している県民の割合



出典：静岡県「令和3年版環境白書」

■ 今後の課題

- 企業による環境に配慮した事業活動を促進し、環境保全と経済成長を両立させるため、これまでに醸成された、環境分野への投資が企業価値を高め、成長に繋がるという機運を具体的な取組につなげる必要があります。
- 県民全体の環境に関する意識をさらに高め、環境保全への行動変容を促すため、本県の環境に関する状況や環境保全活動の取組状況などについて、SNS等を活用し、幅広い世代に効果的かつ、分かりやすい情報発信が必要です。
- 将来にわたって環境保全を推進できるよう、指導人材の確保と資質の向上を図るとともに、若い世代に対する意識啓発、環境教育に重点的に取り組む必要があります。
- 人や社会、環境に配慮したエシカル消費をはじめとした持続可能なライフスタイルへの理解を促進する必要があります。

第 3 章

目指すべき将来像

1 目指すべき将来像	32
------------------	----

1 目指すべき将来像

地球環境を守り、地域資源を活かし共に支え合う、 「環境と生命の世紀」にふさわしい“ふじのくに”の実現

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄の経済社会システムは、私たちに便利で快適な暮らしをもたらした一方で、地球環境に多大な負荷を与え、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題の深刻化をもたらしました。

このような中、「環境と生命の世紀」と呼ばれる21世紀では、パリ協定の発効やSDGsの採択など、持続可能な社会の構築に向けた流れが加速しており、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄の経済社会システムを見直していくことが求められています。また、新型コロナウイルスの感染拡大や、急速なデジタル化の進展により、我々のライフスタイルも大きく変化しつつあります。

本県は、温暖な気候や富士山、南アルプスなどの豊かな自然環境に恵まれ、時として荒々しい脅威となる自然に対する畏敬の念を持ち、その恵みを享受し、そこに暮らす生き物の命を大切に守り育み、自然と共生することで、今日の豊かな社会を築いてきました。

持続可能な社会の構築に当たっては、環境を基盤とし、その上に我々の経済社会活動が成り立っていることを認識した上、地球環境を守り、地域資源の活用等により環境負荷を軽減させ、健全で恵み豊かな環境を将来世代に引き継いでいくことが重要であり私たちの責務です。

こうしたことから、本計画では、「地球環境を守り、地域資源を活かし共に支え合う、『環境と生命の世紀』にふさわしい“ふじのくに”の実現」を目指すべき将来像に掲げ、取組を推進していきます。



第4章

将来像を実現する ための取組の方向

- 1 恵み豊かな地球環境の保全と経済、
社会の調和のとれた発展…………… 36
- 2 資源が循環する自立・分散型の地域を形成し、
他地域と地域資源を補完しつつ、支え合う
「地域循環共生圏」の創造…………… 41

1

恵み豊かな地球環境の保全と経済、 社会の調和のとれた発展

2015年9月の国連総会において、SDGs（持続可能な開発目標）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。SDGsは、17の目標と169のターゲットを設定し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、環境・経済・社会をめぐる広範な課題について、統合的に取り組むことを掲げています。加えて、環境・経済・社会の3側面の関連を見ると、環境を基盤とし、その上に、我々の社会活動や経済活動が成り立っていると考えられています。

こうした中、2018年4月に策定された国の第5次環境基本計画では、SDGsの考え方を活用し、複数の課題を統合的に解決していくことが重要であるとしています。そのため、同計画では、相互に関連しあう分野横断的な6つの重点戦略を設定し、環境・経済・社会の諸課題の同時解決を目指すこととしています。

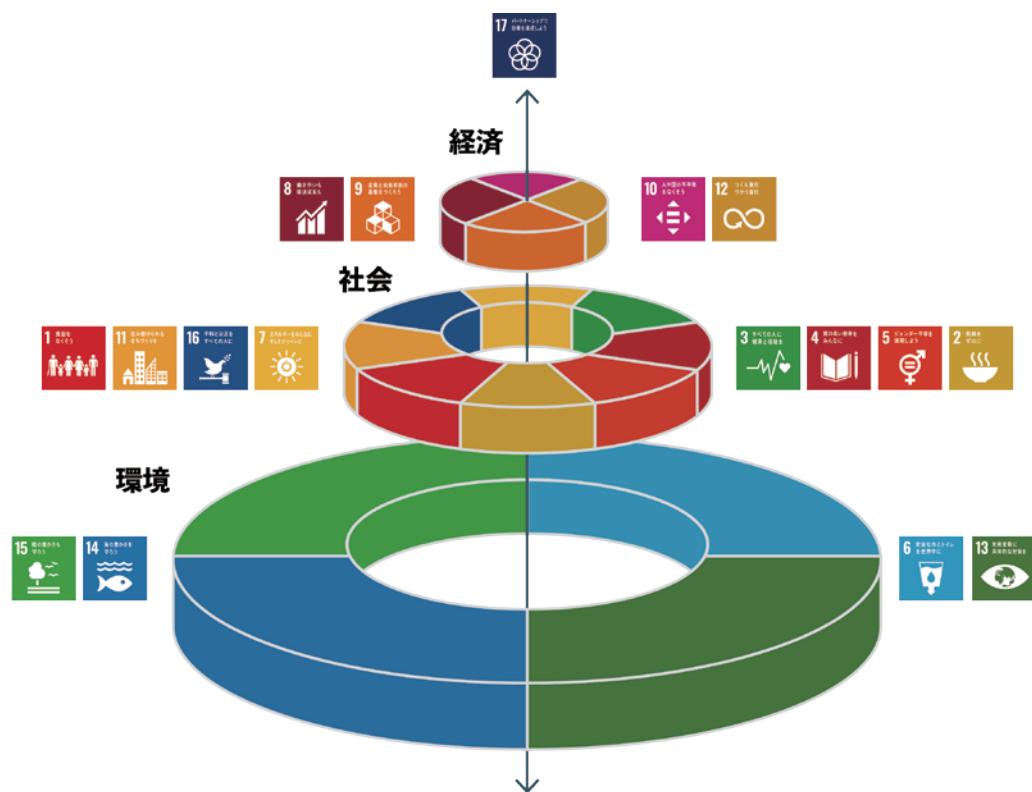
本県では、人口減少・少子高齢化が進行しており、人口は2007年をピークに減少を続け、2060年には239万人になると推計されています。こうした人口減少・少子高齢化は、労働力人口の減少、地域経済の縮小、地域コミュニティの機能低下など、地域社会に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。環境分野においても、農林業の担い手不足は荒廃農地の増加や管理の行き届かない森林の増加につながり、その結果、生物多様性の損失などの深刻な影響を与えています。このように、本県が直面する環境・経済・社会の課題は相互に密接に関係しており、複雑・多様化しています。

こうした複雑・多様化する諸課題の関係や、SDGsの考え方を踏まえ、今後の環境施策は、環境を保全するだけでなく、環境保全の取組を通じ、地域の経済・社会の諸課題を同時解決するように展開するとともに、県民・事業者・NPO等の多様な主体と連携し、恵み豊かな地球環境の保全と経済、社会の調和のとれた発展を目指していきます。

コラム1:SDGsウェディングケーキモデル

SDGsウェディングケーキモデルは、SDGsが掲げる17の目標の関係を表した概念図です。このモデルでは、17の目標を「経済」、「社会」、「環境」の3つの階層に分類し、「経済」、「社会」、「環境」の3つの側面が互いに関連しあっていることを表しています。一番下の階層は「環境」で、その上に「社会」、さらにその上に「経済」が乗っており、「経済」は「社会」に、「社会」は「環境」に支えられていることを表しています。これは、「経済」、「社会」の発展のためには、「環境」の持続可能性が基盤であるということを示しています。

出典：ストックホルムレジリエンスセンター
「How food connects all the SDGs」



SDGs Wedding Cake Model
Illustration by Johan Rockström and Pavan Sukhdev (Stockholm Resilience Centre, Stockholm University)

持続可能な開発目標（SDGs）

目標	説明
	1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
	2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
	3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
	4. 質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、障害学習の機会を促進する。
	5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー（社会的・心理的性別）の平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント（能力強化）を行う。
	6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
	7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
	8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長、すべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい雇用）を促進する。
	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう レジリエント（強靱）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの拡大を図る。

目標	説明
 10 人や国の不平等をなくそう	10. 人や国の不平等をなくそう 国内と国家間の不平等を是正する。
 11 住み続けられるまちづくりを	11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的、安全、レジリエント（強靱）で持続可能な都市と人間居住を実現する。
 12 つくる責任 つかう責任	12. つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する。
 13 気候変動に具体的な対策を	13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
 14 海の豊かさを守ろう	14. 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する。
 15 陸の豊かさを守ろう	15. 陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護・回復・持続的な利用、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地の劣化の阻止・回復、生物多様性の損失の阻止を促進する。
 16 平和と公正をすべての人に	16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、すべての人々の司法へのアクセス提供、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度の構築を図る。
 17 パートナリシップで目標を達成しよう	17. パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

コラム2：恵み豊かな地球環境の保全と経済、社会の調和のとれた発展の具体例 (1) 地域資源の活用による多様な自立・分散型エネルギーの導入拡大

地域資源の活用による多様な自立・分散型エネルギーの導入拡大は、温室効果ガスの排出抑制につながるとともに、エネルギーの地産地消により、エネルギー代金の域外流出が抑制され、域内経済循環の構築にもつながります。また、エネルギー関連産業への参入が促進されることにより、地域経済の成長も期待されます。加えて、地震等の大規模災害などの緊急時に大規模電源などからの供給に困難が生じた場合でも、地域において一定のエネルギー供給を確保することに貢献します。



コラム3：恵み豊かな地球環境の保全と経済、社会の調和のとれた発展の具体例 (2) 世界農業遺産「静岡の茶草場農法」

茶草場農法とは、掛川市、菊川市、島田市、牧之原市、川根本町の4市1町で、本県の特産品である茶の栽培において伝統的に受け継がれてきた農法です。茶園の周りに点在する茶草場と呼ばれる草地から、秋から冬にかけて草を刈り取り、乾燥させ、茶園の畝間に敷くことにより、土壌が膨軟となり、茶の味や香りが良くなるといわれ、高品質な茶の生産につながっています。また茶草場では、300種類以上の動植物（うち絶滅危惧種9種）が確認され、茶草場を維持管理することにより生物多様性が保全されています。茶草場と茶園が伝統的な美しい景観を形成し、茶草場ツーリズムなどの取組が生まれるなど、地域の魅力向上にも寄与しています。

こうした高品質な茶の生産と生物多様性の保全がバランスよく両立された価値の高い農業システムとして、2013（平成25）年に世界農業遺産として認定されました。



2

資源が循環する自立・分散型の地域を形成し、 他地域と地域資源を補完しつつ、支え合う 「地域循環共生圏」の創造

本県は富士山、南アルプスなどの豊かな自然環境や歴史・文化・産業集積等の魅力ある地域資源を多数有しています。これらの地域資源を最大限に活用し、各地域が機能分担・補完・連携することにより、世界に誇れる特色ある魅力を備えた地域づくりに取り組んできました。

今後は、従来の取組に加え、1で示した「恵み豊かな地球環境の保全と経済、社会の調和のとれた発展」により、環境・経済・社会の3側面が調和し、持続可能な地域づくりを進めていくという考え方が重要です。この考え方は、国の第5次環境基本計画で示された地域循環共生圏の考え方とも一致するものです。

例えば、再生可能エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーの導入により、脱炭素に寄与することはもちろんのこと、域外への資金流出の抑制による地域内での経済循環の促進や防災・減災への寄与も期待されます。

こうした考え方のもと、本計画では環境施策の大綱であるという性質を踏まえ、伊豆半島地域、東部地域、中部地域、西部地域のそれぞれの地域特性を生かしながら、持続可能な地域づくりに向けた環境施策を展開していきます。

コラム4：地域循環共生圏とは…

国の第5次環境基本計画では、各地域がその特性を活用した強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域と共生・対流し、より広域的なネットワーク（自然的つながりや経済的つながり）を構築する「地域循環共生圏」という地域づくりの考え方が示されました。

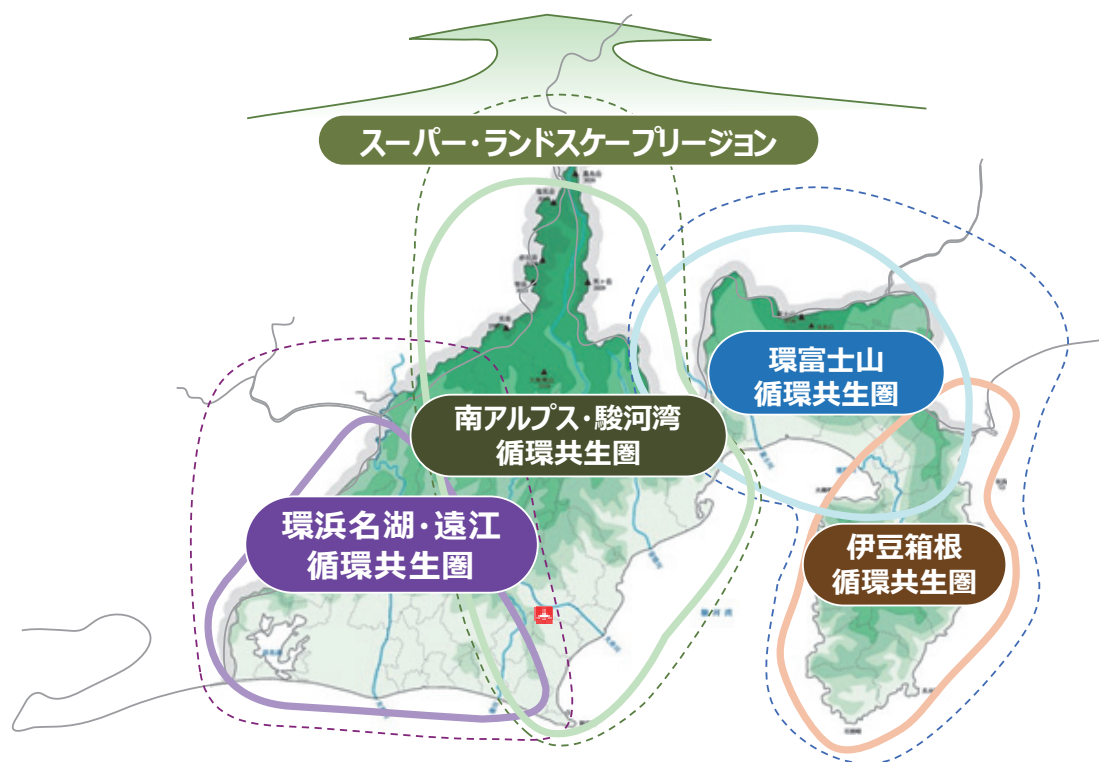


コラム5: “ふじのくに”のフロンティアを拓く
～防災減災×地域成長×多彩なライフスタイル創生モデル～

“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組は、東日本大震災の教訓と新東名高速道路の静岡県区間開通を契機として、県内全域を対象に2013（平成25）年度から3期15年を構想期間として開始した、防災・減災と地域成長の両立を目指す段階的な地域づくりの取組です。これまで、各地域の拠点となる「推進区域」、推進区域等の拠点間の機能を連携することで、地域の魅力を更に高める「推進エリア」の取組が進んでいます。

こうした中、コロナ禍により社会経済を取り巻く環境が一変するとともに、地球規模の気候変動危機も深刻化しました。特に、脱炭素については、環境・エネルギー分野にとどまらず、国際的な産業競争力にも関わる重大な課題となっています。

これらの大きな変化や課題に迅速・的確に対応していくため、“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組では、脱炭素やSDGsを新たな取組の視点に加え、2022（令和4）年度から、自然的・社会的条件から一体性を有する県内4地域をそれぞれ圏域として、地域特性を活用した「地域循環共生圏」の形成を推し進めていきます。また、4つの圏域を貫くコンセプトを「スーパー・ランドスケープリージョン（絶景美の交流圏）」とし、乱開発を防ぎ、環境と経済の調和した「地域循環共生圏」の形成を目指していきます。

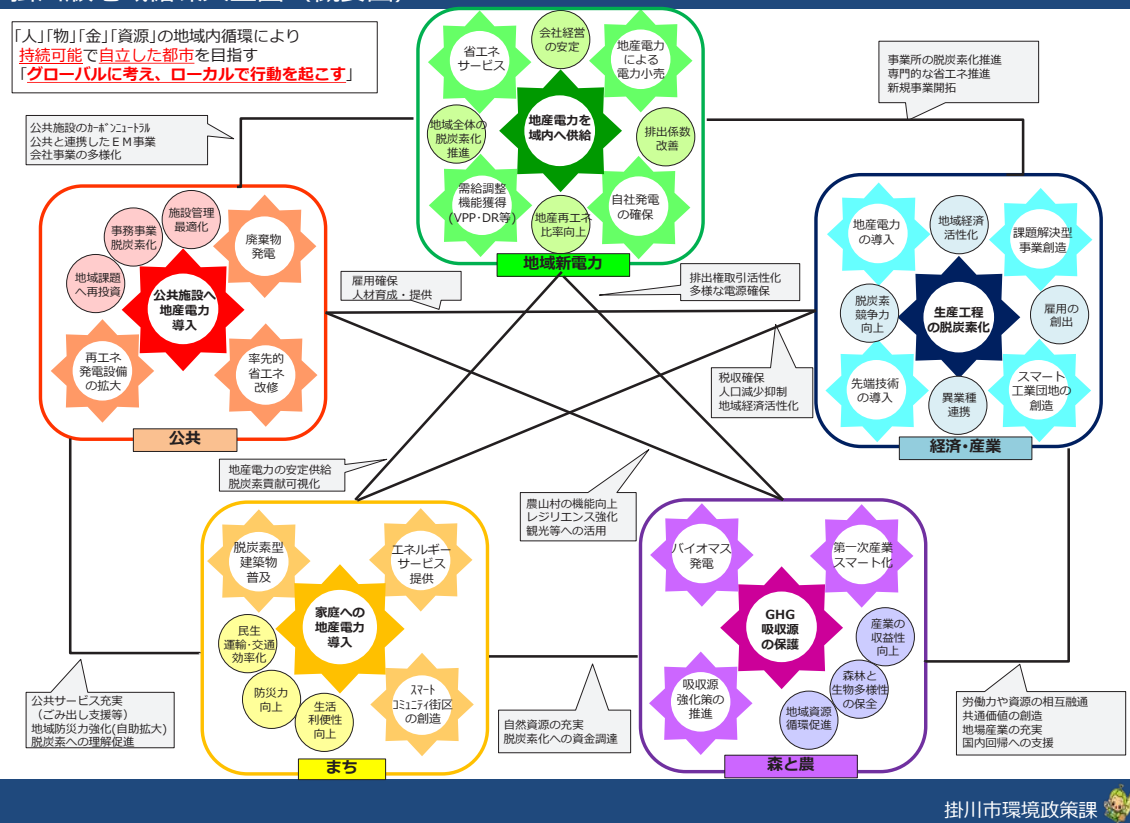


コラム6：地域循環共生圏の具体例

(1) 地産エネルギーによる活力と創造がもたらすスマートなまち“かけがわ” ～市民総オーナーシップによる掛川市の挑戦～ (掛川市)

掛川市は、2019（令和元）年7月に「掛川版地域循環共生圏構想」を発表しました。この構想は、主に市内の太陽光や風力などの再生可能エネルギーで発電した電力の地域内消費を展開することで、地域内経済循環を促進し地域活性化を図ろうというものです。そして、2020（令和2）年7月には、この構想の核となり小売電気事業と地域課題解決事業を行う「かけがわ報徳パワー（株）」を市民団体・事業者と共同で出資し設立しました。「かけがわ報徳パワー（株）」は、地産の再生可能エネルギーとICTを最適に活用し、市民の生活基盤を支えるサービスの質の向上と環境負荷低減による持続可能な地域社会の構築を図っていきます。そしてこの構想を実現し、市民が精神的な豊かさを実感できる「スマートな生活」を送れるよう、環境・仕事・教育・交通・福祉の「5つの分野のスマート化を目指し、各々の取組を展開していきます。同時に各分野の取組が分野間への相乗効果をもたらし、結果、SDGsへと進化させていくものです。

掛川版地域循環共生圏（概要図）



コラム7: 地域循環共生圏の具体例

(2) 御殿場エコガーデンシティ(御殿場市)

御殿場市では、世界文化遺産富士山の麓にふさわしい、優れた環境と景観の形成と産業・経済振興が好循環するまちの実現を目指し、「御殿場エコガーデンシティ構想」に取り組んでいます。この構想の実現のため、産学官金の連携と市民の参画により、6つの重点項目に基づく、プロジェクトが進められています。重点項目の一つである再生可能エネルギー導入では、マイクロ水力発電普及促進やバイオマス利活用の推進などに取り組んでいます。令和3年度からは部会制を導入し、ごみ減量やゼロカーボンシティ推進等に向けた8つの部会を設置し、庁内各関係課が担当となり、全庁的に取組を推進しています。また本取組は県の「ふじのくにフロンティア推進エリア」の第一号として認定されています。このように、地域特性や恵まれた自然資源などを活かし、域内経済循環や地域の魅力向上を目指す取組は、環境・経済・社会の統合的向上や地域循環共生圏の考え方とも合致しています。



◎エコガーデンシティ化の推進サイクル ～環境・景観の改善と経済活性化の好循環～



第 5 章

将来像を実現する ための施策展開

- 1 脱炭素社会の構築
～カーボンニュートラルの実現～ …… 46
- 2 循環型社会の構築
～資源循環と自然循環の促進～ …… 61
- 3 良好な生活環境の確保
～安全・安心な暮らしを守る～ …… 74
- 4 自然共生社会の構築
～人と自然との関係を見つめ直す～ …… 82
- 5 環境と調和した社会の基盤づくり
～全てに共通する施策～ …… 93

1

脱炭素社会の構築

～カーボンニュートラルの実現～



脱炭素社会の実現には、産業構造や県民のライフスタイルの大きな変革を伴うほどの化石燃料消費量の大幅な削減が必要です。

このため、県民、企業・団体等と連携し、徹底した省エネルギーに取り組むとともに、エネルギーの地産地消に向けた再生可能エネルギーの導入促進、技術革新の推進、吸収源対策の推進など、あらゆる政策手段の導入により、2050年カーボンニュートラルの実現を目指します。加えて、既に顕在化している気候変動の影響に適応するための取組を推進します。

■ 成果指標

指標名（単位）	現状値	中間目標値 （2025年度）	目標値 （2030年度）
県内の温室効果ガス排出量の削減率 （2013年度比）（％）	△13.0％ （2018年度）	△32.6％	△46.6％
エネルギー消費量（産業＋運輸＋家庭 ＋業務部門）削減率（2013年度比）（％）	△6.5％ （2018年度）	△19.4％	△28.6％
再生可能エネルギー導入量 （原油換算：万kℓ）	52.3万kℓ （2020年度）	72.7万kℓ	84.7万kℓ
県内の電力消費量に対する再生可能 エネルギー等の導入率（％）	18.2％ （2020年度）	26.2％	30.6％
森林の多面的機能を持続的に発揮さ せる森林整備面積（ha）	10,314ha （2020年度）	毎年度 11,490ha	毎年度 11,490ha （2025年度）
木材生産量（万m ³ ）	42.1万m ³ （2020年）	毎年 50万m ³	毎年 50万m ³ （2025年）

施策展開

(1) 徹底した省エネルギー社会の実現

小柱① 脱炭素経営の推進

■ 現状と課題

現状では、産業・業務部門からの温室効果ガス排出量が県全体の約6割を占めています。企業の自主的な温室効果ガス排出量削減に向け、環境に配慮した企業経営への転換が求められていることから、静岡県温暖化防止条例に基づく温室効果ガス排出削減計画書制度を活用した取組や中小企業等を総合的に支援していく仕組みを推進していく必要があります。

■ 主な取組

- 事業者の自発的な温室効果ガスの排出抑制に向けた取組を支援するため、県地球温暖化防止条例に基づく温室効果ガス排出削減計画書制度を円滑に運営します。(くらし・環境部 環境政策課)
- 地球温暖化防止活動に顕著な功績のあった個人又は団体を表彰します。(くらし・環境部 環境政策課)
- 中小企業の脱炭素経営の推進のため、人材育成、専門家派遣、設備導入支援等を実施するとともに、これらの支援をワンストップで相談できる体制を構築し、中小企業の脱炭素化に向けた取組を支援します。(経済産業部 エネルギー政策課、経営支援課、商工金融課、くらし・環境部 環境政策課)
- 環境性に優れた建築物の整備を推進するため、CASBEE静岡¹²を活用した建築物の総合的な環境配慮の取組を促進します。(くらし・環境部 建築安全推進課)
- 県内企業に対して、企業の自主的な温室効果ガス削減の取組であるSBT¹³、RE100¹⁴、RE Action¹⁵などの参加を促進するため、再生可能エネルギー由来電気等に関する取組事例や国・自治体等の助成制度などの情報提供を行います。(くらし・環境部 環境政策課)
- カーボンニュートラル実現に向けて2035年までに軽自動車を含む乗用車の新車販売の全てを電動車とする国の目標や、3D設計・自動運転など急速に進展するデジタル化に対応するため、地域企業の電動化やデジタル化に向けた新たな研究開発・製品開発等の取組を支援します。(経済産業部 新産業集積課)
- 地形的に優位な水源の活用によりCO₂排出量の削減を図るため、富士川・東駿河湾工業用水道の施設統合を進めます。(企業局 水道企画課)

¹² 静岡県建築物環境配慮制度。

¹³ Science Based Targets の略。パリ協定が求める水準と整合した、5年～15年先を目標年として企業が設定する、温室効果ガス排出削減目標のこと。

¹⁴ Renewable Energy 100%の略。事業を100%再生可能エネルギーで賄うことを目標とすること。

¹⁵ 企業、自治体、教育機関、医療機関等の団体が使用電力を100%再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示し、再エネ100%利用を促進する新たな枠組み。

小柱② 住宅・建築物の省エネルギー化

■ 現状と課題

住宅や建築物は、一度建築されると長期ストックとなる性質上、家庭・業務部門のカーボンニュートラルに向けて早急に取り組むべき分野です。供給側では建築士や中小工務店における能力や習熟度向上等の省エネルギー技術を扱う体制の整備が必要です。また、県民に対しては住宅・建築物の省エネルギー化が経済性、快適性に加え、健康や安全面からも効果があることの普及啓発が必要です。

■ 主な取組

- 家庭部門の省エネルギー化の推進のため、ZEH¹⁶（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）などの住宅の省エネルギー化を促進します。（くらし・環境部 環境政策課、住まいづくり課）
- 環境に配慮した良質な住宅ストックの普及、啓発を促進するため、民間団体等と協力し、長期優良住宅などの省エネルギー性能、耐久性や耐震性が確保された住宅や、健康で安心して暮らすことができる住宅に関する情報提供を行います。（くらし・環境部 住まいづくり課）
- 消費エネルギーを削減するため、県有建築物の整備におけるZEB¹⁷（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化を推進します。（交通基盤部 建築企画課、建築工事課、県有施設所管課）
- 県有建築物ZEB化設計指針を策定し、ZEB化を推進します。（交通基盤部 建築企画課、設備課）
- 長期間の炭素固定に貢献するため、県有建築物において県産材による木造化、木質化を推進します。（交通基盤部 建築企画課、建築工事課、県有施設所管課）

小柱③ まちづくり、地域交通の脱炭素化

■ 現状と課題

社会経済活動等に伴って発生する二酸化炭素の相当部分が都市において発生していることを踏まえ、脱炭素化に資する集約連携型都市構造の実現に向け、居住や都市機能の集約、交通ネットワークの充実などの取組を進める必要があります。

¹⁶ 住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとなる住宅。

¹⁷ 高断熱化、自然エネルギー利用、高効率な設備システム等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物。

■ 主な取組

- 次世代自動車の導入を促進するため、自動車メーカーと自治体等が連携して普及に取り組むとともに、災害による停電時に非常用電源としての有用性を啓発します。（経済産業部 エネルギー政策課）
- 次世代自動車の運転環境を整えるため、事業者による水素ステーションの設置などに対する支援をします。（経済産業部 エネルギー政策課）
- 公用車はガソリン車を廃止し、電動車化を推進します。（出納局 用度課）
- 自動車交通などから排出される温室効果ガスの削減を図るため、道路の交通渋滞の解消に取り組めます。（交通基盤部 道路企画課、街路整備課）
- 消費する電力を削減するため、道路照明灯のLED化に取り組めます。（交通基盤部 道路企画課）
- ドライバーから見やすく、かつ電球型と比べ消費電力が大幅に少ない低コスト型LED信号灯器の整備を推進します。（警察本部 交通規制課）
- 静岡県自転車活用推進計画に基づき、「自転車通勤推進企業宣言プロジェクト」などを通じて、自転車利用を促進します。（スポーツ・文化観光部 スポーツ政策課）
- 都市計画のマスタープランに脱炭素都市づくりの観点を位置づけ、環境への負荷が低減された集約型の都市づくりを促進します。（交通基盤部 都市計画課）
- 物輸送の効率化や物流拠点の集約化など効率的な物流により脱炭素化を図るとともに、物流施設における太陽光発電等の新エネルギーの活用を促進します。（知事直轄組織 総合政策課）
- 港湾地域の脱炭素化に向け、清水港、田子の浦港、御前崎港において、カーボンニュートラルポート（CNP）形成計画を策定します。（交通基盤部 港湾企画課）

小柱④ ライフスタイルの転換

■ 現状と課題

脱炭素社会の実現への視点を取り入れたライフスタイルへの転換を促すため、県民が日常生活において温室効果ガス排出量等を踏まえた具体的な行動を起こすきっかけとなる県民運動の更なる展開を図る必要があります。

■ 主な取組

- 家庭部門の温室効果ガス排出削減に寄与する、県民の脱炭素型ライフスタイルへの転換のため、企業、市町、NPOなどとの連携により、県民運動ふじのくにCOOLチャレンジ「クルポ」の取組の充実を図ります。（くらし・環境部 環境政策課）
- 地域における地球温暖化防止活動を実践するリーダーとして、静岡県地球温暖化防止活動推進員を委嘱するとともに、推進員のレベルアップのための勉強会等を開催します。（くらし・環境部 環境政策課）
- 家庭のエネルギー使用量や用途を診断し、省エネルギー対策のアドバイスを実施します。（くらし・環境部 環境政策課）
- 在宅勤務により出勤等の移動に伴うCO₂排出量を削減するため、自宅におけるテレワーク環境整備を促進します。（くらし・環境部 住まいづくり課）
- 緩和策の普及啓発ツールを作成し、目に触れる機会を増やすことにより地球温暖化防止行動を促進します。（くらし・環境部 環境政策課）

小柱⑤ フロン等その他温室効果ガスの削減

■ 現状と課題

二酸化炭素に比べて温室効果の高いハイドロフルオロカーボン類（HFCs）は、冷凍空調機器類の冷媒等に広く使用されており、排出量が近年増加しています。これらの機器からの漏えいを防止するため、適切な管理や廃棄等の周知を図る必要があります。

■ 主な取組

- 業務用冷凍空調機器等からの整備時及び廃棄時におけるフロン類の漏えい防止を図るため、業界団体等との連携により、機器管理者、フロン類充填回収業者、解体業者・廃棄物リサイクル業者等を対象に、法制度の周知や管理点検の徹底などの指導・助言を実施します。（くらし・環境部 環境政策課）
- 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」、等に基づき、機器管理者やフロン類充填回収業者への立入検査などを実施し、適正な回収と処理を促進します。（くらし・環境部 環境政策課）
- オゾン層を破壊せず温室効果も低い冷媒を使用した機器への代替を促進するため、国等の補助制度や県の中小企業向け融資制度の情報提供、ノンフロンマークの周知を図ります。（くらし・環境部 環境政策課）

(2) エネルギーの地産地消に向けた再生可能エネルギー等の導入・利用促進

小柱① 地域と共生した再生可能エネルギーの導入促進

■ 現状と課題

設備導入に係る負担軽減等により太陽熱利用設備、小水力発電及びバイオマス等の利活用の促進を支援したことから、小規模設備の導入が着実に増加しています。今後も本県の豊かな資源を活用し、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を促進し、エネルギーの地産地消を推進するため、適地の確保や地域の理解を得るための取組などを促進することが必要です。

■ 主な取組

- 将来にわたって地域における安定電源を確保するため、再生可能エネルギーを中心とした地域の自立分散型エネルギーシステム構築を支援します。(経済産業部 エネルギー政策課)
- 太陽光発電の導入を図るとともに、再生可能エネルギーの自家消費を促進するため、住宅用太陽光発電と蓄電池の普及促進を図ります。(経済産業部 エネルギー政策課)
- 再生可能エネルギーの活用が、災害時のレジリエンス強化や生活の利便性の向上、地域経済の活性化につながることを周知します。(経済産業部 エネルギー政策課)
- 再生可能エネルギーの利用を拡大するため、全国でもトップクラスの日照環境や豊かな水、森林等の地域資源を活用し、地域と共生した太陽光発電や小水力発電、バイオマス発電などの再生可能エネルギーの導入を促進します。(経済産業部 エネルギー政策課)
- 土地改良区の維持管理費の軽減、エネルギーの地産地消を進めるため、農業水利施設を活用した小水力発電の導入を図るとともに、「静岡県農業水利施設を活用した小水力等利用推進協議会」の活動等を通じた民間事業者等の取組を支援します。(経済産業部 農地保全課)
- 地下水の熱を空調等に活用する省エネルギー効果の高い熱交換システムについて、適地マップ、導入マニュアルの広報を通して普及を図ります。(くらし・環境部 環境政策課)
- 公共施設に再生可能エネルギーや高効率空調・照明を積極的に導入し、省エネルギー機器の普及啓発にも活用します。(県有施設所管課)
- 「富士山静岡空港西側県有地活用方針」に基づき、民間事業者による空港西側県有地への太陽光発電施設等の設置を促進します。(スポーツ・文化観光部 空港管理課)
- 富士山静岡空港が空港脱炭素化に向けた国土交通省の重点調査空港に選定されたことから、今後策定される国の支援策を踏まえつつ、運営権者と連携し、富士山静岡空港の再生エネルギー化を推進します。(スポーツ・文化観光部 空港管理課)

- 新設する上屋や港湾関連施設に太陽光発電施設を設置し、創出したエネルギーを港内で活用します。（交通基盤部 港湾企画課、港湾整備課）

小柱② 水素エネルギー等の活用促進

■ 現状と課題

水素エネルギーは、カーボンニュートラルのキーテクノロジーであり、産業における新たなエネルギーとしての活用が期待されており、これまでも国と連携し、水素エネルギーステーションの整備等を進めてきました。さらなる水素の利活用拡大のため、水素活用技術の開発や燃料電池自動車（FCV）等の導入による需要の拡大が必要です。

■ 主な取組

- カーボンニュートラルに必要な不可欠な二次エネルギーである水素エネルギーの利用を拡大するため、水素エネルギーの導入やモデルとなる先進的取組を支援し、需要の拡大を図ります。（経済産業部 エネルギー政策課）
- 運輸部門の脱炭素化と水素エネルギーの利用拡大を図るため、FCVなど水素エネルギーを活用した輸送用機器等の導入を促進します。（経済産業部 エネルギー政策課）
- 低環境負荷型の業務艇の導入や輸送車両等での水素エネルギーの活用促進を図ります。（交通基盤部 港湾企画課、港湾整備課）
- 次世代自動車の運転環境を整えるため、事業者による水素ステーションの設置などに対する支援をします。（経済産業部 エネルギー政策課）
- 水素エネルギーの利便性の高さや燃焼時に二酸化炭素を排出しないメリット等を広報し、水素エネルギーに関する県民の理解の向上を図ります。（経済産業部 エネルギー政策課）

(3) 技術革新の推進

小柱① 環境、エネルギー関連産業の振興

■ 現状と課題

本県の多様な地域資源を活用した新エネルギー事業への参入増加が期待される中、環境、エネルギー関連産業への参入を目指す企業に対して、支援機関と連携し、技術相談から研究開発、事業化、販路開拓までを一貫して支援していく必要があります。

■ 主な取組

- 地域企業による地域資源を活用したエネルギー関連事業や水素エネルギー分野におけるビジネス参入を促進するため、技術開発や需要創出を支援します。（経済産業部 エネルギー政策課）
- バイオマスによる発電設備や熱電供給設備（コージェネレーションシステム）等の導入支援など、バイオマスのエネルギー利用に向けた取組を促進します。（経済産業部 エネルギー政策課）
- 未利用資源をエネルギーとして有効活用するため、家畜排せつ物のエネルギー資源化等の研究・普及を促進します。（経済産業部 農業戦略課）
- 農業水利施設等を管理する土地改良区の経営基盤の強化を図るため、農業用水を活用した小水力発電施設の導入を推進します。（経済産業部 農地保全課）

小柱② 新技術等の研究開発の支援

■ 現状と課題

自動車産業では、国は2035年までに軽自動車を含む乗用車の新車販売の全てを電動車とする目標を掲げており、EV化の進展に伴う産業構造・ビジネスモデルの大きな変化に対して官民が連携して乗り越えていくため、次世代自動車センター浜松を拠点に、中小部品メーカーが有する固有技術の高度化や、これを活用した研究開発から事業化までの一貫した支援をしていく必要があります。

植物由来の環境対応素材であるCNFについては、将来的に大きな市場への展開が期待される自動車や家電、建材などを含めた様々な分野での製品（用途）開発を促進していく必要があります。

■ 主な取組

- 新たなエネルギー産業の創出を促進するため、大学や研究機関の研究シーズと企業とのマッチングを図り、共同研究や実証事業を進めて技術開発を支援します。（経済産業部 エネルギー政策課）
- 水素エネルギーの活用や普及のため、水素エネルギー関連の技術や製品の開発を支援します。（経済産業部 エネルギー政策課）
- カーボンニュートラルの実現に向けて2035年までに軽自動車を含む乗用車の新車販売の全てを電動車とする国の目標や、3D設計・自動運転など急速に進展するデジタル化に対応するため、地域企業の電動化やデジタル化に向けた新たな研究開発・製品開発等の取組を支援します。（経済産業部 新産業集積課）
- 植物由来でカーボンニュートラルを実現する素材として注目されるCNFについて、将来的に大きな市場への展開が期待される自動車や家電、建材なども含めた様々な産業分野での用途開発を促進するため、試作品開発への助成やコーディネータによるマッチング支援などに取り組みます。（経済産業部 新産業集積課）
- ふじのくにCNF研究開発センターを拠点として、県工業技術研究所と静岡大学や地域企業との共同研究を推進します。（経済産業部 新産業集積課）
- 次世代自動車やCNF等に関する事業に取り組む中小企業に対して、利子補給による資金調達支援を行います。（経済産業部 商工金融課）

(4) 吸収源対策の推進

小柱① 森林吸収源の確保

■ 現状と課題

市町及び林業経営体が行う間伐等への支援、治山事業、森の力再生事業などにより、吸収源となる森林の整備・保全を着実に実施しています。水源のかん養や災害の防止に加え、二酸化炭素を吸収・固定することでカーボンニュートラルに貢献する森林の公益的機能の維持・増進が今後一層重要となります。そのため、デジタル技術や先端技術も活用し、森林の若返りを図る主伐・再造林や間伐などの森林整備の取組を強化するとともに、引き続き森林の適正な管理・保全を進める必要があります。

■ 主な取組

- 間伐などの適切な森林整備の着実な実施と、林道や森林作業道を効果的に組み合わせた林内路網の整備を促進します。(経済産業部 森林整備課)
- 林業経営体や森林所有者などが行う森林経営計画の作成、間伐等の実施を支援することにより、計画的な森林整備を促進します。(経済産業部 森林計画課、森林整備課)
- 「静岡悠久の森」を自然環境財として管理し、県民参加の森づくり活動の場として活用するとともに、計画的な森林整備を実施していきます。(くらし・環境部 環境ふれあい課)
- 二酸化炭素の吸収・固定を活性化するため、低コスト主伐・再造林一貫作業システムの定着、効果的な獣害対策の普及、優良品種（エリートツリー¹⁸）苗木の生産体制の確立などにより、森林の若返りを図る主伐・再造林を促進します。(経済産業部 森林計画課、森林整備課)
- 二酸化炭素の吸収に優れる生育の早い樹種（早生樹）による造林技術等を検討します。(経済産業部 農業戦略課、森林計画課)
- 森林の公益的機能を回復させるため、公益性が高いにも関わらず、所有者自ら整備することが困難な荒廃森林を再生する森の力再生事業を推進します。(経済産業部 森林計画課)
- 保安林の適正な配備と治山事業などによる保安林機能の向上を推進します。(経済産業部 森林保全課)
- 森林の無秩序な開発を防ぐ林地開発許可制度や伐採・造林届出制度を適切に運用します。(経済産業部 森林計画課、森林保全課)

¹⁸ 特に優れた性質の樹木を選抜したもの。一般的なスギ・ヒノキと比較して、材積成長が1.5倍以上、強度が平均値以上、花粉量が50%以下などの基準に基づき農林水産大臣が指定。

- 森林の適切な管理・整備に向けた森林クラウドの構築やデジタル高精度森林情報の整備と活用支援などのプラットフォームの強化により、森林分野のDXを促進します。（経済産業部 森林計画課）
- 森林経営管理制度や森林環境譲与税による市町が行う森林管理・整備の円滑な実施を支援します。（経済産業部 森林計画課）
- 森林の二酸化炭素吸収量を価値化する仕組みを活用した新たな取組による森林の経営管理や整備を促進します。（経済産業部 森林計画課、くらし・環境部 環境ふれあい課）
- 林業への新規就業を促進するとともに、就業者の知識、林業及びデジタル技術の習得を支援し、森林技術者の確保及び育成を図ります。（経済産業部 林業振興課）
- 県民の理解促進のための森林・林業に関する広報・情報発信や、関連イベントを通じた普及啓発、県民・企業等による森林ボランティア活動への支援を行います。（経済産業部 森林計画課、くらし・環境部 環境ふれあい課）

小柱② 森林資源の循環利用の促進

■ 現状と課題

県産材の安定供給と需要拡大に取り組んだ結果、木材生産量は着実に増加しています。森林資源量は年々増加し、木材として利用できる資源が充実する一方、循環利用に向けては、高い林齢に偏った資源構成の平準化が必要です。木材生産の効率を高めるためにも、主伐とその後の再造林を促進する必要があります。二酸化炭素を吸収・固定した森林から生産された木材を利用することで、炭素を長期間貯蔵することになるため、森林整備等と併せて、都市部等での建築物の木造化・木質化など、県産材の一層の利用拡大が重要です。さらに、化石燃料・由来製品の代替として循環利用することで二酸化炭素の排出削減に寄与する木質バイオマスの供給拡大も求められています。

■ 主な取組

- 公共施設整備や土木工事における県産材の率先利用とともに、住宅や非住宅建築物における県産材製品の利用を促進します。（経済産業部 林業振興課）
- 県民や企業の木材・県産材利用への意識・理解の醸成、木の良さや利用意義の普及に取り組みます。（経済産業部 林業振興課）

- 県産材の安定的な供給体制を確立するため、デジタル技術や先端技術の実証と普及により、現場実装を促進し、林業経営の生産性や労働安全性の向上を図る林業イノベーションを推進します。（経済産業部 森林計画課）
- 森林施業の集約化、路網整備、機械化等を一体的に促進します。（経済産業部 森林整備課、林業振興課）
- 県内各地に生産団地を設定し、持続可能な森林経営に基づく世界基準の森林認証取得と、森林認証材の供給基盤の整備を促進します。（経済産業部 森林計画課、森林整備課）
- 木質バイオマスを安定供給するため、林地残材、広葉樹等の未利用資源の供給体制整備を促進します。（経済産業部 森林整備課）
- 植栽から収穫までの循環サイクルを早めた木質バイオマス用材等を生産する早生樹等の森林の造成・育成を促進します。（経済産業部 森林計画課、森林整備課）

小柱③ ブルーカーボン等その他の吸収源対策

■ 現状と課題

ブルーカーボンは、沿岸域や海洋生態系によって吸収・固定される二酸化炭素由来の炭素を指し、その吸収源として、浅海域に分布する藻場や干潟などがあり、森林以外の吸収源として注目されています。ブルーカーボンの増加に向けた取組をはじめ、農地の炭素貯蔵機能の発揮など、森林以外のその他の吸収源対策もあわせて推進する必要があります。

■ 主な取組

- 海域における炭素吸収性能を含めた藻類の機能・効能に関する研究開発や、生育量の維持、回復、育成に取り組めます。（経済産業部 水産振興課、水産資源課）
- 種苗移植等による藻場の造成や、漁業者等による母藻投入、植食性魚類や雑藻の駆除等の活動支援により、藻場の回復、育成を図ります。（経済産業部 水産振興課、水産資源課）
- 県内主要農耕地の土壌環境、炭素含有量の実態を明らかにするとともに、有機物施用と土壌炭素蓄積との関係を調査します。（経済産業部 農業戦略課）
- 世界農業遺産「静岡の茶草場農法」は、茶草場から刈り取った草や茶樹の枝条を茶園に投入することで、土壌中の炭素貯留効果が期待されることから、こうした機能をPRし、同農法の維持・継承に向けた取組を支援します。（経済産業部 お茶振興課）

(5) 気候変動影響への適応

小柱① 農林水産業への影響把握と対策

■ 現状と課題

本県ではみかん、茶、わさび等の農産物が全国産出額に占める割合が高くなっています。温暖化の進行により品質や収量の低下のおそれがあるため、温暖化による影響を軽減する生産技術・品種の開発や普及を図る必要があります。

■ 主な取組

- 農業全般において、高温少雨・台風など気象災害が発生するおそれがある場合に、対応技術の広報を行います。(経済産業部 農業戦略課)
- 施設野菜や施設花きの収量や品質を高めるため、温度、湿度、二酸化炭素濃度などを管理・制御する高度環境制御機器やヒートポンプ等の導入を推進します。(経済産業部 農芸振興課)
- 温暖化条件下でも果実品質や樹体生育に影響の少ない果樹品種・品目、果実の長期貯蔵技術、高温障害や病虫害被害などを軽減する栽培技術を開発・普及します。(経済産業部 農業戦略課)
- 気候変動リスクに対応して、春季の遅霜対策として防霜技術の普及や、夏季の異常高温、干ばつ対策としてかん水技術の普及を推進します。(経済産業部 農業戦略課)
- 農地や農業用施設の湛水被害の解消や、自然的、社会的状況の変化などによって機能が低下した農業用排水施設などの整備に取り組みます。(経済産業部 農地保全課)
- 調査船や人工衛星などの情報を活用し、関係研究機関とも連携して、環境や水産資源の長期的な変化を高精度に把握・予測する研究に取り組みます。(経済産業部 水産振興課)

小柱② 災害に強い地域づくり

■ 現状と課題

全国的に1時間降水量50mm以上の年間発生回数の増加傾向がみられ、今後も増加する可能性が高いと予想されています。災害による被害を軽減するため、災害防止設備の整備や被災リスクのある住民への周知を図る必要があります。

■ 主な取組

- 気象警報などの気象情報や避難指示などの防災情報を多様な媒体を通じて、適時適切に県民に提供します。（危機管理部 危機対策課、危機情報課）
- 洪水氾濫などによる被害を軽減するため、流域治水協議会や大規模氾濫減災協議会等において市町をはじめ関係機関との連携により取りまとめた取組のフォローアップを行い、ハード・ソフト両面が一体となった総合的な取組を推進します。（交通基盤部 河川企画課、土木防災課）
- 大規模災害時において、救急・救命活動や支援物資の輸送、復旧・復興活動を迅速に行うため、地震災害に強い基盤整備を推進します。（交通基盤部 道路整備課、道路保全課）
- 一定規模の降雨により発生する洪水に対する浸水被害防止のため、河川や排水施設の整備を推進します。（交通基盤部 河川海岸整備課、生活排水課）
- 県民が安全に避難できるよう、市町との連携や支援により、ハザードマップや避難指示発令の判断基準などの情報を住民に適切に提供するとともに、災害リスクに対する住民理解の促進を図ります。（危機管理部 危機対策課）
- 港湾流通機能及び水産物流通機能の維持・確保の観点や、災害時の救援活動や物資輸送などの観点から、大規模自然災害に備えた施設の対応力を強化します。（交通基盤部 漁港整備課、港湾整備課）
- 海岸の整備にあたっては、高潮、津波などから海岸を防護しつつ、養浜などにより生物の成育、生息地の確保や景観への配慮、海浜の適切な利用の確保を行います。（交通基盤部 河川海岸整備課、漁港整備課、港湾整備課）
- 土砂災害発生時における住民の安全・安心を確保するため、土砂災害防止施設の整備を推進するとともに、土砂災害警戒区域を周知し、市町が行う警戒避難体制の整備を支援します。また、高精度な地図を活用して土砂災害のおそれのある区域の有無を確認し、必要に応じて土砂災害警戒区域の指定を行います。（交通基盤部 砂防課）
- 山地災害に強い森林づくりのため、山地災害防止施設や森林の整備などの治山事業、荒廃森林の再生を図る森の力再生事業を推進します。（経済産業部 森林保全課、森林計画課）

小柱③ 健康被害対策

■ 現状と課題

地球温暖化に加え、ヒートアイランド現象の影響で県内の平均気温は長期的に上昇し、暑熱による超過死亡の増加や熱中症搬送者数に増加がみられるため、高温注意情報を基に住民への周知を図る必要があります。

■ 主な取組

- ホームページ・ポスター、各種イベント・講習会などによる啓発や、熱中症警戒アラートを基にした同報無線などを利用した広報など、熱中症予防に資する情報提供を行います。（健康福祉部 健康増進課）
- 熱中症を予防するため、県内各地に温湿度計を設置し、WEBマップによる熱中症情報共有システムを構築します。（くらし・環境部 環境政策課）
- 高等学校の空調設備の整備を計画的に行うとともに、設置後については、適切な運用を行います。（教育委員会 教育施設課）
- 農作業は炎天下や急斜面などの厳しい労働条件の下で行われている場合もあることから、農作業の省力化、自動化、軽労力化を可能にするスマート農業技術の開発と現場実装の促進に取り組みます。（経済産業部 農業戦略課）

小柱④ 適応の普及啓発

■ 現状と課題

気候変動の影響に関する情報や適応に関する取組事例などの把握に努め、情報提供を行うことにより、県民・事業者の自主的かつ積極的な「適応」の取組を促進する必要があります。

■ 主な取組

- 気候変動の影響による被害の回避・軽減を図るため、ふじのくに地球環境史ミュージアムにおける常設展示、パネル・リーフレットの作成などの普及啓発や、県気候変動適応センターによる調査・情報提供等を行います。（くらし・環境部 環境政策課）
- 緩和策の普及啓発ツールを作成し、目に触れる機会を増やすことにより地球温暖化防止行動を促進します。（くらし・環境部 環境政策課）

2

循環型社会の構築

～資源循環と自然循環の促進～



従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動は、地球環境に大きな負荷をかけており、地球規模での環境問題の深刻化につながっています。こうした中、製品と資源の価値を可能な限り長く保全・維持し、廃棄物の発生を最小化するサーキュラーエコノミーへの移行が求められています。

このため、資源採取、生産、流通、消費、廃棄などライフサイクル全体で、廃棄物の発生抑制、循環利用、適正処理などの取組をより一層推進するとともに、資源としてのプラスチックの循環利用の高度化を目指すなど、サーキュラーエコノミーへの移行に取り組んでいきます。

成果指標

指標名（単位）	現状値	中間目標値 （2025年度）	目標値 （2030年度）
一般廃棄物排出量 （1人1日当たり）（g／人日）	885 g／人日 （2019年度）	853 g／人日 以下	826 g／人日 以下
一般廃棄物最終処分量 （1人1日当たり）（g／人日）	43 g／人日 （2019年度）	39 g／人日	37 g／人日 以下
産業廃棄物最終処分量（千t／年）	229千t／年 （2019年度）	毎年度 229千t以下	毎年度 229千t以下

施策展開

(1) 3Rの推進

小柱① 発生抑制・再使用の推進

■ 現状と課題

一般廃棄物排出量は、日常生活における削減及び低減の取組により、十数年間減少傾向が続いていたものの、近年は減少が足踏みしています。1人1日当たりの排出量を生活系・事業系の内訳で見ると、生活系は減少している一方、事業系はほぼ横ばいとなっています。また、2020年から世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症の影響により、生活様式が変化しつつあり、今後の廃棄物の排出状況にも変化が予想されます。このため、日常生活のあらゆる場面において、ごみ減量、リサイクルの意識啓発を強化し、生活系、事業系を含めた一般廃棄物全体の削減対策を継続する必要があります。

■ 主な取組

- 日常生活のあらゆる場面において、ごみ減量、リサイクルの意識啓発を強化し、生活系、事業系を含めた一般廃棄物全体の削減対策を継続し、3Rを推進します。(くらし・環境部 廃棄物リサイクル課)
- 家庭系、事業系それぞれの食品ロスの削減の取組を推進します。(くらし・環境部 廃棄物リサイクル課)
- 各種リサイクル法に基づき、各分野のリサイクルを推進します。(くらし・環境部 廃棄物リサイクル課)
- 一般廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用を推進する方策の一つとしてごみ処理の有料化の検討を行うよう市町へ働きかけます。(くらし・環境部 廃棄物リサイクル課)
- 高効率なエネルギー回収型廃棄物処理施設等の整備を支援する交付金の活用により、燃やさざるを得ない廃棄物から得られるエネルギーの有効活用を促進します。(くらし・環境部 廃棄物リサイクル課)
- リサイクル製品の安全・安心に関わる基準を設定し適正なりサイクル製品であることを認定する「静岡県リサイクル製品認定制度」について、関係機関・団体への説明会など幅広い広報を行い、認定制度や認定製品の周知を図るとともに積極的利用を呼びかけます。(くらし・環境部 廃棄物リサイクル課)

小柱② プラスチックごみ対策の推進

■ 現状と課題

プラスチックごみの増加に伴う海洋汚染や生態系への影響が世界的な問題となっており、プラスチック製品を使用する生活スタイルを見直し、プラスチックごみの発生を抑制するとともに、ポイ捨て防止や回収などの意識啓発を図るなど、海洋流出を防止する必要があります。また、弁当容器等に使用されるプラスチックの削減のため、プラスチックから代替素材への転換を進める必要があります。

■ 主な取組

- 生活様式の変化を踏まえ、プラスチック製品を使用する生活スタイルの見直しやプラスチック製品の賢い利用を促し、プラスチックごみの発生を抑制するとともに、プラスチックごみのポイ捨て防止やプラスチックごみ回収などへの意識啓発を図ります。（くらし・環境部 廃棄物リサイクル課）
- ごみ削減に必要な従来の3R（リデュース、リユース、リサイクル）に、使い捨てプラスチックを使用しないことや海岸・河川の清掃活動への参加など、海洋プラスチックごみの発生抑制、海洋流出防止のための県独自の3つのR（リフューズ、リターン、リカバー）を加えて6Rとし、県民一人ひとりの実践を呼び掛ける静岡県海洋プラスチックごみ防止「6R県民運動」を展開します。（くらし・環境部 廃棄物リサイクル課）
- 国のプラスチック資源循環の推進方針に則り、事業者によるプラスチックごみの自主回収及び再資源化を推進します。（くらし・環境部 廃棄物リサイクル課）

(2) 廃棄物適正処理の推進

小柱① 事業者指導の強化と優良事業者の育成

■ 現状と課題

事業活動に伴って発生した廃棄物は、排出事業者自らの責任において、法に基づき適正に処理しなければなりません。一部の違法・不適正な処理によって、生活環境への悪影響が懸念されています。処理体制の整備や不法投棄等防止のため、事業者指導を強化するとともに優良事業者の育成を図る必要があります。

■ 主な取組

- 廃棄物処理に係る情報管理の合理化を図るため電子マニフェストの一層の普及を促進するほか、自動車リサイクル法、建設リサイクル法などに基づく関連事業者への監視、指導や、関係機関等と連携したパトロール等、事業者への指導を強化します。（くらし・環境部 廃棄物リサイクル課）
- 一般廃棄物の適正処理を推進するため、広域的・専門的な見地から、市町等に対する研修会等により、ごみ処理広域化の推進による適正規模の施設整備や維持管理等の指導及び助言を行います。（くらし・環境部 廃棄物リサイクル課）
- 産業廃棄物の処分や再生利用の実態を調査し、適正処理に必要な情報の提供に努めるとともに、処理状況の透明化を促進します。（くらし・環境部 廃棄物リサイクル課）
- 産業廃棄物の適正処理を推進するため、法令に基づく審査や立入検査を的確に行うとともに、適正処理に関する研修会等を実施するなど、排出事業者及び処理業者に対する監視、指導及び助言を行います。（くらし・環境部 廃棄物リサイクル課）
- 産業廃棄物処理業者による不適正処理を防止するため、処理業許可の申請については、厳格な審査を継続するとともに、悪質な法令違反者には、行政処分の執行など迅速かつ厳正に対処します。（くらし・環境部 廃棄物リサイクル課）
- 産業廃棄物の適正な処理体制の整備を図るため、優良産業廃棄物処理業者認定制度に係る研修会等を開催し、認定業者数の増加を図るとともに、認定業者が優先的に委託先として選定される環境づくりを推進します。（くらし・環境部 廃棄物リサイクル課）
- PCB¹⁹廃棄物の適正処理を推進するため、保管事業者及び使用事業者に対し、「静岡県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、2027（令和9）年3月までに県内に所在するPCB廃棄物の全量が確実に適正に処理されるよう取り組みます。（くらし・環境部 廃棄物リサイクル課）

¹⁹ ポリ塩化ビフェニル：人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であり、その難分解性、高蓄積性、大気や移動性の生物種を介して長距離を移動する性質から、将来の世代にわたり、地球規模の環境汚染をもたらすことが危惧されている。

小柱② 不法投棄対策の推進

■ 現状と課題

県内の不法投棄の発見件数は減少傾向となっており、大規模案件は減少しているものの、リサイクル、有価物・土砂を称する偽装など、手口が巧妙化し、廃棄物の不適正処理の認定が難しい事案が増加しています。関係機関・関係団体との連携強化やパトロール回数の増加等により早期発見に努めるとともに、不法投棄110番を広く周知するなど、県民総ぐるみの監視体制の強化を図る必要があります。

■ 主な取組

- 不法投棄の未然防止や早期発見を図るため、捜査機関と連携して、パトロールや立入検査を重点化するとともに、県内市町をはじめ、不法投棄監視活動に協力する民間団体、警察、海上保安庁などとの連携による統一パトロールの実施や、協定締結など、効率的かつ効果的な監視体制の強化に取り組めます。（くらし・環境部 廃棄物リサイクル課）
- 産業廃棄物の不適正処理事案への迅速な調査を行い、原因者や排出事業者などに対し廃棄物の早期撤去や現場の原状回復を指導します。（くらし・環境部 廃棄物リサイクル課）
- 不法投棄を早期発見するため、市町、関係団体等と協力して広く県民に不法投棄撲滅を呼び掛け、不法投棄の発見や不法焼却などに関する情報を得て迅速な監視、指導を行っています。（くらし・環境部 廃棄物リサイクル課）

小柱③ 災害廃棄物の適正処理

■ 現状と課題

大規模災害時に発生する廃棄物を、関係機関・関係団体と連携して適切に処理するため、初動対応に必要な事項をあらかじめ定め、発災時には、被害状況を踏まえ、直ちに対応できるよう、災害廃棄物処理計画の充実を図る必要があります。また、単独の市町で処理が困難な場合や、県内だけで処理できない場合に対応できるよう、県内市町等の相互協力や、県域を越えた支援・受入要請など広域的な相互支援体制の構築を図る必要があります。

■ 主な取組

- 大規模災害時に発生する廃棄物を関係機関・関係団体と連携して迅速に処理するため、平時から必要事項を定め、発災時に迅速に対応できるよう、県及び市町の災害廃棄物処理計画を見直すとともに情報伝達訓練や職員研修による人材育成を図ります。（くらし・環境部 廃棄物リサイクル課）
- 環境省が設置する災害廃棄物対策ブロック協議会（関東・中部）に参画し、県内市町の相互協力や、県域を越えた支援・受入要請など広域的な相互支援体制の構築を図ります。（くらし・環境部 廃棄物リサイクル課）

小柱④ 適正処理体制の充実

■ 現状と課題

人口減少の進展により、一般廃棄物排出量の減少が見込まれ、効率的な処理施設の運営が求められることから、ごみ処理広域化等の廃棄物を適正に処理するための体制整備が必要です。加えて、廃棄物処理に係る情報管理の合理化を図るため、電子マニフェストの一層の普及を促進するほか、自動車リサイクル法、建設リサイクル法などに基つき、関連事業者への監視、指導や関係機関等との連携によるパトロール等を強化する必要があります。

■ 主な取組

- 人口減少の進展による、一般廃棄物排出量の減少、処理施設（能力）の余剰の増加、非効率的な施設運営等の課題に対応するため、市町のごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化を推進します。（くらし・環境部 廃棄物リサイクル課）
- 違法な不用品回収業者や不用品回収拠点（ヤード）への対策を講じるため、市町や警察等の関係機関と連携し静岡県不用品回収拠点对策協議会を設置し、研修会や合同パトロールを実施するなどして、監視体制及び指導を強化します。（くらし・環境部 廃棄物リサイクル課）
- 「静岡県海岸漂着物対策地域計画」に基づき、県内海岸の良好な景観及び環境の保全を図るため、海岸漂着物を処理する市町を支援するとともに、関係者の相互協力を促します。（くらし・環境部 廃棄物リサイクル課）

(3) サーキュラーエコノミーに向けた基盤づくり

小柱① 新たなプラスチック戦略の推進

■ 現状と課題

国では、世界全体での資源・環境問題のみならず、経済成長や雇用創出等により持続可能な発展に貢献することを目指して、新たなプラスチック資源循環戦略を公表しました。これを踏まえ、本県でも、使い捨てプラスチックの使用削減や代替品の開発・利用促進を図るとともに、分かりやすく効率的な分別・リサイクルを推進し、資源としてのプラスチックの循環利用を目指す必要があります。

■ 主な取組

- プラスチック資源の活用に関する県民意識の変容を促すため、使い捨てプラスチックを使用しないことや製品購入時の適切な選択、不要なプラスチック製品のリサイクルの徹底を呼び掛けます。(くらし・環境部 廃棄物リサイクル課)
- プラスチック資源の有効活用を図るため、事業者に対し、使用後に単にごみにならないような製品設計の配慮や、不要なプラスチック製品のリサイクル製品の自主回収や再資源化の取組を促します。(くらし・環境部 廃棄物リサイクル課)
- プラスチック資源循環法の趣旨に則り、市町のプラスチックごみ分別収集のための基準策定や、住民の適切な分別排出のために必要な分別方法についての情報提供や普及啓発、環境教育などの取組を促進します。(くらし・環境部 廃棄物リサイクル課)

小柱② 食品ロス対策の推進

■ 現状と課題

世界の食品ロスの発生量は食料援助量を大きく上回り、食品ロス削減は国際的な課題となっています。食品ロス削減は一般廃棄物の削減の観点からも重要であることを踏まえ、個人や事業者等のあらゆる主体が食品の生産、流通、販売、消費等のライフサイクル全体で食品ロス削減に取り組むよう意識啓発を図る必要があります。

■ 主な取組

- 家庭及び事業所からの食品ロスを削減するため、食材や製品原材料がごみになる前に有効活用される工夫の取組を推進します。(くらし・環境部 廃棄物リサイクル課)

- 賞味期限がまだ残っている食品を捨てずに有効活用するため、フードバンクの利用促進を通じた食品ロス削減の取組を呼び掛けます。（くらし・環境部 廃棄物リサイクル課）
- 食品ロスの削減などの普及啓発や、賞味期限等に対する正しい理解など消費者教育等を通じて意識改革を促し、環境に配慮した消費行動がとれる消費者の育成を図ります。（くらし・環境部 廃棄物リサイクル課）

小柱③ 循環産業の振興支援

■ 現状と課題

世界的なサーキュラーエコノミーへの転換の潮流を踏まえ、産業界や学界と連携し、新たな環境関連技術・製品の創出や、既存の技術等の普及、促進を図っていく必要があります。また、静岡県リサイクル製品認定制度を活用して環境配慮型製品を製造する企業等を支援し、リサイクル認定製品の普及促進を図る必要があります。

■ 主な取組

- 産業界や学界と連携し、新たな環境関連技術、製品の創出や既存の技術等の普及、促進や人材育成を図ります。（くらし・環境部 廃棄物リサイクル課）
- バイオマスによる発電設備や熱電併給設備（コージェネレーションシステム）等の導入支援など、バイオマスのエネルギー利用に向けた取組を促進します。（経済産業部 エネルギー政策課）
- 環境ビジネスへ新たに参入する事業者等に対し、研究開発から新製品開発、販路開拓、資金繰り等の一貫した支援を行います。（経済産業部 新産業集積課、経営支援課、商工金融課）
- リサイクル製品の安全・安心に関わる基準を設定し適正なリサイクル製品であることを認定する「静岡県リサイクル製品認定制度」について、関係機関・団体への説明会など幅広い広報を行い、認定制度や認定製品の周知を図るとともに積極的利用を呼び掛けます。（くらし・環境部 廃棄物リサイクル課）

小柱④ 住民等への啓発、関係機関との連携強化

■ 現状と課題

廃棄物・リサイクルに関する高い意識を持ち、主体的に行動できる人材を育成するため、子どもたちへの教育をはじめ、地域社会に根ざした環境教育や、消費者の視点で環境に配慮した行動のための消費者教育を推進する必要があります。また、県庁内関係各課との連携はもとより、環境・資源等に関する団体や企業等との連携を強化し、廃棄物・リサイクルに係る課題等に一丸となって取り組み、施策を推進する体制を構築する必要があります。

■ 主な取組

- サーキュラーエコノミーに向けた県民や事業者の意識を醸成するため、児童生徒をはじめとする若い世代や消費者等を対象とする、デジタルツールを活用した啓発講座や研修会等を実施します。（くらし・環境部 廃棄物リサイクル課）
- 食品ロスの削減などの普及啓発や、賞味期限等に対する正しい理解など消費者教育等を通じて意識改革を促し、環境に配慮した消費行動がとれる消費者の育成を図ります。（くらし・環境部 廃棄物リサイクル課）
- 市町・一部事務組合、近隣県や各種団体等外部との連携を強化し、循環型社会形成に向けた情報交換や良好な生活環境の確保に向けた対策を講じます。（くらし・環境部 廃棄物リサイクル課）

(4) 自然資源の循環

小柱① 森林資源の循環利用の促進

■ 現状と課題

県産材の安定供給と需要拡大に取り組んだ結果、木材生産量は着実に増加しています。森林資源量は年々増加し、木材として利用できる資源が充実する一方、循環利用に向けては、高い林齢に偏った資源構成の平準化が必要です。木材生産の効率を高めるためにも、主伐とその後の再造林を促進する必要があります。二酸化炭素を吸収・固定した森林から生産された木材を利用することで、炭素を長期間貯蔵することになるため、森林整備等と併せて、都市部等での建築物の木造化・木質化など、県産材の一層の利用拡大が重要です。さらに、化石燃料・由来製品の代替として循環利用することで二酸化炭素の排出削減に寄与する木質バイオマスの供給拡大も求められています。

■ 主な取組

- 公共施設整備や土木工事における県産材の率先利用とともに、住宅や非住宅建築物における県産材製品の利用を促進します。（経済産業部 林業振興課）
- 県民や企業の木材・県産材利用への意識・理解の醸成、木の良さや利用意義の普及に取り組みます。（経済産業部 林業振興課）
- 県産材の安定的な供給体制を確立するため、デジタル技術や先端技術の実証と普及により、現場実装を促進し、林業経営の生産性や労働安全性の向上を図る林業イノベーションを推進します。（経済産業部 森林計画課）
- 森林施業の集約化、路網整備、機械化等を一体的に促進します。（経済産業部 森林整備課、林業振興課）
- 県内各地に生産団地を設定し、持続可能な森林経営に基づく世界基準の森林認証取得と、森林認証材の供給基盤の整備を促進します。（経済産業部 森林計画課、森林整備課）
- 木質バイオマスを安定供給するため、林地残材、広葉樹等の未利用資源の供給体制整備を促進します。（経済産業部 森林整備課）
- 植栽から収穫までの循環サイクルを早めた木質バイオマス用材等を生産する早生樹等の森林の造成・育成を促進します。（経済産業部 森林計画課、森林整備課）

小柱② 健全な水循環の保全

■ 現状と課題

生活や産業活動の基盤となる水資源について、将来にわたる持続的な利用を可能にするため、水循環の健全化に配慮し、適正な水利調整を引き続き行い、渇水時の給水制限を回避することが必要です。また、地下水の適正利用のための観測体制の強化や水資源に関する普及啓発が必要です。

■ 主な取組

- 県民共通の財産である水資源を守り、健全な水循環を保全するため、基本理念を定め健全な水循環の保全に関する施策を総合的に推進します。（くらし・環境部 水資源課）
- 水資源の大切さについて理解を深めてもらうため、県民に対する各種啓発活動や広報活動を実施します。（くらし・環境部 水資源課）
- 渇水による取水制限を極力回避するため、水資源の確保に向けた電力会社、土地改良区、水道事業者等の利害関係者との適宜適切な調整を行います。（くらし・環境部 水資源課）
- 地下水の保全と持続的な利用の両立を図るため、適切な地下水管理を推進します。（くらし・環境部 水資源課）
- 県地下水条例に基づき揚水量の遵守を指導するとともに、アセットマネジメントによる地下水位計の計画的な更新及び地盤沈下調査への人工衛星画像解析の導入により、観測体制を強化し、地下水障害を防止します。（くらし・環境部 水資源課）
- 生物の営みや県民の様々な活動の維持に必要な河川の正常流量を確保するため、既設の多目的ダムと生活貯水池の適切な管理を推進します。（交通基盤部 河川企画課）

小柱③ 森・里・川・海の保全

■ 現状と課題

森（里地・里山を含む）の土壌から川を通じて海へ流れる栄養物質は、海の生態系の維持のために重要であり、本県の豊かな海の恵みを将来世代に継承するため、森・里・川・海のつながりに関する科学的知見を踏まえた施策を推進する必要があります。

里地・里山・里海では、長年にわたる人と自然の関わりを通じて、豊かな自然環境が形成され維持されてきましたが、近年の人口減少・少子高齢化等により、人の手が入らなくなり、自然環境が損なわれるおそれが生じています。こうしたことを踏まえ、地域住民等による保全活動や農山村

振興などの様々な取組と連携しながら、里地・里山・里海の保全活用を効果的に推進する必要があります。

農業においても環境と調和した持続可能な農業生産の取組が求められることを踏まえ、農業者による環境保全型農業の必要性の理解、実践するための技術的普及や消費者への理解を促進することが必要です。また、水産資源の適正な管理や維持・増大に努め、持続可能で自然と共生した水産業を推進することが必要です。

■ 主な取組

- 森（里地・里山を含む）の豊かな土壌から川を通じて海へ流れる栄養物質と海の生物生産との関係に関する科学的知見の充実を促進するとともに、森・里・川・海のつながりとその保全の重要性について広く周知を図り、県民による保全活動を促進します。（くらし・環境部 環境政策課、経済産業部 水産資源課）
- 森づくり団体の活性化のため、生物多様性の保全等に効果的な活動の知識、技術の向上や、都市住民、企業との連携等を支援します。（くらし・環境部 環境ふれあい課）
- 県民の保全活動への理解と参加を促進するため、地域住民や森づくり団体との連携と協働による森づくり県民大作戦を実施します。（くらし・環境部 環境ふれあい課）
- 水源かん養、自然環境保全といった森林の公益的機能の維持・増進のため、間伐等の適切な森林整備や森林の若返りを図る主伐・再造林の促進、森の力再生事業による荒廃森林の再生整備、保安林の適正な配備・管理に取り組みます。（経済産業部 森林計画課、森林整備課、森林保全課）
- 県民との協働により、佐鳴湖などの湖沼、麻機遊水地や馬込川河口部などの湿地・干潟や篠原海岸などの砂浜で、多様な自然環境の保全・再生を促進します。（交通基盤部 河川海岸整備課）
- 農業・農村の多面的機能と持続性を確保するため、多様な関係者が連携し、地域資源の保全と活用を行う「ふじのくに美しく品格のある邑づくり」や「美農里プロジェクト」等の地域ぐるみの活動を支援します。（経済産業部 農地保全課）
- 自然環境の保全と再生のため、河川生物の遡上・降河を阻害しない魚道の設置や多自然型工法の採用、在来種による緑化等により、水と緑のネットワークの形成を推進します。（経済産業部 農地計画課）
- 山村地域の住民が協働して行う里山林の継続的な保全管理や利用等の活動や、都市部との交流による「関係人口」の拡大の取組を促進します。（くらし・環境部 環境ふれあい課）

- 環境と調和した農林水産業を実現するため、有機農業をはじめとした持続可能な農業の実践を推進するとともに、水産資源の適正管理や維持・増大に努めます。（経済産業部 食と農の振興課、水産資源課）
- 農薬の適正使用や低リスク農薬への転換、天敵等を含む生態系の相互作用を活用する技術の導入を推進します。（経済産業部 食と農の振興課）
- 肥料の適正使用や耕畜連携等による有機資源の活用を推進します。（経済産業部 食と農の振興課、畜産振興課）
- キンメダイやアサリ、サクラエビなどの水産物の資源管理制度の適正な運用や自主的管理の促進のため、ICTやビッグデータの利活用に関する研究を実施し、漁獲情報の集約などの新たな仕組みづくりや制度の改善に取り組みます。（経済産業部 水産振興課、水産資源課）

3

良好な生活環境の確保

～安全・安心な暮らしを守る～



県民生活に欠かすことができない「命の水」は、河川の流域を中心に適切に保たれた状態で健全に循環することで、地表水又は地下水として県民の暮らしに潤いを与え、産業の発展などに重要な役割を果たしてきました。しかし近年、地球温暖化に伴う気候変動などの要因により、渇水、生態系への影響などの問題が顕著となっています。また、水質・大気・土壌等の県民の安全・安心な暮らしの基盤となる生活環境は、いったん環境汚染が進むと改善までに時間を要し、日々の暮らしや経済社会活動に多大な影響を及ぼすことが懸念されています。

このため、「命の水」を守る健全な水循環の確保に向けた取組を進めるとともに、水・大気等の環境保全に必要な継続的な調査・監視や事業者に対する指導・助言等を着実に推進し、将来にわたり県民が安全・安心に暮らすことができる良好な生活環境を確保していきます。

■ 成果指標

指標名（単位）	現状値	中間目標値 （2025年度）	目標値 （2030年度）
地下水条例対象地域のうち、適正揚水量を確保している地域数（達成率）	5 地域 （100%） （2020年度）	毎年度 5 地域 （100%）	毎年度 5 地域 （100%）
水質が改善した河川数（河川）	0 河川 （2020年度）	12河川	12河川

施策展開

(1) 「命の水」と健全な水循環の確保

小柱① 水資源の適正な管理と有効利用の促進

■ 現状と課題

生活や産業活動の基盤となる水資源について、将来にわたる持続的な利用を可能にするため、水循環の健全化に配慮し、適正な水利調整を引き続き行い、渇水時の給水制限を回避することが必要です。また、地下水の適正利用のための観測体制の強化や水資源に関する普及啓発が必要です。

■ 主な取組

- 県民共通の財産である水資源を守り、健全な水循環を保全するため、基本理念を定め健全な水循環の保全に関する施策を総合的に推進します。(くらし・環境部 水資源課)
- 水資源の大切さについて理解を深めてもらうため、県民に対する各種啓発活動や広報活動を実施します。(くらし・環境部 水資源課)
- 渇水による取水制限を極力回避するため、水資源の確保に向けた電力会社、土地改良区、水道事業者等の利水関係者との適宜適切な調整を行います。(くらし・環境部 水資源課)
- 地下水の保全と持続的な利用の両立を図るため、適切な地下水管理を推進します。(くらし・環境部 水資源課)
- 県地下水条例に基づき揚水量の遵守を指導するとともに、アセットマネジメントによる地下水位計の計画的な更新及び地盤沈下調査への人工衛星画像解析の導入により、観測体制を強化し、地下水障害を防止します。(くらし・環境部 水資源課)
- 農業用水を安定的に供給するため、老朽化した基幹農業水利施設について、UAV（無人航空機）等の新技術を活用し機能診断の省力化と精度向上を図るとともに、ライフサイクルコストを低減するアセットマネジメント手法の活用により、効率的な更新整備を推進します。(経済産業部 農地整備課)
- 生物の営みや県民の様々な活動の維持に必要な河川の正常流量を確保するため、既設の多目的ダムと生活貯水池の適切な管理を推進します。(交通基盤部 河川企画課)
- リニア中央新幹線の整備に伴う大井川の水資源の減少を防ぐため、利水団体、関係行政機関等とともに事業者に対し、水資源の確保を求めます。(くらし・環境部 水資源課)

小柱② 水道水等の安定供給の確保

■ 現状と課題

人口減少等による水道料金の収入減に加え、高度成長期に整備された水道施設は老朽化が進んでおり、多くの施設で更新や耐震化が必要となっていることを踏まえ、国の補助制度の活用等について水道事業者を支援し、水道施設の計画的な更新、耐震化を促進する必要があります。

■ 主な取組

- 水道事業の基盤強化のため、広域連携のシミュレーション結果等を基に市町と将来の方向性を検討し、水道広域化推進プランの策定と広域連携を推進します。（くらし・環境部 水資源課）
- 市町に対して安全で安心な水道水を供給するため、浄水施設の水質管理をシステム化します。（企業局 水道企画課）
- 水道事業者に対して、水道水源から給水栓までの水質の管理及び施設の適切な維持管理を指導します。（くらし・環境部 水資源課）
- 補助制度の活用等について水道事業者を指導・支援し、水道施設の計画的な更新、耐震化を促進します。（くらし・環境部 水資源課）
- 地震等の災害時においても安定的に水道水を供給するため、寺谷浄水場などの施設の耐震化を実施します。（企業局 水道企画課）

(2) 水質・大気等の環境保全

小柱① 河川等の水質の保全

■ 現状と課題

公共用水域の環境基準は概ね達成されていますが、非達成の地点もあることから、継続的に監視（モニタリング）を実施し環境基準への適合状況を確認していくことが重要です。また、汚染物質の主要な排出源である工場、事業場の自主管理を促進するとともに、排出基準の遵守状況の確認、指導が必要です。富士川については、環境の変化を心配する意見もあることから、山梨県と協力して、豊かな水環境の保全に取り組む必要があります。土壌環境については、有害物質による人の健康に被害が生じないように、事業者等の指導が必要です。

■ 主な取組

- 環境基準への適合状況を確認するために、水の汚濁状況等を監視します。（くらし・環境部 生活環境課）
- 水質汚濁の大きな発生源となる工場・事業場等の立入検査を実施し、事業者の自主管理を促進するとともに排出基準の遵守の徹底を指導します。（くらし・環境部 生活環境課）
- 河川等における化学物質による汚染状況を把握するために、化学物質の残留状況を調査します。（くらし・環境部 生活環境課）
- 工場・事業場での化学物質のリスクコミュニケーションを推進するため、PRTR制度²⁰に基づく事業者の自主的な化学物質の適正管理を進めます。（くらし・環境部 生活環境課）
- 山梨県との覚書に基づき、富士川の化学物質等の調査を行うとともに、調査結果について科学的な評価を行い、山梨県や流域市町と連携して、富士川の水環境の保全のために必要な対策に取り組めます。（くらし・環境部 生活環境課）
- 土壌汚染の拡大を防ぐため、事業者等の行う届出、調査及び土壌汚染が判明した場合の適切な対処の指導を行います。（くらし・環境部 生活環境課）

²⁰ 化学物質の環境への排出量や廃棄物としての移動量を、化学物質取扱事業者が自ら把握して毎年行政に届け出し、行政が公表する制度。

小柱② 大気環境の保全

■ 現状と課題

大気環境については、概ね環境基準を達成していますが、光化学オキシダントについては非達成となっています。良好な大気環境の保全のためには、監視精度を向上させ、継続的に監視（モニタリング）していくことが重要であり、そのためには、測定機器のメンテナンスや更新を適正な時期で行う必要があります。また排出源である工場、事業場の自主管理を促進するとともに、排出基準の遵守状況の確認、指導が必要です。

■ 主な取組

- 環境基準への適合状況を確認するために、大気の汚染状況や騒音等を監視します。（くらし・環境部 生活環境課）
- 大気測定局の監視精度を向上させるために、よりきめ細かいメンテナンスや適切な時期での機器更新を行い、監視機器の不具合による観測データの欠測をなくします。（くらし・環境部 生活環境課）
- 大気汚染の要因となるばい煙やダイオキシン類等を排出する工場・事業場の立入検査を実施し、事業者の自主管理を促進するとともに排出基準の遵守の徹底を指導します。（くらし・環境部 生活環境課）
- 環境中のダイオキシン類の汚染状態を把握するため、環境モニタリング調査を実施します。（くらし・環境部 生活環境課）
- 工場・事業場での化学物質のリスクコミュニケーションを推進するため、PRTR制度に基づく事業者の自主的な化学物質の適正管理を進めます。（くらし・環境部 生活環境課）
- 一定規模以上の工場又は事業所の新設又は増設を行う場合には、関係法令に基づく届出の前に、事業者と事前に協議を行い、事業者の環境負荷の低減のための総合的・自主的な取組を指導します。（くらし・環境部 生活環境課）
- アスベスト含有建築物の解体等工事における大気中へのアスベストの飛散防止等を指導します。（くらし・環境部 生活環境課）
- 新幹線鉄道騒音等を監視測定し、環境基準を上回る場合には、事業者等に対し、低減化対策を要望します。（くらし・環境部 生活環境課）

- 富士山静岡空港周辺地域の環境を保全するため、富士山静岡空港に係る環境監視計画に基づく監視を行い、航空機騒音対策などの生活環境保全対策を実施します。（スポーツ・文化観光部 空港管理課）
- バイパスの整備や交差点改良など交通流の円滑化に加え、アイドリング・ストップ運動などにより、自動車排出ガスによる大気汚染や騒音の低減を図ります。（くらし・環境部 生活環境課、交通基盤部 道路企画課）
- 公害に関する紛争は、公害審査会において解決（あっせん・調停・仲裁）を図ります。（くらし・環境部 生活環境課）

小柱③ 生活排水対策の推進

■ 現状と課題

河川などの水質汚濁原因の多くは、生活排水に起因していると言われています。下水道、集落排水及び合併処理浄化槽等の施設の整備状況を示す汚水処理人口普及率は、令和2年度末に82.9%（全国92.1%）と、全国平均を下回っており、下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備を促進する必要があります。また、浄化槽の法定検査の受検の徹底など、浄化槽の維持管理の適正化を促進する必要があります。

■ 主な取組

- 浄化槽の機能が正常に維持されているか確認する法定検査の受検促進に取り組みます。（くらし・環境部 生活環境課）
- 静岡県生活排水処理長期計画やアクションプランに基づき、計画的な生活排水処理施設の整備や老朽化が進んでいる設備等の改築・更新を推進します。（交通基盤部 生活排水課）
- 下水汚泥の再生利用の促進とエネルギー利用の検討を進めます。（交通基盤部 生活排水課）

(3) 大規模開発等における適切な環境保全措置と安全の確保

小柱① 環境影響評価の実施について

■ 現状と課題

リニア中央新幹線のトンネル工事に伴う、大井川の水資源や南アルプスの自然環境への影響や森林を伐採する大規模な開発計画などによる災害の発生や生活環境の悪化が懸念されており、環境の保全について適正な配慮がなされるように事業者を指導する必要があります。

■ 主な取組

- 生活環境や多様な自然環境を保全するため、大規模開発事業等を行う事業者によって、環境影響評価法、県条例等に基づき、環境の保全に関する適切な措置がなされるよう取り組みます。(くらし・環境部 生活環境課)
- 大規模太陽光発電施設の設置に係る林地開発行為において地域の民意を反映するため、事業者が森林法に基づく許可申請を行う前に、事業計画に関する住民説明会の開催等を法律上の要件とするなど、国に対し、住民との合意形成を図るための法改正の検討を要望していきます。(経済産業部 森林保全課)
- 大井川の水資源と南アルプスの生物多様性が適切に保全され、流域住民の理解が得られるよう、事業が及ぼす影響を事業者と継続して対話を行い、確認、評価していきます。(くらし・環境部 環境局)

小柱② 土砂埋立て等の適正化の推進

■ 現状と課題

2021年7月に熱海市伊豆山で発生した土石流災害では、甚大な被害が発生しました。土石流による災害を教訓に、既に行われている盛土や今後行われる盛土等に対し、同様の災害が発生しないよう適切な対策を推進する必要があります。

■ 主な取組

- 盛土などについて、法令等の基準に基づき適切に審査・指導・是正措置等を行います。(くらし・環境部 盛土対策課ほか)
- 盛土行為の危険箇所について、市町や関係者と連携し、是正指導を行います。(くらし・環境部 盛土対策課ほか)

- 県民の健康を保護し、生活環境を保全するため、有害物質で汚染された土砂等が埋立て等に使用されることのないようにします。（くらし・環境部 生活環境課、盛土対策課）

4

自然共生社会の構築

～人と自然との関係を見つめ直す～



本県は、南アルプス、富士山をはじめとする多様で豊かな自然環境のもと、農林水産業などの自然と共生した産業や文化が根付いており、本県の魅力を形成しています。しかし近年は、人口減少・少子高齢化や新型コロナウイルスの感染拡大などの社会状況等により人と自然との関係が薄れつつあります。私たちの暮らしや経済活動が自然の恵みに支えられていることを再認識し、将来世代にわたって自然の恵みを享受できるよう、人と自然との関係を改めて見つめ直すことが重要です。

このため、生物多様性を育む豊かな自然環境の保全に加え、新たな森林空間の活用による、人と自然が気軽にふれあう機会の創出や関係人口の拡大につながる取組等を推進し、自然共生社会の構築に取り組んでいきます。

■ 成果指標

指標名（単位）	現状値	中間目標値 （2025年度）	目標値 （2030年度）
県内の野生生物の絶滅種数（種）	0種 （絶滅12種） （2020年度）	0種 （絶滅12種）	0種 （絶滅12種）
ふじのくに生物多様性地域戦略推進パートナー（南アルプスプロジェクト）の委嘱数（件）	1 件 （2020年度）	累計10件	累計15件
伊豆・富士地域ニホンジカ推定生息頭数（頭）	45,400頭 （2020年度）	7,000頭 ²¹ （2026年度）	7,000頭
森づくり県民大作戦参加者数（人）	11,898人 （2020年度）	毎年度 28,000人	毎年度 28,000人
地域の緑化活動団体数（団体）	187団体 （2020年度）	300団体	300団体

²¹ 自然植生にあまり目立った影響が出ないとされている密度に生息域の面積を乗じて算出。

施策展開

(1) 生物多様性の確保

小柱① 希少種をはじめとする多様な野生動植物の保護

■ 現状と課題

県内では、1万種以上の動植物が確認されているが、地形が険しい場所等、未調査の場所や生物群も多く、更なる調査が必要です。また生物多様性の保全に関わるフィールド研究者などの人材の減少・高齢化が懸念されており、次世代の核となる人材の育成が必要です。本県の持つ豊かな生物多様性の魅力と保全の重要性に対する県民の認知度・理解度を高めていく必要があります。

■ 主な取組

- 県民、企業、団体等への「ふじのくに生物多様性地域戦略」の普及・啓発を図り、多様な野生動植物を育む豊かな自然環境の後世への継承に向けた自発的な取組を促進します。（くらし・環境部 自然保護課）
- 静岡県希少野生動植物保護条例に基づき希少種を指定し、捕獲・採取等を規制するほか、多様な主体による生息地等の保護回復事業を促進します。（くらし・環境部 自然保護課）
- 自然環境保全条例に基づく自然環境保全協定締結による希少種や緑化等の保全対策の確実な履行を開発行為者に求めることで、希少種の保護、回復に取り組みます。（くらし・環境部 自然保護課）
- 南アルプスにおける絶滅危惧種の調査を実施し、希少野生動植物保護条例に基づく指定希少野生動植物に指定し、保護・回復を図ります。（くらし・環境部 自然保護課）
- 生態系の解明に向け、未発見の種を探索するための調査を実施します。（くらし・環境部 自然保護課）
- 静岡県レッドデータブックを活用し、県民の自然環境保全への関心と理解を深め、自然保護意識の普及を図ります。（くらし・環境部 自然保護課）
- 生物多様性の保全に寄与する世界農業遺産「静岡の茶草場農法」の魅力に係る情報発信や認知度向上に向けた取組を推進するとともに、生物多様性に係る継続的な現地調査や伝統技術の調査分析を実施し、茶草場農法の茶の付加価値向上につなげていきます。（経済産業部 お茶振興課）

- 富士山静岡空港周辺地域に生息・生育する希少動植物の保護・保全のため、富士山静岡空港に係る環境監視計画に基づき、保全対策（必要に応じて調査）を実施します。（スポーツ・文化観光部 空港管理課）
- リニア中央新幹線の整備は、ユネスコエコパークに登録されている南アルプスの生物多様性の保全についても懸念されることから、事業者に対してその保全を求めています。（くらし・環境部 環境局）

小柱② 自然生態系に深刻な影響を及ぼす野生動植物の管理

■ 現状と課題

野生鳥獣による生態系への影響や農林業被害は、地域によって種別の被害状況が異なっており、地域特性に応じたより細やかな対策を推進することが必要です。加えて、狩猟者の減少、高齢化などの課題を踏まえ、担い手の育成や、ICT等の新たな技術の導入による捕獲など捕獲体制の強化が必要です。また、生態系のバランス崩壊を招く特定外来生物の適切な防除が必要です。

■ 主な取組

- 鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画に基づき、伊豆・富土地域のニホンジカなど、生態系への影響や農林業に被害を及ぼす野生動物の個体数調整や狩猟規制の緩和などを実施します。（くらし・環境部 自然保護課）
- 農林業者の狩猟免許取得の促進や、実技研修、育成研修の実施により、野生鳥獣捕獲の担い手の育成に取り組みます。（くらし・環境部 自然保護課）
- 鳥獣被害を防止するため、鳥獣被害対策実施隊員の資質向上や鳥獣被害対策アドバイザーの養成などにより、実施隊活動の充実を図るとともに、生息域等の把握による効果的な捕獲活動への支援を実施します。（経済産業部 食と農の振興課）
- 広域的な鳥獣被害対策が求められる地域において、市町間連携による被害防止対策の体制づくりを支援します。（経済産業部 食と農の振興課）
- 野生鳥獣の保護繁殖を促進する鳥獣保護区等の確保と柔軟な見直しに努めるとともに、法令を遵守した安全な狩猟及び有害捕獲を促進します。（くらし・環境部 自然保護課）
- 鳥獣による農林水産物に係る被害防止のための特別措置に関する法律に基づく「被害防止計画」を策定した市町に対し、交付金事業の活用により支援します。（経済産業部 食と農の振興課）

- 静岡県農林産物野生鳥獣被害対策連絡会において、関係機関との情報共有化を図るとともに、試験研究機関の開発した被害防止技術の普及啓発や鳥獣被害防止施設の整備を促進します。（経済産業部 食と農の振興課）
- 県が策定した「野生動物肉の衛生及び品質確保に関するガイドライン（ニホンジカ、イノシシ）」に基づく食肉加工を推進するため、研修会を開催するとともに、イベント等において消費者への普及啓発を実施します。（経済産業部 食と農の振興課）
- 外来生物が県内の野生動植物の生息を脅かすことのないよう「入れない、捨てない、拡げない」の外来生物3原則を普及・啓発します。（くらし・環境部 自然保護課）
- 特定外来生物に関する発見情報を収集し、関係機関と連携して駆除するとともに、適切な対応を県民に周知します。（くらし・環境部 自然保護課）

(2) 自然環境の保全

小柱① 自然公園等の適正管理・利用促進

■ 現状と課題

県内には、自然公園が7箇所ありますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、自然公園などの豊かな自然環境への需要が高まっています。こうした現状を踏まえ、自然公園の環境と利用状況を把握し、必要に応じて、区域・公園計画・保全計画の見直しを進めるなど、適正な管理を行う必要があります。あわせて、安全で快適な自然公園の利用を促進する必要があります。

■ 主な取組

- 自然公園・自然環境保全地域内の自然環境と利用状況を把握し、必要に応じて、区域、公園計画・保全計画の見直しを進め、適正な管理を行います。(くらし・環境部 自然保護課)
- 高山植物保護指導員、自然公園指導員、自然環境保全管理員の資質向上を図る研修会を開催します。(くらし・環境部 自然保護課)
- 富士箱根伊豆国立公園を中心に、安全で快適な自然公園の利用を促進します。(くらし・環境部 自然保護課)

小柱② 伊豆半島・富士山・南アルプス・浜名湖・駿河湾の保全

■ 現状と課題

県内の特徴的な地域として国内外からの注目が集まり、来訪者が増加する中、自然環境の保全と持続可能な利用の視点の重要性が一層高まっていることを踏まえ、本県のもつ豊かな生物多様性の魅力と保全の重要性に対する県民の認知度・理解度を高めていく必要があります。

■ 主な取組

- 鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画に基づき、伊豆・富土地域のニホンジカなど、生態系への影響や農林業に被害を及ぼす野生動物の個体数調整や狩猟規制の緩和などを実施します。(くらし・環境部 自然保護課)
- 生物多様性からもたらされる様々な恵みを将来にわたって維持していくため、伊豆半島、富士山、南アルプス、浜名湖、駿河湾など特徴的な地域の生物多様性を重点的に守るとともに、生物多様性の保全の重要性や魅力について「思い」を共有し、自らの行動・協働していく取組の輪を広げていきます。(くらし・環境部 自然保護課)

- 富士山の環境負荷の軽減や豊かな自然環境の回復・保全に向けた取組及び県民の自然環境保全意識の高揚を図る取組として、ボランティア等との協働による清掃活動、植生の保全、外来植物の防除及び除去を推進します。（くらし・環境部 自然保護課）
- 登山シーズンの交通渋滞を解消し、富士山の自然環境の保全を図るため、一般車両乗り入れ規制（マイカー規制）を実施します。（交通基盤部 道路企画課）
- 南アルプスが有する貴重な高山植物をニホンジカの食害から守る防鹿柵の設置などに取り組むとともに、現地に生息する高山植物や昆虫等の動植物調査などにより、絶滅危惧種・希少種の保護・回復に取り組みます。（くらし・環境部 自然保護課）
- 有識者等による特別講座をウェブ上で配信し、南アルプスに関する学びの場を創出するとともに、南アルプスの自然環境と触れ合う機会を提供します。（くらし・環境部 自然保護課）
- 南アルプスの自然環境をより良い形で未来につないでいくため、「南アルプスを未来につなぐ会」や、SNSを活用し、南アルプスの持つ場の魅力や情報を広く国内外に発信します。（くらし・環境部 自然保護課）
- 浜名湖流域で活動している環境保全団体等のネットワーク組織の連携強化を支援することで、外来植物の除去や清掃活動等住民行動による浜名湖づくりを促進し、汽水湖として貴重な生態系を有する浜名湖の環境保全を推進します。（くらし・環境部 自然保護課）
- 種苗移植等による藻場造成や、漁業者等による母藻投入、植食性魚類や雑藻の駆除等の活動支援により、藻場の回復を図ります。（経済産業部 水産振興課、水産資源課）
- 駿河湾をはじめとする世界に誇るべき美しく豊かな静岡の海を未来に引き継いでいくため、「美しく豊かな静岡の海を未来につなぐ会」を中心に、様々な人々・企業・団体等の連携・協働による調査研究・情報発信・実践活動を推進します。（経済産業部 産業イノベーション推進課）

小柱③ 豊かな自然、文化、歴史に根ざした美しい景観等

■ 現状と課題

本県を代表する富士山や伊豆半島等の広域景観の形成を推進するため、各地域において、県及び市町等で組織する広域景観協議会を開催し、関係市町等と連携して美しい景観づくりを進めています。また、公共空間の高質化や屋外広告物の適正化に取り組んでいます。美しい景観づくりを推進するためには、広域の取組をけん引し、県内市町との連携や県民の景観形成に関する意識の向上などを、今後も継続して図っていく必要があります。

■ 主な取組

- 複数の市町にまたがる広域景観形成を推進するため、広域景観協議会等を通じて市町と連携を図りながら、景観施策や屋外広告物の適正化を推進します。（交通基盤部 景観まちづくり課）
- 地域特性に応じた景観形成を推進するため、市町の景観計画策定等を働きかけ、専門家の派遣や研修の開催等により支援します。（交通基盤部 景観まちづくり課）
- 周囲の景観と調和した質の高い施設整備を推進していくことで、本県の美しい景観の磨き上げとともに、新しい生活様式を踏まえた観光地域づくりを推進します。（スポーツ・文化観光部 観光政策課）
- 魅力ある景観形成に対する県民の関心、意識の喚起・高揚を図るため、地域の個性を生かした良好な景観やそれを支える活動等を、積極的に情報発信します。（交通基盤部 景観まちづくり課）
- 除草や流木の処理などによる水辺環境の改善とともに、身近なオープンスペースである河川や海岸等の水辺空間の環境整備による潤いや憩いの場の創出に取り組みます。（交通基盤部 河川海岸整備課）
- 良好な森林景観の形成と保全に寄与する間伐等の森林整備を促進します。（経済産業部 森林整備課）

小柱④ 森・里・川・海の保全

■ 現状と課題

森（里地・里山を含む）の土壌から川を通じて海へ流れる栄養物質は、海の生態系の維持のために重要であり、本県の豊かな海の恵みを将来世代に継承するため、森・里・川・海のつながりに関する科学的知見を踏まえた施策を推進する必要があります。

里地・里山・里海では、長年にわたる人と自然の関わりを通じて、豊かな自然環境が形成され維持されてきましたが、近年の人口減少・少子高齢化等により、人の手が入らなくなり、自然環境が損なわれるおそれが生じています。こうしたことを踏まえ、地域住民等による保全活動や農山村振興などの様々な取組と連携しながら、里地・里山・里海の保全活用を効果的に推進する必要があります。

農業においても環境と調和した持続可能な農業生産の取組が求められることを踏まえ、農業者による環境保全型農業の必要性の理解、実践するための技術的普及や消費者への理解を促進することが必要です。また、水産資源の適正な管理や維持・増大に努め、持続可能で自然と共生した水産業を推進することが必要です。

■ 主な取組

- 森（里地・里山を含む）の豊かな土壌から川を通じて海へ流れる栄養物質と海の生物生産との関係に関する科学的知見の充実を促進するとともに、森・里・川・海のつながりとその保全の重要性について広く周知を図り、県民による保全活動を促進します。（くらし・環境部 環境政策課、経済産業部 水産資源課）
- 森づくり団体の活性化のため、生物多様性の保全等に効果的な活動の知識、技術の向上や、都市住民、企業との連携等を支援します。（くらし・環境部 環境ふれあい課）
- 県民の保全活動への理解と参加を促進するため、地域住民や森づくり団体との連携と協働による森づくり県民大作戦を実施します。（くらし・環境部 環境ふれあい課）
- 水源かん養、自然環境保全といった森林の公益的機能の維持・増進のため、間伐等の適切な森林整備や森林の若返りを図る主伐・再造林の促進、森の力再生事業による荒廃森林の再生整備、保安林の適正な配備・管理に取り組みます。（経済産業部 森林計画課、森林整備課、森林保全課）
- 県民との協働により、佐鳴湖などの湖沼、麻機遊水地や馬込川河口部などの湿地・干潟や篠原海岸などの砂浜で、多様な自然環境の保全・再生を促進します。（交通基盤部 河川海岸整備課）
- 農業・農村の多面的機能と持続性を確保するため、多様な関係者が連携し、地域資源の保全と活用を行う「ふじのくに美しく品格のある邑づくり」や「美農里プロジェクト」等の地域ぐるみの活動を支援します。（経済産業部 農地保全課）
- 自然環境の保全と再生のため、河川生物の遡上・降河を阻害しない魚道の設置や多自然型工法の採用、在来種による緑化等により、水と緑のネットワークの形成を推進します。（経済産業部 農地計画課）
- 山村地域の住民が協働して行う里山林の継続的な保全管理や利用等の活動や、都市部との交流による「関係人口」の拡大の取組を促進します。（くらし・環境部 環境ふれあい課）
- 環境と調和した農林水産業を実現するため、有機農業をはじめとした持続可能な農業の実践を推進するとともに、水産資源の適正管理や維持・増大に努めます。（経済産業部 食と農の振興課、水産資源課）
- 農薬の適正使用や低リスク農薬への転換、天敵等を含む生態系の相互作用を活用する技術の導入を推進します。（経済産業部 食と農の振興課）
- 肥料の適正使用や耕畜連携等による有機資源の活用を推進します。（経済産業部 食と農の振興課、畜産振興課）
- キンメダイやアサリ、サクラエビなどの水産物の資源管理制度の適正な運用や自主的管理の促進のため、ICTやビッグデータの利活用に関する研究を実施し、漁獲情報の集約などの新たな仕組みづくりや制度の改善に取り組みます。（経済産業部 水産振興課、水産資源課）

(3) 人と自然との共生

小柱① 自然とのふれあいの推進

■ 現状と課題

新型コロナウイルス感染症拡大による行動制約により、身近な自然に触れ、心身がいやされる環境への需要が高まっており、更なる自然ふれあい施設の利用促進を図るため、安全確保を第一に、自然ふれあい施設の計画的な修繕、更新など、適切な整備を行うとともに、トイレや手洗いなどの衛生施設を充足する必要があります。また、身近な里地・里山の継続的な保全管理や利用など、山村地域内の活動を支援しつつ、エコツーリズム等の観光や、健康・教育など、様々な分野で森林空間に新たな利用を呼び込む取組を推進し、山村地域と都市や企業が多様に関わる「関係人口」の拡大を図る必要があります。

■ 主な取組

- 県民が自然と直接ふれあう場や、体験学習、屋外活動の機会を提供するため、県有自然ふれあい施設や静岡悠久の森の適正な管理・運営を行うとともに、指定管理者等民間のアイデアを活用し、自然体験プログラムの充実を図ります。(くらし・環境部 環境ふれあい課)
- 県有自然ふれあい施設等を安全・安心な自然とのふれあいの場のモデルとするため、感染症対策を含む、利用者の安全確保のための計画的な設備の修繕、更新を実施します。(くらし・環境部 環境ふれあい課)
- 県立青少年教育施設において、指定管理者等の持つノウハウを活用し、自然とふれあう学習の機会を拡大し、魅力ある事業の実施に努めます。(教育委員会 社会教育課)
- 新たな利用を呼び込むため、地域資源としての森林空間を、多様な主体が健康、観光、教育等の視点で活用する「森林サービス産業」創出の取組を支援します。(くらし・環境部 環境ふれあい課)
- 富士山をはじめとする自然といった本県の魅力ある観光資源を活用したアドベンチャーツーリズムやグリーン・ツーリズム、サイクルツーリズムなどを推進し、県内への来訪や滞在を促進します。(スポーツ・文化観光部 スポーツ政策課、観光政策課、観光振興課)

小柱② 県民と協働で進める森づくり

■ 現状と課題

森づくり団体は、メンバーの高齢化や、活動資金の不足など、自立した活動を継続する体制が十分ではないことを踏まえ、活動の持続、活性化のため、安全技術の向上、資金の確保、都市住民や企業との連携強化、企業ニーズに応じたNPO等とのマッチングなど森づくり団体の活動基盤の強化を支援する必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により活動に制約が生じており、ウィズ・アフターコロナに対応した森づくり活動を推進する必要があります。

■ 主な取組

- 森づくり団体の活動の維持、活性化のため、安全技術の向上や、都市住民や企業との連携強化などを支援します。（くらし・環境部 環境ふれあい課）
- 県民の森づくりへの理解と参加を促進するため、地域住民や森づくり団体との連携と協働による森づくり県民大作戦を実施します。（くらし・環境部 環境ふれあい課）
- 企業のCSR活動やCSV経営を森づくりにつなげるため、しずおか未来の森サポーター制度への参画を働き掛けるとともに、企業と森林所有者やNPO団体等とのマッチングを支援します。（くらし・環境部 環境ふれあい課）
- 自然環境や森林・林業への理解促進のため、自然と人をつなぐスキルを持つ人材（森林環境教育指導者）を育成します。（くらし・環境部 環境ふれあい課）

小柱③ 緑化活動の促進

■ 現状と課題

これまで地域の緑化活動を担ってきた緑化ボランティアの高齢化を踏まえ、今後花と緑にあふれた暮らし空間を拡大していくためには、次の担い手育成と緑化活動を牽引するリーダーの育成が必要です。また地域緑化の一環としての園庭・校庭の芝生化を普及していくためには、芝生の維持管理に多くの労力がかかり保育園・学校側の負担となっていることを踏まえ、地域で芝生の維持管理方法を習得した人材の育成と支援体制の構築が必要です。

■ 主な取組

- 地域の緑化活動を継続的に実施していくため、活動団体を支援します。（くらし・環境部 環境ふれあい課）

- 緑化関係団体と連携し、緑化の専門的な技術・知識を備えた地域活動の核となる人材を育成します。（くらし・環境部 環境ふれあい課）
- 園庭・校庭の芝生化を促進していくため、県芝草研究所と（公財）静岡県グリーンバンクにて継続的に技術的支援を行います。（くらし・環境部 環境ふれあい課）
- 芝生の普及促進を図るため、芝生維持管理の省力化と用途に応じた芝種の選定に関する研究を行います。（くらし・環境部 環境ふれあい課）
- 地域に芝生を普及していくため、地域の芝生を管理できるボランティア等の人材育成を図ります。（くらし・環境部 環境ふれあい課）

5

環境と調和した社会の基盤づくり ～全てに共通する施策～



持続可能な社会を実現していくためには、個別分野の取組を推進していくことはもちろんのこと、環境と経済の両立、ライフスタイルの変革、環境保全の担い手育成など、全ての分野に共通する取組の視点も重要です。加えて、環境に関する調査・研究は、科学的知見に基づいた施策立案や、技術革新の基盤であり、ひいては全ての環境施策の基盤となります。

このため、環境ビジネスやESG金融の普及拡大、環境教育の推進、環境に関する調査・研究の充実を図り、環境と調和した社会の基盤づくりに取り組んでいきます。

■ 成果指標

指標名（単位）	現状値	中間目標値 （2025年度）	目標値 （2030年度）
新たに環境経営に関する制度に参加し取り組む事業者数（者）	70者 （2020年度）	毎年度 75者	毎年度 75者
環境保全活動を実践している若者世代の割合（％）	77.4％ （2021年度）	78.0％	80.0％

施策展開

(1) 環境と経済の好循環の創出

小柱① 環境ビジネスの振興

■ 現状と課題

我が国の環境ビジネスの市場規模は拡大傾向にあり、環境と経済の好循環に向けた機運が高まりつつあることを踏まえ、環境ビジネスの発掘・育成や、優良事例の情報提供、制度融資等の支援体制の整備等を行い、環境ビジネスを促進する必要があります。

■ 主な取組

- 環境ビジネスやESG金融の活用促進のため、環境ビジネス及びESG金融に関するセミナーやビジネスプランのコンテストを実施します。(くらし・環境部 環境政策課)
- 環境ビジネスの振興のため、県内の優良事例の調査を行い、事例集としてまとめ、広く情報発信を行います。(くらし・環境部 環境政策課)
- 環境ビジネスへ新たに参入する事業者等に対し、研究開発から新製品開発、販路開拓、資金繰り等の一環した支援を行います。(経済産業部 新産業集積課、経営支援課、商工金融課)
- 「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」に基づき、環境に配慮した物品の調達を率先して行います。(出納局 用度課)
- 「静岡県リサイクル製品認定制度」の普及促進により、環境配慮型製品であるリサイクル認定製品の認定数の増加を図ります。(くらし・環境部 廃棄物リサイクル課)

小柱② ESG金融の普及拡大

■ 現状と課題

世界的にESG金融が拡大しており、事業者の環境面の取組が積極的に評価されつつあることを踏まえ、県内において、金融機関や経済団体等と連携し、事業者等に対するESG金融に関する情報提供や、環境配慮型経営の促進、県によるグリーンボンドの発行などを通じ、ESG金融の普及拡大に向けた機運醸成を図る必要があります。

■ 主な取組

- 県有建築物のZEB化や道路照明灯・信号機のLED化等の脱炭素化事業を推進するため、グリーンボンド²²を発行します。（知事直轄組織 財政課）
- ESGに関する金融機関の取組や、ESG金融を活用した企業の取組事例を紹介するセミナーを開催し、広く情報提供を行います。（くらし・環境部 環境政策課）
- 県内の金融機関、経済団体、自治体からなる静岡県SDGs×ESG金融連絡協議会との連携を図り、同協議会が行うESGの普及拡大につながる活動を支援します。（くらし・環境部 環境政策課）
- 県内企業に対して、企業の自主的な温室効果ガス削減の取組であるSBT、RE100、REA ction などへの参加を促進するため、再生可能エネルギー由来電気等に関する取組事例や国・自治体などの助成制度などの情報提供を行います。（くらし・環境部 環境政策課）
- 中小企業の脱炭素経営の推進のため、支援員の活用により、省エネルギー機器導入や環境マネジメントシステム導入の支援を行います。（くらし・環境部 環境政策課）

²² 企業や地方自治体などが、環境改善効果のあるプロジェクト（グリーンプロジェクト）に要する資金を調達するために発行する債券。

(2) 環境にやさしいライフスタイルの実践

小柱① 県民運動の展開

■ 現状と課題

私たちは気がつかないうちに地球環境に多くの影響を与えています。そのため、日々のライフスタイルを見直し、具体的な行動を起こすきっかけとなる各種県民運動を展開する必要があります。

■ 主な取組

- 県民に、環境に配慮したライフスタイルへの変容を促し、具体的な行動を起こす機会を提供するため、SNSの活用やイベントの開催など、環境保全のための各種県民運動を展開します。（くらし・環境部 環境政策課）
- 家庭部門の温室効果ガス排出削減に寄与する、県民の脱炭素型ライフスタイルへの転換のため、企業、市町、NPOなどとの連携により、県民運動ふじのくにCOOLチャレンジ「クルポ」の取組の充実を図ります。（くらし・環境部 環境政策課）
- 使い捨てプラスチックを使用しないことや海岸・河川の清掃活動への参加など、県民一人ひとりの実践を呼び掛ける静岡県海洋プラスチックごみ防止「6R県民運動」を展開します。（くらし・環境部 廃棄物リサイクル課）
- 県民の森づくりへの理解と参加を促進するため、地域住民や森づくり団体との連携と協働による森づくり県民大作戦を実施します。（くらし・環境部 環境ふれあい課）
- 10月の「木使い推進月間」を中心に、木造化・木質化した建築物などの見学会やセミナーを開催するなど、「しずおか木使い県民運動」を推進します。（経済産業部 林業振興課）

小柱② 環境保全への行動変容を促す情報発信

■ 現状と課題

県政インターネットモニターアンケートの結果によると、過去と比較し、県民の環境保全に対する意識は着実に高まりつつありますが、さらに県民意識を高め、行動変容を促すため、環境保全活動等について、SNS等を活用し、幅広い世代に効果的かつ、分かりやすい情報発信を行う必要があります。

■ 主な取組

- SNS等を積極的に活用し、幅広い年代へ効果的かつわかりやすく情報発信を行います。（くらし・環境部 環境政策課）
- 県民に対し、広く県内の環境の状況や施策の実施状況の情報提供を行うため、写真や図等によりわかりやすく記載した環境白書を発行します。（くらし・環境部 環境政策課）
- 人が幸せになるエシカル消費 を推進するため、様々な消費行動や取組について、啓発サイト「プラス・エシカル」をはじめとする多様な広報ツールを活用した情報提供や、消費者・事業者双方に向けた普及啓発を行います。（くらし・環境部 県民生活課）
- 県内各地に設置している大気環境測定局で測定したデータをリアルタイムに県ホームページで公表するとともに、光化学オキシダントが高濃度になった緊急時や、PM2.5の濃度が国の暫定指針値を超えると予測される際には、注意報の発令等により、県民への注意喚起を行います。（くらし・環境部 生活環境課）
- 化学物質に関して、事業者から住民への情報開示や意見交換等を通じ、相互理解を深めるリスクコミュニケーションへの取組を推進します。（くらし・環境部 生活環境課）

(3) 環境保全の担い手育成

小柱① 環境教育の推進

■ 現状と課題

環境問題は、人間の社会経済活動がもたらす環境への負荷に起因しています。環境を保全し、持続可能な社会を構築するためには、県民一人一人が、自らの生活が環境に与える影響を意識し、環境に優しい生活を実践できるよう、環境教育、環境学習を推進し、環境保全の担い手を育成していく必要があります。

環境に優しい生活を実践している県民の割合は8割超と高い水準で推移していますが、次世代を担う若者世代では相対的に低い割合となっていることから、若者に対する環境教育を継続し、行動変容を促していくことが必要です。また、環境教育においては、若者の理解を促進し、学びを深めるため、地域に根ざした体験活動を推進するとともに、環境教育の内容や方法を、時代に応じ変化する環境課題を踏まえ、適宜見直していくことが必要です。

■ 主な取組

- 環境保全活動を実践している割合が低い若者世代を中心として、県民の環境意識の向上のため、環境作文コンクールや環境学習情報の発信等、普及啓発に取り組みます。(くらし・環境部 環境政策課)
- 環境に関する月間や週間において、様々なイベントやコンクールを通じて環境教育に取り組みます。(くらし・環境部 環境政策課)
- 県民が自然と直接ふれあう場や体験学習の機会を提供するため、県有自然ふれあい施設や静岡悠久の森の適正な管理・運営を行うとともに、森林を活用した持続可能な社会づくりの学び(森林ESD)の視点から行う自然体験プログラムの充実を図ります。(くらし・環境部 環境ふれあい課)
- 小中学校及び高等学校に対して、「持続可能な開発のための教育(ESD)」に関する国の施策等を周知し、学校における環境教育の推進に努めます。(教育委員会 義務教育課、高校教育課、特別支援教育課)
- 特別支援学校では、自然に親しむ学習や地域の自然を生かした学習、自然環境の保全を目的とした学習等を授業に取り入れます。(教育委員会 特別支援教育課)
- 社会や理科を始めとする各教科での環境学習に加え、SDGs、環境保全を題材とした探究活動や自然体験学習など学校における環境教育の充実を図ります。(教育委員会 義務教育課、高校教育課)

- 水資源や水循環の重要性を啓発するため、小中学生を対象とした「水の出前講座」や「水の週間記念作文コンクール」を実施します。（くらし・環境部 水資源課）
- 県民が様々な環境学習会等に参加できる機会を創出するため、「環境学習フェスティバル」を実施します。（くらし・環境部 環境政策課）
- 若年層の環境意識の向上を図るため、若者が参加する意見交換会などを実施します。（くらし・環境部 環境政策課）

小柱② 環境教育指導者の養成

■ 現状と課題

子供たちが体験活動等を通じて、身近な環境問題を学校や地域等で学ぶことができるよう、県では、環境分野の知識や指導方法を習得した指導者を登録し、その情報を公開しています。県民の環境学習の機会の増大や様々なニーズへの対応を図っていくためには、新たな人材の確保や、指導者の指導力向上のための支援を行うとともに、指導者の活用促進を図っていく必要があります。

■ 主な取組

- 県民の環境学習機会の拡大や多様な環境学習ニーズに対応していくため、指導者の登録制度（環境学習指導員）の周知や、登録済指導者へのフォローアップ講座実施等による指導力向上支援に取り組みます。（くらし・環境部 環境政策課）
- 環境学習のコーディネートや助言等を行う環境学習コーディネーターや、環境学習指導員の登録情報を県ホームページで発信し、環境学習機会の拡大を図ります。（くらし・環境部 環境政策課）
- 自然環境や森林・林業への理解促進のため、自然と人をつなぐスキルを持つ人材（森林環境教育指導者）を育成します。（くらし・環境部 環境ふれあい課）
- 緑化関係団体と連携し、緑化の専門的な技術・知識を備えた地域活動の核となる人材を育成します。（くらし・環境部 環境ふれあい課）

小柱③ ネットワークづくり

■ 現状と課題

県内では、企業、NPO、社会教育施設、環境学習指導者のグループ、行政等様々な主体が環境教育に取り組んでいます。地域の特性を生かした多様な環境学習の機会の充実や取組の更なる広がりを図るため、環境教育を担う多様な主体によるネットワークを構築し、各主体による協働取組を促進していく必要があります。

■ 主な取組

- 環境学習の機会拡大や充実のため、企業、NPO、社会教育施設、環境学習指導者のグループ、行政など、多様な主体によるネットワークを構築し、効率的な情報提供に努めるとともに、協働取組を促進します。（くらし・環境部 環境政策課）
- 環境教育ネットワーク推進会議や環境学習フェスティバルの開催を通じ、環境教育に取り組む多様な主体の連携を推進します。（くらし・環境部 環境政策課）

(4) 課題解決の基盤となる調査・研究の推進

小柱① イノベーションを促進する「研究開発」

■ 現状と課題

脱炭素化に伴う自動車の電動化への対応などの課題に直面する県内産業の技術革新を促進するため、新たな価値を創造するオープンイノベーションによる研究開発を推進する必要があります。

■ 主な取組

- 脱炭素化等の社会課題に対応する技術革新を促進するため、新成長戦略研究の実施など、新たな価値を創造するオープンイノベーションによる研究開発を推進します。(経済産業部 産業イノベーション推進課)
- 温暖化による農林産物への影響を軽減する耐暑性品種の育成や、施設園芸における省エネルギー栽培技術の開発を進めます。また、温暖化に対応した超晩成温州みかんの栽培、貯蔵技術の開発を進めます。(経済産業部 産業イノベーション推進課、農林技術研究所)
- 水田や茶園などの農地土壌への緑肥、バイオ炭等の施用による温室効果ガス排出削減に関する研究や、成長が早くCO₂の吸収量が多い早生樹等の用途別の樹種選定や更新・育林技術の開発と、県産材を活用した新たな木製品の開発によるCO₂の長期固定に貢献します。(経済産業部 産業イノベーション推進課、農林技術研究所)
- 二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの排出抑制や、臭気などの畜産に係る環境問題を解決する技術を開発するなど、持続可能な畜産業を推進します。(経済産業部 産業イノベーション推進課、畜産技術研究所)
- 炭素の固定・貯留に貢献する藻場（藻類）の機能・現存量評価と海藻の増養殖技術開発を行います。(経済産業部 産業イノベーション推進課、水産・海洋技術研究所)
- バイオマス素材、CNF等の素材の開発や、利活用を促進する新技術の開発を行います。(経済産業部 産業イノベーション推進課、工業技術研究所)
- 豊富な地下水等を活かして、未利用エネルギー活用に関する研究等を行い、脱炭素化を含めた持続可能な社会の実現に貢献します。(経済産業部 産業イノベーション推進課、環境衛生科学研究所)

小柱② 安全・安心な県民生活に貢献する「調査研究」

■ 現状と課題

地球温暖化に伴う気候変動や海水温上昇、新たな感染症の発生など、県民生活を脅かす様々な環境の変化に対応するため、継続的な調査や蓄積したデータの分析を行う必要があります。

■ 主な取組

- 地球温暖化に伴う気候変動など、県民生活を脅かす様々な環境変化に対応するため、継続的な調査研究を実施します。（経済産業部 産業イノベーション推進課）
- 地球温暖化モニタリング等の緩和・適応に関する調査研究を行います。（経済産業部、産業イノベーション推進課、環境衛生科学研究所）
- 新興感染症、食中毒、化学物質による健康被害、環境汚染等に対して、的確かつ迅速に対応する試験検査方法の開発等を行い、試験検査を行うとともに、事業者への技術支援等により、県民の健康と生活環境の維持・向上を図ります。（経済産業部 産業イノベーション推進課、環境衛生科学研究所）

第 6 章

計画の推進

- 1 各主体に求められる役割 104
- 2 計画の推進体制 105

1 各主体に求められる役割

本計画の推進に当たっては、県民、各種団体、事業者、行政のそれぞれが、環境の現状について正しい認識を持つとともに、環境の保全に向け、担う役割を理解して、それぞれの立場に応じた自主的かつ積極的な取組が求められます。

(1) 県民の役割

日々の生活が身近な環境から地球環境まで様々な影響を与えていることを十分に理解し、省エネルギーの徹底やごみの削減、自然体験活動への参加など、地域の環境、さらには地球環境に配慮した自主的な行動に積極的に取り組むことが期待されます。

(2) 各種団体の役割

それぞれの団体が持つ専門的な知識や技術等を活かし、行政や個人では対応できないきめ細やかで柔軟な活動を行うことが期待されます。加えて、県民、事業者、行政等との調整役を担い、各主体と連携・協働した取組を推進していくことも期待されます。

(3) 事業者の役割

あらゆる事業活動において、法令遵守の徹底はもとより、資源・エネルギーの効率的利用や廃棄物の削減、生産工程や流通過程における環境負荷の低減など、製品やサービスのバリューチェーン全体を見渡し、自主的、積極的に取り組むことが期待されます。また、事業活動において、環境・社会・企業統治の3つの観点に配慮し、環境問題解決のための新たな技術開発、環境に配慮した製品の製造・販売、環境関連サービスの提供等を新たなビジネスチャンスと捉え、環境と経済の好循環の実現に向けた役割を果たすことが期待されます。

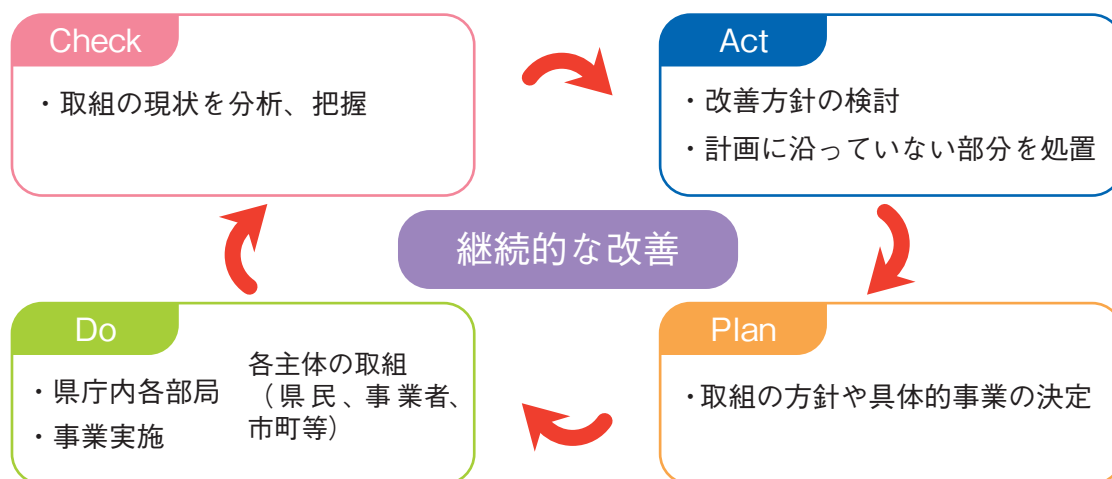
(4) 行政の役割

本計画に基づき、施策を総合的・計画的に推進するとともに、物品購入における環境配慮、公共施設での環境配慮など、率先して環境への負荷の少ない行動を実践します。また、県民、各種団体、事業者等の各主体が環境活動を適切に行えるよう、各主体間のネットワークづくりや環境に関する正確な情報発信が求められます。

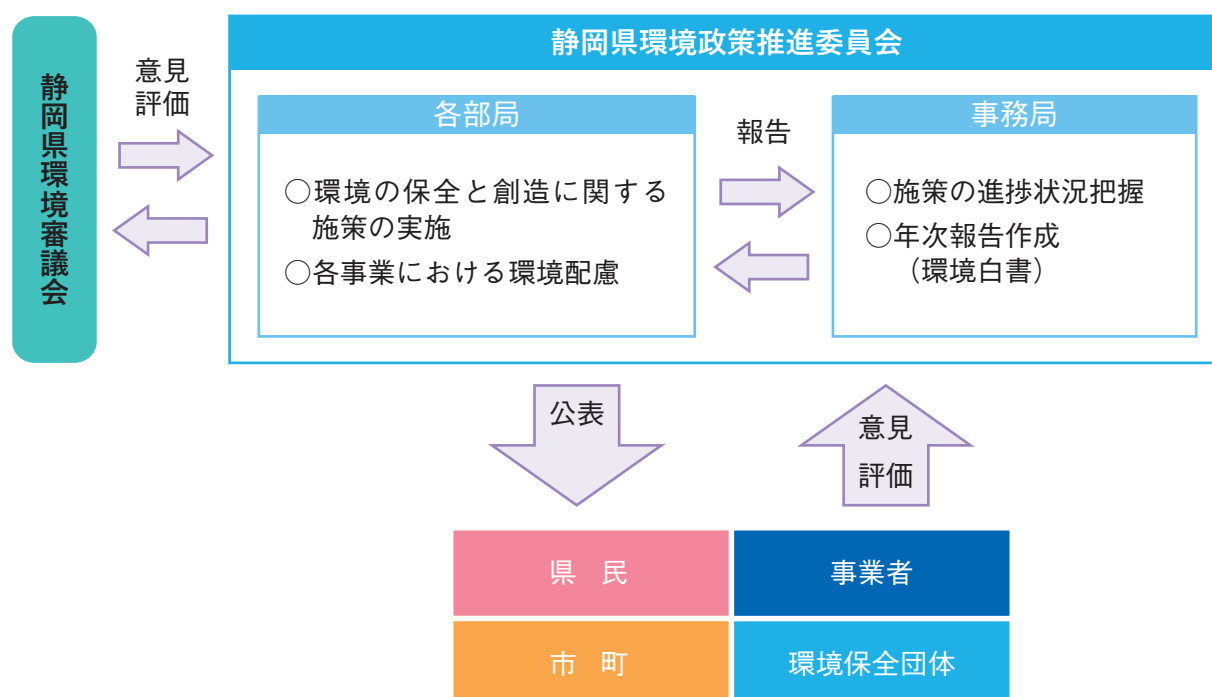
2 計画の推進体制

本計画の実効性を確保するため、数値目標を活用し、継続的な進行管理を行います。その際、現状分析が不十分な状態で立案・実行することを防ぐため、現状分析（Check）、改善方針の決定（Act）、具体的な施策の立案（Plan）、施策の実施（Do）によるCAPDサイクルで改善を図りながら取組を推進します。なお、環境基本計画と静岡県総合計画の進捗管理指標の多くが重複しており、一体的に推進していく必要があることから、原則として、環境基本計画の指標は静岡県総合計画の数値目標と整合を図ります。

■ CAPDサイクル



■ 実施体制



第4次静岡県環境基本計画 活動指標一覧

「活動指標」は施策の進捗状況を、客観的データにより定量的に示す指標であり、計画期間中に実施・到達すべき「目標値」を設定しています。

1 脱炭素社会の構築

指標名（単位）	現状値	中間目標値 （2025年度）	目標値 （2030年度）
省エネルギー診断実施回数（回）	累計260回 （2017-2020年度）	累計280回 （2022-2025年度）	累計350回以上 （2026-2030年度）
事業所の省エネルギー化に関するセミナー等参加者数（人）	平均138人 （2017-2020年度）	毎年度 200人	毎年度 200人
住宅の省エネルギー化に関するセミナー等参加者数（人）	158人 （2020年度）	毎年度 400人	毎年度 400人
電気自動車充電器設置数（基）	970基 （2020年度）	1,200基	5,000基
渋滞対策実施率（％、箇所数）	72.7％ （40箇所） （2020年度）	100％ （55箇所）	100％ （55箇所）
道路照明等のLED化率（基数）	17％（1,455基） （2020年度）	100％ （8,572基）	100％ （8,572基）
ふじのくにCOOLチャレンジ「クルポ」アクション数（件）	159,518件／年 （2020年度）	360,000件／年	800,000件／年
太陽光発電導入量（万kW）	226.3万kW （2020年度）	285.0万kW	334.3万kW
バイオマス発電導入量（万kW）	5.0万kW （2020年度）	24.6万kW	26.0万kW
中小水力発電導入量（万kW）	1.3万kW （2020年度）	1.4万kW	1.4万kW
水素ステーション設置数（基）	3基 （2020年度）	10基	15基
静岡県創エネ・蓄エネ技術開発推進協議会において、技術開発に取り組むワーキンググループ数（件）	8件 （2020年度）	13件	13件
エネルギー関連機器・部品製品化支援件数（件）	累計9件 （2018-2020年度）	累計12件 （2022-2025年度）	累計15件 （2026-2030年度）
次世代自動車分野における試作品開発等支援件数（件）	累計38件 （2019-2020年度）	累計84件 （2022-2025年度）	累計84件 （2022-2025年度）

ふじのくにC N Fプロジェクトにおける試作品開発等支援件数（件）	累計19件 (2018-2020年度)	累計28件 (2022-2025年度)	累計28件 (2022-2025年度)
森林の二酸化炭素吸収量を確保する間伐面積（ha）	8,408ha (2020年度)	毎年度 9,990ha	毎年度 9,990ha (2025年度)
再造林面積（ha）	236ha (2020年度)	毎年度 500ha	毎年度 500ha (2025年度)
公共部門の県産材利用量（m ³ ）	21,170m ³ (2020年度)	毎年度 23,000m ³	毎年度 23,000m ³ (2025年度)
木質バイオマス（チップ）用材生産量（万m ³ ）	5.7万m ³ (2020年)	毎年 10万m ³	毎年 10万m ³ (2025年)
住宅や建築物で利用される品質の確かな県産材製品（J A S製品等）の供給量（万m ³ ）	9.7万m ³ (2020年度)	11万m ³	11万m ³ (2025年度)

2 循環型社会の構築

指標名（単位）	現状値	中間目標値 (2025年度)	目標値 (2030年度)
食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減に取り組む市町数（市町）	1市町 (2020年度)	35市町	35市町
海洋プラスチックごみ防止「6 R県民運動」の清掃活動の延べ参加者数（万人）	18万人 (2020年度)	毎年度 50万人	毎年度 50万人
市町や事業者に対する研修会やセミナー等の開催回数（回）	15回 (2020年度)	毎年度 15回	毎年度 15回
県内一斉不法投棄防止統一パトロール（年2回）の延べ参加者数（人）	293人 (2020年度)	毎年度 700人	毎年度 700人
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集のための基準を策定し、当該基準に従って適正な分別排出を促進するために必要な措置を講じた市町数（市町）	0市町 (2020年度)	35市町	35市町
県が実施するサーキュラーエコノミーにつながる啓発講座の参加者数（人）	561人 (2020年度)	毎年度 4,500人	毎年度 4,500人

3 良好な生活環境の確保

指標名（単位）	現状値	中間目標値 （2025年度）	目標値 （2030年度）
水の出前教室実施回数（回）	140回 （2020年度）	毎年度 140回	毎年度 140回
地下水位の観測箇所数（箇所）	148箇所 （2020年度）	153箇所	153箇所
農業水利施設更新整備の事業化箇所数（箇所）	22箇所 （2020年度）	82箇所	82箇所
水質汚濁防止法特定事業場への立入検査の実施回数（事業所）	380事業所 （2020年度）	380事業所	380事業所
浄化槽法定検査受検率（％）	22.4％ （2019年度）	34.4％	44.4％
大気環境測定局の有効測定局数（局）	81局 （2020年度）	94局	94局
汚水処理人口普及率（％）	82.9％ （2020年度）	88.1％	91.8％
水道法水質基準不適合事案の件数（件）	3件	0件	0件

4 自然共生社会の構築

指標名（単位）	現状値	中間目標値 （2025年度）	目標値 （2030年度）
一定規模以上の開発行為に伴う自然環境保全協定締結率（％）	100％ （2020年度）	毎年度 100％	毎年度 100％
南アルプスにおける希少野生動植物保護条例の指定により保護される野生動植物の数（種）	6種 （2020年度）	累計18種	累計18種 （2025年度）
ボランティア等との協働による富士山の自然環境保全活動等参加者数（人）	平均13,841人 （2018-2020年度）	18,000人	18,000人
ボランティア等との協働による浜名湖の自然環境保全活動等参加者数（人）	平均13,342人 （2018-2020年度）	18,000人	18,000人

南アルプスユーチューブ動画の閲覧回数（回）	38,625回 (2020年度)	100,000回	200,000回
南アルプスサポーター数（人）	560人 (2020年度)	3,190人	5,000人
伊豆・富士地域ニホンジカの管理捕獲の目標頭数達成率（％）	100% (2020年度)	100%	100%
自然ふれあい施設における自然体験プログラム実施回数（回）	平均182回 (2018-2020年度)	180回	180回
しずおか未来の森サポーター企業数（社）	累計134社 (2020年度)	累計144社	累計154社
森林環境教育指導者養成人数（養成講座修了者数）（人）	累計51人 (2020年度)	累計150人	累計150人
緑化コーディネーター養成講座修了者数（人）	累計141人 (2020年度まで)	累計390人	累計390人
芝生文化創造プロジェクトで芝生化した園庭・校庭数（箇所）	64箇所 (2020年度)	96箇所	96箇所

5 環境と調和した社会の基盤づくり

指標名（単位）	現状値	中間目標値 (2025年度)	目標値 (2030年度)
SDGs・ESGセミナーへの参加者数（人）	165人 (2021年度)	毎年度 170人	毎年度 170人
ふじのくにCOOLチャレンジ「クルポ」アクション数（件）【再掲】	159,518件／年 (2020年度)	360,000件／年	800,000件／年
海洋プラスチックごみ防止「6R県民運動」の清掃活動の延べ参加者数（万人）【再掲】	18万人 (2020年度)	50万人	50万人
県が、SNS、動画を活用して環境教育に関する情報発信を行った回数（回）	34回 (2020年度)	毎年度 40回	毎年度 40回
新成長戦略研究の実用化割合（％）	77.8% (2020年度)	80.0%	80.0%

参考資料

第4次静岡県環境基本計画 策定の経過	112
静岡県環境審議会委員名簿	113
静岡県環境政策推進委員会名簿	114
静岡県環境基本条例	116

第4次静岡県環境基本計画策定の経過

年 月	事 項
令和3年1月	○令和2年度静岡県環境政策推進委員会幹事会（書面開催） ・第4次静岡県環境基本計画の策定に係る基本的事項について
2月	○令和2年度第3回環境審議会 ・「第4次静岡県環境基本計画の策定」について諮問 ・企画部会に付託
4月	○令和3年度第1回環境審議会企画部会 ・現状と課題、将来像、将来像を実現するための取組の方向、施策体系について審議
9月	○令和3年度第2回環境審議会企画部会（書面開催） ・計画（素案）について審議 ○令和3年度第2回環境審議会 ・計画（素案）について中間報告
11月	○令和3年度第3回環境審議会企画部会 ・計画（案）について審議
12月 ～令和4年1月	○第4次静岡県環境基本計画（案）パブリックコメント
2月	○令和3年度第4回環境審議会企画部会 ・答申（案）について審議 ○令和3年度第4回環境審議会 ・答申（案）について審議 ○静岡県環境審議会会長から知事に対し、 「第4次静岡県環境基本計画」について答申
3月	○令和3年度静岡県環境政策推進委員会 ・計画決定

静岡県環境審議会委員名簿

(令和4年3月1日現在) (敬称略、五十音順)

区分	氏名	職業、役職等	企画部会
会長	千賀 康弘	東海大学 名誉教授	部会長
副会長	藤川 格司	常葉大学 名誉教授	○
副会長	野田 三千代	海藻おしば協会 会長	
委員	浅見 佳世	常葉大学社会環境学部 准教授	
委員	荒巻 太枝子	静岡県シェアリングネイチャー協会 理事長	○
委員	井上 隆夫	一般社団法人静岡県環境資源協会 事務局長	○
委員	小野寺 郷子	一般社団法人会議ファシリテーター普及協会 副代表理事	○
委員	亀井 暁子	静岡文化芸術大学デザイン学部 教授	○
委員	木村 浩之	静岡大学学術院理学領域 教授	
委員	小杉 充伸	静岡県環境保全協会 副会長	
委員	小杉山 晃一	常葉大学社会環境学部 准教授	
委員	小南 陽亮	静岡大学学術院教育学領域 教授	
委員	近藤 多美子	株式会社環境アセスメントセンター 調査計画部長補佐	
委員	杉山 和陽	静岡県農業協同組合中央会 担い手支援部長	
委員	谷 幸則	静岡県立大学食品栄養科学部 教授	
委員	名倉 光子	特定非営利活動法人とうものの会 理事長	
委員	藤井 節子	静岡県消費者団体連盟 理事	○
委員	牧野 正和	静岡県立大学食品栄養科学部 教授	○
委員	望月 鉄彦	静岡県森林組合連合会 代表理事常務	○
委員	四本 康久	静岡県議会危機管理くらし環境委員長	

静岡県環境政策推進委員会

(1) 静岡県環境政策推進委員会名簿

区 分	職 名
委員長	副知事
委 員	知事直轄組織政策推進担当部長
	知事直轄組織デジタル戦略担当部長
	知事直轄組織地域外交担当部長
	危機管理部長
	経営管理部長
	くらし・環境部長
	スポーツ・文化観光部長
	健康福祉部長
	経済産業部長
	農林水産担当部長
	交通基盤部長
	出納局長
	企業局長
	がんセンター局長
	教育部長
	警察本部総務部長

(2) 静岡県環境政策推進委員会幹事会名簿

区分	部局名	職名
幹事長	くらし・環境部	環境局長
幹 事	知事直轄組織	総合政策課長
		デジタル戦略課長
		地域外交課長
	危機管理部	危機政策課長
	経営管理部	総務課参事
	くらし・環境部	企画政策課長
		環境政策課長
	スポーツ・文化観光部	企画政策課長
	健康福祉部	企画政策課長
	経済産業部	産業政策課長
	交通基盤部	建設政策課長
	出納局	用度課長
	企業局	経営課長
	がんセンター局	マネジメントセンター長
	教育委員会	教育政策課長
	警察本部	総務課長

静岡県環境基本条例

平成8年3月28日

条例第24号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第8条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第9条－第22条）

第3章 地球環境の保全（第23条・第24条）

附則

私たちの静岡は、富士山、南アルプス、駿河湾、浜名湖などを擁し、温暖な気候と多様な自然環境に恵まれ、先人のたゆまぬ努力により今日の豊かな社会を築いてきた。

しかしながら、近年の社会経済活動は、私たちの生活の利便性を高める一方で、資源やエネルギーを大量に消費し、自然の再生能力や浄化能力を超えるような環境への負荷を与えることとなり、すべての生命の生存基盤である地球の環境にまで大きな影響を及ぼすようになってきた。

健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受することは、健康で文化的な生活を営む上での私たちの権利であるとともに、良好で快適な環境を将来の世代に引き継いでいくことは、私たちの責務である。

私たちは、自然のもたらす恵みなくしては生存できないことを認識するとともに、自らの生活様式や社会経済活動の在り方を見つめ直し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築と地域特性を生かした自然と人との共生の確保に努め、美しい県土を創造していかなければならない。

このような認識の下に、私たちは、共に力を合わせて、地球的視野に立った環境の保全と創造を推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、市町、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（一部改正〔平成19年条例42号〕）

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、県民が安全で健康かつ快適な生活を営む上で欠くことのできない健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに良好で快適な環境が将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者が公平な役割分担の下に環境への負荷を低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動に自主的かつ積極的に取り組むことによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを旨として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、多様な自然環境に恵まれた本県の地域特性を生かし、自然と人との共生を確保することを旨として行われなければならない。

4 地球環境の保全は、地域における事業活動や日常生活が地球環境に影響を及ぼすものであることにかんがみ、国際的な協力の下に積極的に推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、環境の保全及び創造を図る上で市町が果たす役割の重要性にかんがみ、市町が行う環境の保全及び創造のための施策を支援し、これに協力するように努めるものとする。

（一部改正〔平成19年条例42号〕）

(市町の責務)

第5条 市町は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関し、その区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(一部改正〔平成19年条例42号〕)

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止するために必要な措置を講ずる責務を有するとともに、自然環境を適正に保全するため、自然環境の破壊の防止に努めるほか、植生の回復、緑地の造成その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(一部改正〔平成19年条例42号〕)

(県民の責務)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(一部改正〔平成19年条例42号〕)

(静岡県環境白書)

第8条 知事は、毎年、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした静岡県環境白書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境基本計画)

第9条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的・長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、環境基本法（平成5年法律第91号）第43条の規定により設置された静岡県環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(県の施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造に配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第11条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第12条 県は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。

(1) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地盤沈下の原因となる地下水の採取その他の行為に関し、公害を防止するために必要な規制の措置

(2) 自然環境を保全することが特に必要な区域における自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

(誘導的措置)

第13条 県は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動（以下この条において「負荷活動」という。）を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷を低減させることとなるように誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる措置を講ずるように努めるものとする。

(1) 必要かつ適正な財政上の措置その他の措置

(2) 適正かつ公平な経済的負担を課する措置について調査及び研究を行い、その結果、その措置を講ずることが特に必要と認められるときは、そのために必要な措置

(公共的施設の整備等の推進)

第14条 県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつその他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、県は、公園、緑地その他の環境の保全及び創造のための公共的施設の整備並びに自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業その他の環境の保全及び創造のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第15条 県は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び県民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、環境への負荷の低減を図るため、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等に努めるものとする。

(教育及び学習の振興)

第16条 県は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興により事業者及び県民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第17条 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体（次条において「民間団体等」

という。)が自発的に行う生活排水の浄化、再生資源に係る回収、地域の緑化、希少野生動植物の保護その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第18条 県は、第16条の教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査及び研究の実施等)

第19条 県は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するとともに、環境の保全及び創造に関する研究の実施及び技術の開発並びにそれらの成果の普及に努めるものとする。

(監視、測定等の体制の整備)

第20条 県は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(公害に係る紛争の処理等)

第21条 県は、公害に係る紛争について迅速かつ適正な解決に努めるとともに、公害に係る被害者の救済について必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第22条 県は、環境の保全及び創造を図るため、広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第3章 地球環境の保全

(地球環境の保全に資する行動指針の策定等)

第23条 県は、県、市町、事業者及び県民がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するように行動するための指針を定めるとともに、これに基づく行動を促進するため、普及啓発その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(一部改正〔平成19年条例42号〕)

(地球環境の保全に関する国際協力の推進)

第24条 県は、国、国際機関その他の団体等と連携し、地球環境の保全に関する調査及び研究の実施、情報及び技術の提供等を効果的に行うことにより、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(静岡県公害防止条例の一部改正)

2 静岡県公害防止条例（昭和46年静岡県条例第3号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(静岡県自然環境保全条例の一部改正)

3 静岡県自然環境保全条例（昭和48年静岡県条例第9号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(静岡県立自然公園条例の一部改正)

4 静岡県立自然公園条例（昭和36年静岡県条例第53号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成19年3月20日条例第42号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

令和4年3月発行

編集：静岡県くらし・環境部 環境局 環境政策課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

電話：054-221-3597

E-mail：kankyou_seisaku@pref.shizuoka.lg.jp